

第一節 鎌倉幕府の滅亡と南北朝動乱

一 彼杵郡に及んだ倒幕の動き―江串三郎入道の挙兵

■ 一、後醍醐天皇による二度の倒幕活動

天皇親政の復活を願った後鳥羽上皇と鎌倉幕府との対立は、承久三年（一二二二）に承久の乱として勃発したが、鎌倉幕府の圧倒的な兵力に朝廷方は敗北した。幕府は後鳥羽上皇をはじめとする三上皇を隠岐、佐渡、土佐に配流とした。その後も幕府は朝廷に干渉し、皇位継承にも口を挟む程であった。

こういったように朝幕関係は悪化の一途をたどるなか、鎌倉時代中期以後、皇室では後嵯峨法皇の死後、後深草上皇の血統である持明院統と、龜山上皇の血統である大覚寺統に分かれ、皇位や皇室領荘園の相続をめぐる争いが続いていた。後深草天皇が退位して上皇となり、住まい（先洞）と定めたのが持明院という寺院であったため、この皇統を持明院統と称し、龜山天皇が退位して上皇となり、住まいと定めたのが大覚寺という寺院であったため、この皇統を大覚寺統と称した。

十四世紀初め、この両統の紛争に乗り出した鎌倉幕府は、両統が交代で皇位につく方式を定め（両統迭立）、朝廷の政治に介入するようになった。このような情勢のなかで、大覚寺統から即位した後醍醐天皇は、天皇親政をおし進め、記録所の再興など意欲的な政治を行った。このころ幕府の得宗専制政治に対する御家人の反発がだいに高まり、また、畿内近国の悪党などの動きも依然活発であった。

後醍醐天皇は正中元年（一三二四）に日野資朝等と共に密かに倒幕計画を進めたが、事前に発覚し失敗した。日野

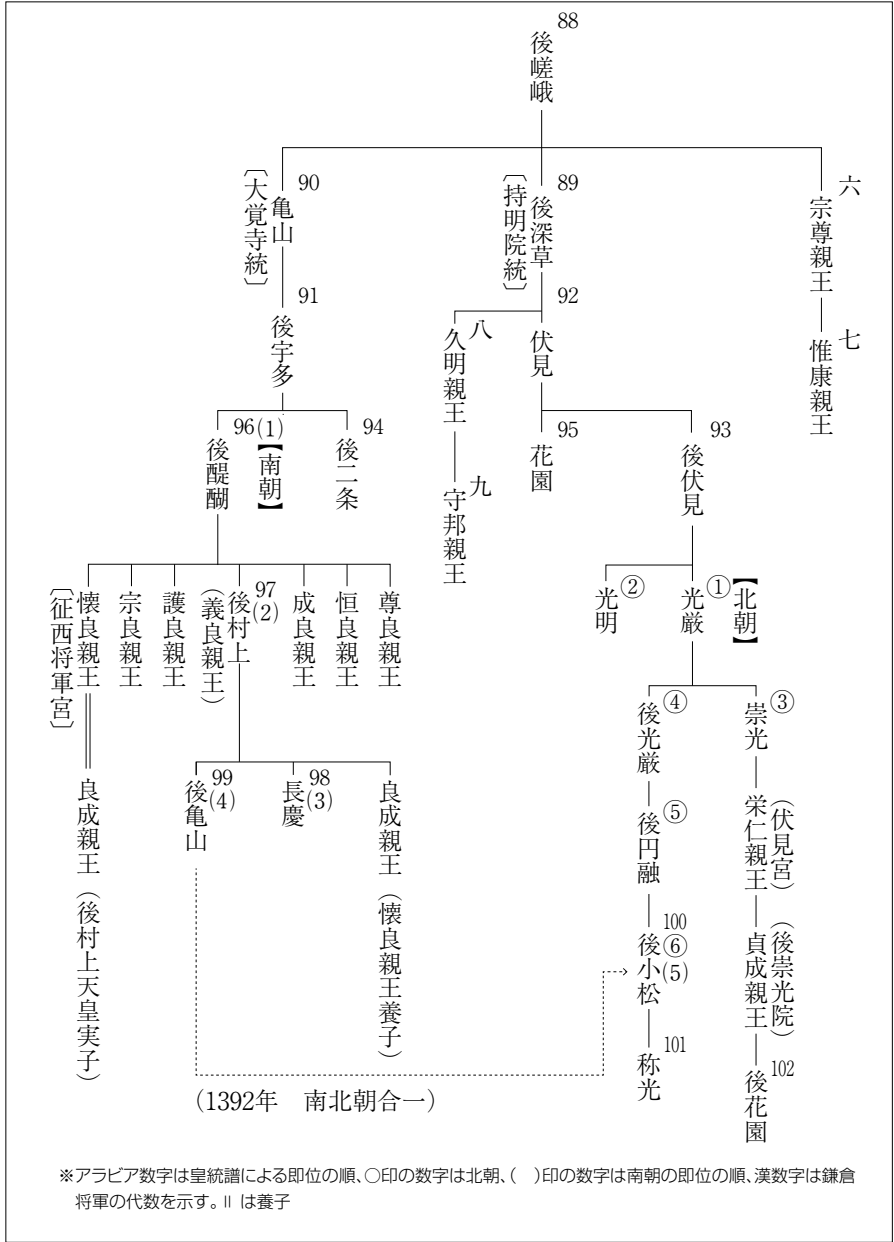


図2-1 皇室略系図

(作成：盛山隆行)

資朝は佐渡に配流、後醍醐天皇は釈明して事なきを得た。正中の変という。

その後再び元弘元年（一二三二）に後醍醐天皇は都で幕府討伐の計画を練ったが、未然に六波羅探題に知れるところとなり、これまた失敗に終わった。これにより、持明院統の光厳天皇が即位し、元弘二年（一二三三）に後醍醐天皇は隠岐へ、第一皇子の尊良親王は土佐へ配流となった。この政変を元弘の変という。

しかし後醍醐天皇の皇子護良親王や楠木正成らが、畿内の新興武士などの反幕勢力を結集して蜂起し、幕府軍と戦い、翌年の元弘三年（一二三三）には後醍醐天皇は隠岐を脱出、これに呼応して足利尊氏、新田義貞等が倒幕の兵を挙げ、時代は鎌倉幕府討伐へと進んでいく。

この挙兵に呼応した九州地方での動向を眺めると、肥後の菊池武時が元弘三年三月に、幕府下にあった鎮西探題を攻撃し、九州での鎌倉政権の一掃を企てたが、失敗に終わり敗死した。

■「博多日記」に記された彼杵での挙兵

この菊池武時の挙兵とほぼ時期を同じくして、彼杵地方でも同じ動きがあった。

京都東福寺の僧・良覚が記した「博多日記」^①によると、正慶二年（一二三三・北朝年号元弘三年）に彼杵庄江串村（東彼杵町）に居住する江串三郎入道が、後醍醐天皇の第一皇子の尊良親王を奉じて鎌倉幕府討伐の兵を挙げたというのである。

尊良親王は元弘の変が起こると、父・後醍醐天皇に従い山城笠置山に立て籠もったが、同城の落城に先立ち、楠木正成の河内の居城に移った。しかし元弘元年十月三日に幕府方に捕らえられ、佐々木大夫判官に預けられた。十二月二十七日には土佐に配流が決定し、翌二年三月八日に京を出発し、かの地へと向かった。

後に後醍醐天皇の皇子宗良親王の撰で、南朝方歌人の歌を集めた新葉和歌集に尊良親王の土佐配流地での次の歌がある。

土佐の国にて百首の歌よみ侍りける中 冬月

わが庵は土佐の山風さゆる夜に

軒もる月も影氷るなり

親王の配流地は現在の高知県幡多郡黒潮町(旧大方町)おおがたぢょうに当たり、その地を調査した橋田榮澄の報告によると②、「仏が森」の中腹にある「王野山御殿跡」と言われるその地は、土佐沖の吹き荒れる風にさらされて跡形もなく、頂上から流れ落ちた土砂が数段にもなって埋もれ、崩れた石段が雑木や枯れ木に覆われているという。にわかには作られた草庵は前の歌のように土佐沖からの強風にさらされる所であった。

先の歌は山中の草庵での厳しい生活ぶりが切々と伝わってくる。

編集上の都合により掲載できません

写真2-1 「博多日記」江串三郎入道関係記事
(公益財団法人 前田育徳会所蔵)

その尊良親王の姿は一年後の元弘三年の三月には、肥前国彼杵庄江串の小豪族であった江串三郎入道に迎え入れられ江串村にあった。共に鎌倉幕府倒幕の兵を挙げたと「博多日記」は記す。

「博多日記」により、その彼杵庄での一〇日間にわたる倒幕の事件を再現してみたい。

正慶二年三月十七日、博多に肥前国彼杵から早馬が到来した。それによると去る十四日に彼杵庄江串の土豪・江串三郎入道が、彌次刑部房明慶、甥の円林房、了本房などを率いて倒幕の兵を挙げたと

いう。御坐を設けて先帝の一宮を迎え入れ、周辺から多くの兵を集めているともいう。

円林房が着到奉行となり、駆けつけた者たちを着到表に書き付けている。去年の冬の頃から丁本房が尊良親王を千綿の奥の木庭に秘かに迎え奉ったという。

十四日、江串三郎入道の甥・砥上四郎が、本庄の八幡宮の錦の戸張を譲り受けて旗として掲げ、本庄・今富・大村を駆け廻り、親王の許に結集するよう募兵して回った。

親王から江串入道は遠江守に、子息三郎は式部太夫に任じられた。

十七日、幕府方から江串氏の征伐のために遣わされた軍勢は、佐志二郎、値賀二郎、波多源太、多久太郎、高木伯耆太郎であった。

二十四日、博多へ彌次刑部殿、并息又五郎、六郎七郎の頸が到来した。嫡子安芸殿と舎弟二人は生け捕られ連行されてきた。刑部殿は逃げて行方をくらませたが、大村山に追い上げ、二十二日に当地の永岡三郎入道が討ち取った。二十五日、刑部殿と子息等の頸は晒され、残された子息二人は幼稚であったために放免された。安芸殿は一〇日ばかりの後に逃げ失せて姿をくらませってしまった。

以上が江串三郎入道拳兵の顛末である。

■三、尊良親王を奉じた江串氏の行動を追う

「博多日記」の記述には「先帝ノ一宮御坐アリ」とあるのみで、そこには尊良親王との具体的な記述はない。この「博多日記」は、前述したように東福寺の良覚が博多に在って、その地で見聞した記録であるから、質の高い同時代史料である。そこに先帝すなわち後醍醐天皇の一宮とあることは、まず尊良親王と判断してよい。

その親王を奉じて拳兵した日が三月十四日であった。

「博多日記」はその数日前からの博多の緊迫した状態を記す。三月十一日には肥後の菊池二郎入道舜阿が博多に入り、倒幕に同調する衆の着到に懸かっている。十三日に博多市中所々に火が懸けられ、その夕刻には菊池勢が錦の旗を捧



写真2-2 江串三郎入道の居城 串島城跡 (東彼杵町里郷)

げて松原口辻堂より鎮西探題に押し寄せたために、幕府方は辻堂の在家に火を懸けて菊池勢の攻撃を阻止した。

こうして菊池武時の倒幕の戦いは博多市中で展開されるが、敗北し戦死する。そしてその日のうちに、幕府方は菊池の本城を攻めるべく討伐の兵を肥後に差し向けた。

その矢先に早馬によって、翌三月十四日に彼杵庄の江串三郎が倒幕の兵を挙げた旨が鎮西探題に届くのである。江串氏の行動は菊池氏の挙兵の翌日であり、偶然の一致であろうか。後醍醐天皇を奉じる立場同志で意志の疎通があったのではないか。

江串三郎が迎え入れた尊良親王の御坐所は、千綿の奥の木庭こばとある。江串氏の居城は、現在の東彼杵町里郷に大村湾に突き出た串島という小さな半島があり、その基部に築かれた串島城であった。明治三十年(一八九七)に鉄

道敷設のために掘削され原形を留めていない。ただ現在は城屋敷、空堀、城坂という地名のみが城の名残を留めている。この江串氏の居城と対峙して東方の山間部に木場郷がある。昭和五十六年(一九八一)からの圃場整備の際に、郷内の「松の塔様」という墓石の周辺から大量の宝篋印塔ほうせついんとうや五輪塔が出土した⁽³⁾。中世の時期からこれだけの墓石を造り得る土豪が存在した地であった。江串氏居城との位置関係から、「博多日記」が記す木庭との用字の違いはあるもの、この木場郷が尊良親王の御坐所に比定できるものと思われる。

親王を迎えた江串氏は募兵にかかった。本庄の八幡宮の戸張を募兵の標として用いたという。本庄とは現在の大村市内の松原・福重一带に当たるが、本庄内の八幡宮とは現在の松原八幡神社(松原八幡宮)である。

江串は親王を奉じて倒幕の兵を挙げたために、江串入道は遠江守に、子息の三郎は式部太夫に任じられている。こ

ここで気に懸かるのは、「博多日記」の正慶二年三月十七日の記事冒頭に挙兵の中心人物は、「江串三郎入道」と一人の名前の如くと記されながら、官途を授かったのは、江串入道とその子息三郎が遠江守と式部大夫に任じられたとする。ここでは入道と三郎とを切り離し、二人のこととして記す。従来、江串三郎入道は一人の名前として解釈されてきた。しかし官途に叙せられた経緯からすると、江串三郎と江串入道とを分けて二名の名前としなければならぬ。

この点について『東彼杵町誌 水と緑と道』上巻には、「江串三郎は遠江守に、子息二郎は式部大夫に任じた」と記す④。しかし「博多日記」には遠江守に任じられたのは「江串入道」とあり、江串三郎とは記されていない。また町誌ではその子息を「二郎」とするが、尊経閣文庫の複製本ではあるが、そこは「子息三郎」と確認できる。『東彼杵町誌 水と緑と道』上巻のこの部分の解釈は明らかに誤りである。

「江串三郎入道」の解釈は今後の大きな課題であるが、本稿ではそれを一人とするのか、また二人と解釈するかは保留し、そのままに江串三郎入道の名前を用いていく。

さて挙兵した江串氏一団を征伐するために、鎮西探題は五氏が率いる軍勢を彼杵に差し向けた。筆頭に記される佐志二郎は、唐津の西北部の佐志の豪族で松浦党を構成する有力な一族である。値賀二郎は呼子西部の今村の豪族、波多源太は唐津の南部・相知岸岳城の城主で松浦党の統領であった。多久太郎は佐賀の多久盆地を支配する豪族であり、後に龍造寺氏によって滅ぼされたために、この当時の一族を前多久まよかという。高木伯耆太郎は佐賀北部を本拠地として、肥前一宮の河上淀姫宮の大宮司職にあり肥前を代表する豪族であった。

この緊迫した時期に下松浦の有力御家人・平戸の峯源藤五が博多に参着していないので、鎮西探題は召文を出したところ、既に閏二月には京都に出発していた。その真偽を確かめるために肥前国の守護代を遣わしたという。江串三郎入道の挙兵に呼応する豪族が出ないか警戒したのである。幕府の過敏な態度がうかがえる。

この時期は前述したように、肥後の菊池氏も鎮西探題を急襲したために、その征伐と本拠地肥後への派兵と、幕府方には極めて緊張し混乱した時期であった。そういった中に肥前の有力豪族を急ぎ取り纏めて江串三郎入道の鎮圧に

向けたのである。

この征伐軍の派兵は三月十七日であった。その七日後の二十四日には彌次刑部殿、并息又五郎、六郎七郎の首級が博多に到着し、そのうちの彌次刑部は大村山中に逃げ込んだところを、二十二日に討ち取ったと記す。この経緯からすると、江串氏が率いる挙兵軍と征伐軍の合戦は三月二十日、二十一日の頃と推測され、短期間に戦闘は終わり、江串氏一族はあつけなく敗北したもようである。

「博多日記」は生け捕りにした者として「嫡子安芸殿并舍弟二人」と記す。日記の文意から嫡子安芸殿とは江串入道の嫡子、加えて舍弟二人も江串氏の息子と解釈される。その舍弟二人は幼少であったために放免された。しかし長男の安芸は一〇日ほど経った頃に捕縛から脱出して姿をくらましたという。恐らく鎮西探題の混乱の隙をかいくぐっての脱出であったのであろう。

大村山に追い上げた彌次刑部を討ち取ったのは、大村永岡三郎入道であった。この一族と思われる人物が、この「博多日記」に裏書きされる文書に次のように登場する。

一 當御代御下知

十四通 正文 南山御方二在之

二通 今富又次郎入道 元亨三 六月六日

正中弐 四月廿二日 大友方御施行在之

并使節奉書等在之

二通 永岡四郎入道 皆同

(中略)

使節飯田彦次郎定

下知状の内容は不明ながら、何らかの下知状が使節飯田彦次郎によって今富又次郎をはじめ一四氏に回された回状

目録である。その下知状は元亨三年（一二三三）と正中二年（一二三五）付けのものであった。その二番目に永岡四郎入道の名前が見える。江串氏拳兵の八年から一〇年ほど前にその存在が確認できる人物である。恐らく永岡三郎入道と同族の者と思われる。ほぼ同時期の二記録に永岡氏を名乗る人物を確認できることは、「博多日記」の信憑度を高めるものである。

永岡三郎入道は彌次刑部を討ち取っていることから、幕府方に組みする立場にあった。江串三郎入道の甥・砥上四郎が、本庄の八幡宮の錦の戸張を旗として指し掲げ、本庄・今富・大村一帯を募兵して廻ったというが、逆に大村から拳兵軍の要人を討ち取る者が出ていることは、決して官方に従順を示す者ばかりではなく、募兵は決して順調ではなかった。

博多に運ばれた首級の中には、江串三郎入道のものもなかった。尊良親王を匿い逃れたものと思われる。

その後の江串氏の行動は不明であるが、拳兵した正慶二年（一二三三）から二九年後の「彼杵一揆連判状」に三二名が名を連ねる中に次のように登場する(5)。

八幡大菩薩御罰、各可蒙(罷蒙カ)寵候、仍連判契約状如件、

正平十七年七月九日

彼杵庄一揆連判着到名字任(マ)

河棚原三郎源盛貞

同小三郎源永光

(中略)

波佐見修理亮橘泰平

同弥三郎橘近平

同江串孫三郎橘光平

正平十七年(一三六二)に波佐見居住の小領主として江串孫三郎橘光平の名が見える。この彼杵一揆は彼杵郡の小豪族が南北朝の争乱期を地縁的關係で結束し、同一の軍事行動を盟約した連合体であった。その立場はこの場合「正平」という南朝年号を用いているから、南朝方にあった。

恐らくここに登場する江串氏は、江串三郎入道の末裔しんごと思われるが、挙兵に敗北した後、波佐見の地に移住したものの、南朝方(宮方)の立場であることに変わりはなかった。

太田 亮はこの「彼杵一揆連判状」に登場する江串孫三郎光平を、江串三郎入道の挙兵の際に式部太夫に任じられた江串入道の息子三郎に比定している(6)。

■四、尊良親王をめぐる

土佐に配流の身であった尊良親王を、江串三郎入道がどうして千綿奥の木庭に迎えることができたのか。大きな疑問である。

遠く隔たった両地が結ばれるのは、『東彼杵町誌 水と緑と道』でも指摘するように、いずれも九条家領であった点である。親王の土佐から彼杵庄への移動には、鎌倉幕府とは異なる立場にあった九条家という権門勢家の手引きがあったのではないか。

加えて江串三郎入道の挙兵を含む「博多日記」は、東福寺の僧良覚によって記されている。この東福寺の開基は九条道家であり、九条家領の中には東福寺領も広く含まれていた。

両者のこういった関係の中で、その一方の立場にある東福寺良覚には、親王を奉じての挙兵が、所属する寺院と縁が深い九条家領内で起こったことは無関心ではおれず、日に日に伝わってくる戦況をもとに正確に書き綴ったのであろう。

こういった土佐と彼杵庄の地縁、それを書き留めた良覚の立場などを勘案すると、尊良親王の彼杵庄への移動には、

九条家という大きな力が作用したように思われるのである。

元弘三年（一二三三）三月二十日頃の江串敗北の後、尊良親王の消息が分かるのは、左記の上妻文書である②。

一品親王 尊良親王去月廿六日、大宰府原山御坐之間、筑後國上妻庄上妻郡一分地頭宮野四郎入道教心即馳參、賜陣屋、令勤仕大番候畢、以此旨加有御奏聞候哉 教心恐惶謹言

元弘三年六月日

沙彌教心上

進上 御奉行所

彼杵での敗北から二ヵ月後の五月二十六日には、親王は太宰府の原山の地に在り、近傍の諸族が集結し親王の宿衛に当たっている。鎮西探題の北条英時が、小武氏と大友氏が主導する九州の豪族たちによって滅ぼされるのが五月二十五日であり、その翌日のことである。

建武元年（一一三四）、京都で後醍醐天皇による建武の新政が樹立するに伴い、尊良親王は都に帰還するが、やがて足利尊氏の親政からの離反によって後醍醐天皇は比叡山に難を逃れ、天皇方は次第に不利になっていく。

尊良親王は皇太子の恒良親王（第六皇子）と共に、新田義貞に奉じられて北国に下向し越前金崎城に入った。しかし建武二年正月に足利方の将高師泰・斯波高経によって金崎城は包囲され、執拗な攻撃により三月六日に落城し、親王は自害し、恒良親王は捕られた。

前述の『新葉和歌集』には尊良親王の次の歌も収められている。

とおき国に侍りしころ

聞き馴るる契りもつらし衣うつ

民のふせやに軒を並べて



写真2-3 尊良親王を祀る金崎宮（福井県敦賀市 金崎宮提供）

「遠き国」がどこを指すのか不明であるが、盟約破れて失意のなかで詠まれていることから、最期の地となった金崎城での歌と思われる。

明治二十三年（一八九〇）には金崎城址に尊良親王を祀る金崎宮かねがきみやが創立され、同二十五年には恒良親王も合祀された。

二 足利尊氏の大村氏への軍勢催促

大村市立史料館寄託の「大村家史料」の中に、足利尊氏の書状一通が含まれている。尊氏は新田義貞と共に鎌倉幕府討伐の立役者であり、後に後醍醐天皇の建武新政に参画しながらも離反し、京都に北朝を立て室町幕府を開いた。一方の後醍醐天皇は吉野に南朝を樹立し、いわゆる南北朝対立の時代へと入っていく。

問題の足利尊氏の書状は、建武新政に離反した当時のものであり、次のような内容である。

新田右衛門佐義貞与党誅伐事、所被下 院宣也、為所々要害警固、不日可馳上之状如件

建武三年三月十二日（尊氏花押）

大村四郎殿

新田義貞誅伐の院宣が発せられたので、大村四郎宛に馳せ集まるよう軍勢の催促を行っている。この書状は急転する当時の世情、殊に九州の政情を物語る一級史料である。建武三年当時、尊氏はかつての盟友新田義貞により京都を追われ九州に落ちのびていた。

そこで九州での官方（南朝）の中心人物であった菊池武敏との間に起こったのが、筑前多々良浜での合戦であった。失意のうちに九州落ちしていた尊氏によって、この合戦の勝利は復権の契機となった。合戦は建武三年（一三三六）三月十日であり、尊氏はその翌日には、九州諸国の在地武士に対して菊池氏追討の命を下している。

大村四郎宛の書状は三月十二日付であるから、尊氏勢力の復活という状況下で発せられ、新田義貞とその一党の追討を命じている。

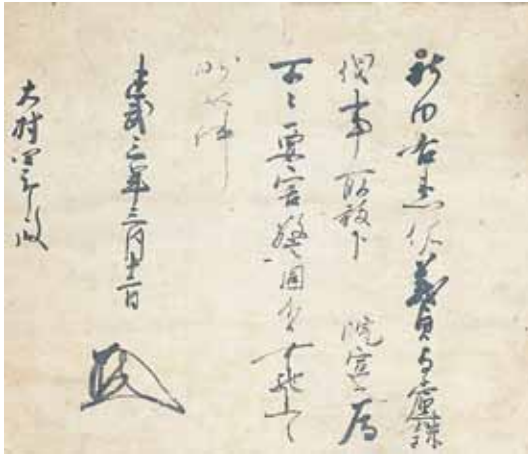


写真2-4 大村四郎宛足利尊氏軍勢催促状

(大村市立史料館寄託 大村家史料(請求番号)404・53(新田右衛門佐義貞与党誅伐二付書状))

羽下徳彦の研究によれば足利尊氏の軍勢催促状は、建武二年(一三三五)十二月十三日から康永二年(一三四三)二月二十五日の間に五〇通を数える⑧。そのうちに建武三年に四六通が集中する。ただ建武三年三月十二日付の大村四郎宛の催促状は、羽下の目に触れなかったのか、ここには含まれていない。この日付の前後の催促状を見ると、三月十日に禰寝弥三郎に、三月十三日には野上次郎三郎に発せられた。肥前国の在地武士には、三月十七日付で深堀弥五郎、深堀平三、深堀三郎五郎に出されている。こういう状況下で大村四郎宛の催促状があっても問題はない。さてその大村四郎とはいかなる人物なのか。この十四世紀前半に「深堀家文書」や「東妙寺文書」などに登場するのは、大村太郎家直である。この家直と大村四郎との関係を解明する史料は見当たらないが、外山幹夫は四郎は家直の庶子と推測する⑨。

多々良浜合戦での大村氏は、尊氏と対立する宮方の立場で菊池武敏に組みした。多々良浜擲手の守りについたが大敗し、「宗像軍記」は原田氏、千葉氏と共に深山幽谷に身を隠したとする。

尊氏と対立して宮方についた大村氏に対して、尊氏名の軍勢催促状が発給されたことはやや不可解である。ただ当時の大村氏は一家のみではなく、藤津郡から彼杵郡にかけて一族庶子が広く分布していた。その内に大村家直のように宮方の立場で多々良浜合戦に参戦する者、また尊氏から軍勢催促を受けたように尊氏陣営に近い立場をとる者もいた。この一通の書状は、大村氏とはいえ南朝・北朝と一つの立場で括ることはできない当時の複雑な事情を物語っている。

この軍勢催促状が近世大名大村家に伝蔵されてきたとすれば、



写真2-5 大村・延命寺跡地輪

三 金石文にみる大村地方の南北朝

藩主大村氏の系譜はこの大村四郎を含む家系の中に位置付けられる。ただ「大村家文書」ひいては、現在、大村市立史料館寄託「大村家史料」として伝わった経緯がやや不明解であり、元来大村家に伝わったものか、大村氏宛の書状であるために後世に大村家が収集したのか、その伝蔵の経緯を明らかにすることが今後の課題であろう。

(久田松和則)

旧大村藩域を含めた長崎県内で確認される中世石塔類は、南北朝時代までの建塔時期に大きく三つのピークを見出すことができる(第六章第一節第四項参照)。ただ、第一期(十一～十二世紀 平安後期～鎌倉初期)と第二期(十三世紀後半～十四世紀初期 鎌倉後期)は連続した軌道を描いてピークに至るというのではなく、ともに突如として建塔されてくるというのが実態である。第一期は当地に初めて石塔類が登場した時期だから当然のこととして、第二期も、前後に継続性はなく第一期との間に一定の空白期間を置いていきなり建塔されてくる状況にある。

それに対し第三期の南北朝時代(十四世紀後半)のピークは、主に長崎県の島々に見られる中央形式塔の大量建塔を指しているが、本土部にあっても基数には増加傾向が認められる。ただ、第一期、第二期とは異なり、細々ながら継続的に建塔されてきた第二期からの軌道線上にピークが認められる。

表2-1長崎県下に見られる主な石塔類・文書等記載の南朝・北朝年号一覧は、長崎県に見られる主な南朝年号・北朝年号銘を彫出・記載している石塔類及び文書類を南朝・北朝ごとに分類した一覧表である。文書としては、中世文書として長崎県を代表

する「青方文書」「福田文書」「深堀家文書」「来島文書」を取り上げた。また石塔類としては、現在までに長崎県下で確認された南北朝銘一四基の石塔類をすべて挙げ、その他として大般若経写本紀年銘や梵鐘銘、鰐口銘、棟札銘なども入れた。

当地における南北朝時代は、建武新政府時代、足利尊氏下向、足利直冬下向と三勢力鼎立、征西將軍宮の全盛、今川了俊九州探題時代という政治的変動に左右された時代であり、南朝か北朝かそのどちらの年号を使用するかは、どの勢力に属していたかを知る指標である。

ところで、この表²⁻¹に表れた南朝・北朝年号の使い分けをみると、大きく四グループに分類できる。まず一三三五年までの第一グループ（建武新政府時代）では、石塔類としてみられる大村・延命寺塔の紀年銘が他の文書同様に南朝年号を使用している。この延命寺跡石塔^{写真2-5}は、長方形形状部材に縦書きで「建武元年^戊八月八日圓圃法阿」と陰刻されているために五輪塔地輪と断定はできないが、ここでは便宜上地輪としておく。建武新政府時代であるからして南朝の統一年号を使用しているのは当然であろうが、改元の時期は中央における政変等の情報が混乱輻輳していたと思われるので、その情報が地方まで伝達されるまでにはある期間タイムラグが生じ、そのために改元初年の時期には旧来の年号を使った事例が目立つ。建武元年は元弘四年一月二十九日に改元されているので、延命寺五輪塔地輪は「建武元年^戊八月八日」までには改元後の情報が正確に伝わっていたことを示している。

次に第二グループとして一三三六年から一三五二年までの間を区切ってみると、この時期は足利尊氏、足利直冬下向と三勢力鼎立の時代である。それまで南朝年号を使用していた「青方」「福田」「深堀」「来島」各文書が、正平元年銘の「深堀明願・小宮通廣連署押書」（「深堀家文書」）を除いて、ほぼすべてで北朝年号に変化し、その変化に添う形で対馬・多久頭魂神社梵鐘銘や諫早・慶嚴寺名号石銘も北朝年号を刻んでいる。

ただ、一三五四～五六年の二年間は南朝・北朝ともに使用する資料が認められるが、東彼杵町大門に残る五輪塔地輪^{写真2-6}は、その前面に「石造立志者／為沙弥道覺／聖靈故也／文和二年^末乙／四月十六日／施主^白敬」と刻んで北

北朝		石塔類・文書等
正慶	元	
	2	青方覚性申状案(「青方」)
建武	3	【足利尊氏、九州下向】 足利尊氏軍勢催促状(大村四郎宛) 青方高直軍忠状案(「青方」)など 深堀明意軍忠状(「深堀」)など 今川助時軍勢催促状寫(「福田」)など 大島又四郎宛源有催促状(「来島」)など
	4	壹岐安国寺高麗版大般若經写本 鎮西管領一色道猷施行状案(「青方」)など 源俊賢施行状(「深堀」) 福田兼明軍忠状寫(「福田」)など 足利尊氏(カ)御判感状寫(「来島」)など
暦応	元	(建武5年)鎮西管領一色道猷軍勢催促状案(「青方」)など (建武5年)深堀明意番役勤仕注進状(「深堀」)など (建武5年)福田兼益軍忠状寫(「福田」)など
	2	青方高直注進状案(「青方」)など 深堀明意博多警回番役勤士注進状(「深堀」)など 福田兼信軍忠状寫(「福田」)など
	3	青方闇軍忠状案(「青方」) 福田兼信軍忠状寫(「福田」)など
	4	深堀明意田地等讓状(「深堀」)
康永	元	(暦応5年)青方高直軍忠状案(「青方」) (暦応5年)小侯道刺召文(「青方」)など 沙彌某軍勢催促状寫(「福田」)など
	2	鎮西管領一色道猷擧状案(「青方」)など 深堀時元・同清政連署和与状(「深堀」)など 沙彌某軍勢催促状寫(「福田」) 大島闇軍忠状(「来島」)
	3	多久頭魂神社梵鐘銘 寂念置文案(「青方」)など 深堀時廣着到状(「深堀」) 松浦小次郎(聞)宛一色範氏宛行状(「来島」)
貞和	元	(康永4年)某御使請取状案(「青方」) (康永4年)藤原直郷召文(「深堀」)など
	2	足利尊氏御教書案(「青方」)など 大友氏泰軍勢催促状寫(「福田」)
	3	
	4	一色道猷書下(「深堀」)など

●は旧大村藩領域内で確認される地元制作塔(緑色片岩製)、▲は砂岩製、○は佐賀型安山岩製、◎印は日引石塔(福井県高浜町)。

表2-1 長崎県下に見られる主な石塔類・文書等記載の南朝・北朝年号一覧

西暦	南朝	石塔類・文書等
1332	元弘 2	
1333	3	武藤貞・書下案(『青方』)など 肥前國千松寺住持重濟寄進状(『深堀』)など 福田兼信着到状寫(『福田』)など
1334	(建武元) 建武新政府	●大村・延命寺跡五輪塔地輪(?)、某沙汰事書案(『青方』)など (建武元年) 深堀政綱安堵申状、(正慶3年) 深堀政綱所領讓状(『深堀』)など (建武元年) 福田兼信着到状寫、後醍醐天皇綸旨寫(『福田』)など (建武元年) 後醍醐天皇綸旨(『來島』)など
1335	(建武2)	足利尊氏軍勢催促状案(『青方』)など 少貳頼尚施行状寫(『福田』)など、後醍醐天皇綸旨(『來島』)
1336	延元 元	
1337	2	
1338	3	
1339	4	
1340	興国 元	
1341	2	
1342	3	
1343	4	
1344	5	
1345	6	
1346	正平 元	深堀明願・小宮通廣連署押書(『深堀』)
1347	2	
1348	3	

(註)・『青方』は『青方文書』、『福田』は『福田文書』、『深堀』は『深堀家文書』、『來島』は『來島文書』の略。

北朝		石塔類・文書等
貞和	5	【足利直冬、鎮西下向】 藤三郎起請文(『青方』)など
観応	元	鎮西管領一色直氏書下案(『青方』)など (貞和6年)今川直貞軍勢催促状(『深堀』)など (貞和6年)福田兼政軍忠状寫(『福田』)など (貞和6年)足利直冬宛行下文(『来島』)など
	2	▲(貞和7年)諫早・慶巖寺名号石 貞宗・忠孝連署奉書(『深堀』) 沙彌某所領宛行状寫(『福田』)
文和	元	(観応3年)松浦理契約状案(『青方』)など (観応3年)小侯氏連軍勢催促副状(『深堀』)
	2	
	3	
	4	●東彼杵・大門五輪塔地輪
延文	元	(文和5年)みやうえ所領讓状案(『深堀』)
	2	
	3	
	4	
	5	
康安	元	(延文6年)青方重相傳状案(『青方』)など
貞治	元	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
応安	元	
	2	
	3	

・●は旧大村藩領域内で確認される地元制作塔(緑色片岩製)、▲は砂岩製、○は佐賀型安山岩製、◎印は日引石塔(福井県高浜町)。

西暦	南朝	石塔類・文書等
1349	正平 4	
1350	5	【倭寇の侵、ここに始まる】(「高麗史」忠定王2年) 【観応の擾乱】
1351	6	
1352	7	
1353	8	
1354	9	源建請文案(「青方」)
1355	10	松浦市今福・善福寺鰐口銘
1356	11	深堀明智・同明願連署讓状案(「深堀」)
1357	12	多久頭魂神社金鼓、大蔵経種により奉懸 白魚政讓状案(「青方」)など 深堀時久請取状(「深堀」)
1358	13	
1359	14	
1360	15	【大保原合戦で菊池南朝方勝利】
1361	16	【1361より72年まで征西將軍宮、太宰府占領】 征西將軍宮懷良親王令旨案(「青方」) 深堀時勝軍忠状(「深堀」)
1362	17	【長者原合戦で菊池南朝方勝利】 彼杵一揆連判状断簡寫(「福田」) 征西將軍宮懷良親王令旨案(「青方」)など 征西將軍宮懷良親王令旨案(「来島」)
1363	18	壹岐安国寺高麗版大般若経写本 彼杵庄南方一揆連判状断簡寫(「福田」) 征西將軍宮懷良親王令旨案(「青方」)
1364	19	大村・大般若経写経 (正平25年まで。佐賀県相知町医王寺蔵) 了満・正七等連署起請文案(「青方」)
1365	20	白魚繁讓状案(「青方」)
1366	21	●東彼杵五輪塔 ●東彼杵宝篋印塔 宇久・有河住人等連署置文案(「青方」)
1367	22	◎五島・玉之浦島山島宝塔銘 ◎五島・若松町日島宝篋印塔 征西將軍宮懷良親王令旨(「来島」)
1368	23	
1369	24	高麗渡りの大山二艘の公事免除(「大山小田家文書」) 平某所領安塔状寫(「福田」) ◎五島・玉之浦大宝寺五重層塔銘
1370	建徳 元	(正平廿五年) 青方重讓状案(「青方」) (正平廿五年) 深堀時勝莊分濟物用途納状(「深堀」) (正平廿五年) 藤原季高宛行状寫(「福田」)

(註)・「青方」は「青方文書」、「福田」は「福田文書」、「深堀」は「深堀家文書」、「来島」は「来島文書」の略。

北朝		石塔類・文書等
応安	4	【幕府、今川了俊を九州探題に補任】
	5	【今川了俊、太宰府奪取】 壹岐安国寺高麗版大般若經写本 彼杵一揆連判状断簡寫(「福田」) 深堀時弘軍忠状(「深堀」) など
	6	五島住人等一揆契諾状案(「青方」) など 今川了俊書下案(「深堀」) など
	7	◎対馬・内院五輪塔 称・頓阿連署押書状案(「青方」) 今川頼泰領家職預ケ状(「深堀」) など 福田兼親軍忠状寫(「福田」) など
永和	元	(応安8年) 宇久松熊丸等連署押書状案(「青方」) (応安8年) 五島玉之浦大宝寺梵鐘銘 (応安8年) 式見兼綱軍忠状(「深堀」) など
	2	澄茂遵行状 佐賀県相知町医王寺梵鐘(「西海路肥前州彼杵庄父賀志村」)
	3	青方重置文案(「青方」) など 今川貞臣証判大島堅軍忠状(「来島」) など
	4	対馬木坂八幡宮棟札[大檀那当州守護は宗朝臣伊賀守澄茂] 尼聖阿彌陀仏法却状案(「青方」) 深堀時勝代時澄軍忠状(「深堀」) 今川貞臣証判大島堅軍忠状(「来島」) など
康暦	元	(永和5年) 青方重等連署讓状案(「青方」)
	2	
永徳	元	今川了俊安堵状(「青方」) など 深堀時久軍忠状(「深堀」) など 福田兼親軍忠状寫(「福田」)
	2	青方重軍忠状(「青方」)
	3	與等連署押書状案(「青方」) など
至徳	元	(永徳4年) 下松浦住人等一揆契諾状案(「青方」) など
	2	○諫早市小長井町遠嶽宝篋印塔 善賢等連署裁決状案(「青方」) 大村・紫雲山延命寺縁起序
	3	白魚糺讓状案(「青方」)
嘉慶	元	某法却状案(「青方」) など
	2	下松浦住人等一揆契諾状案(「青方」)
康応	元	●東彼杵五輪塔 散位某書下寫(浦上一揆)(「福田」) 深堀時清知行分田地段錢請取状(「深堀」)
明德	元	●康応2年銘大村・石走五輪塔 深堀時弘軍忠状(「深堀」) など 福田兼親軍忠状寫(「福田」)
	2	●大村・三城五輪塔 ●長与・寺屋敷五輪塔 みやうおん田地讓状(「深堀」)
	3	下松浦住人等一揆契諾状案(「青方」) など

●は旧大村藩領域内で確認される地元制作塔(緑色片岩製)、▲は砂岩製、○は佐賀型安山岩製、◎印は日引石塔(福井県高浜町)。

西暦	南朝	石塔類・文書等
1371	建徳 2	香岐安国寺高麗版大般若経写本 白魚乙若丸申状案(「青方」)など
1372	文中 元	征西將軍宮懐良親王令旨案(「青方」) 〔青方固、宮方として転載〕
1373	2	
1374	3	澄茂発給文書
1375	天授 元	(文中4年) 澄茂発給文書
1376	2	
1377	3	
1378	4	
1379	5	
1380	6	
1381	弘和 元	
1382	2	
1383	3	
1384	元中 元	
1385	2	
1386	3	
1387	4	
1388	5	
1389	6	
1390	7	
1391	8	
1392	9	

(註)・「青方」は「青方文書」、「福田」は「福田文書」、「深堀」は「深堀家文書」、「来島」は「来島文書」の略。

朝年号の「文和四年」(「二」を二つ並列させて四を表す)を使用している。この点は非常に重要で、恐らく一三三六年以降の北朝方へ変化した情勢が彼杵地方にあつては文和四年まで継続してその影響下にあつたものと思われる。

次の第三のグループは、征西將軍宮が太宰府を占領する一三六一年から一三七二年までとすべきかもしれないが、大まかに南朝年号が再び使用される一三五四年から今川了俊が九州探題として補任される一三七一年までの範囲で見つめる。ここでは、中央形式塔である五島玉之浦宝塔銘や同じ玉之浦の大宝寺五重層塔、また新上五島町若松町日島の釜崎宝篋印塔銘が、他の文書・鰐口銘・大般若経銘同様に南朝年号を使用している点が注目される。

この中央形式塔はすべて日引石塔で、若狭湾に面した福井県高浜町日引地区で制作され日本海海上ルートで搬入された石塔であるが、主に十四世紀後半から十五世紀代にかけて北は青森県十三湊から南は鹿児島県坊津まで搬入建塔されている⑩。分布を詳細にみれば、中世日本海交易で活躍した安藤氏の拠点・青森県十三湊をはじめ山形県加茂、石川県能都町など東北・北陸でも確認される⑪。また、隠岐島をはじめ島根県更には鳥取県の各地⑫でも多く発見されているが、その中で最大の建塔地といえは長崎県下の対馬・平戸・五島列島(主に日島)であり、現在までに約四五〇基分の建塔を確認している。この日引石塔の大量分布は、若狭湾を起点にした海のネットワークが日本海沿いに広範囲に展開されていたことを示しており、旧体制の垣根を越えて急激に成長してきた浦々の土豪を含めた海人勢力の存在を示唆している。つまり、ここで建塔された日引石塔など都風の中央形式塔はその海のネットワークへの参画を意味する証しとも取れ、



写真2-6 東彼杵・大門地輪

実際、彼らが旧来の地方色豊かな現地石塔を使用している事例は今だ確認していない。ただ、中央形式塔を遠路搬入して建てたとしても、紀年銘を含めた銘文は形態に比して非常に拙い彫出であることから現地で陰刻したものと考えられる。そのため、ここで挙げた三基の日引石塔の南朝年号は現地の政治状況から選択された結果だと考えられる。

なお、この日引石塔のすべてが第三グループの時期に搬入されたわけではなく、移動の初期段階が一三六〇～七〇年代ということである。ちなみに、大村湾内には搬入されておらず、同じ中央形式塔でも無銘の花崗岩製塔が西海市面高の通称・唐人墓の部材に使用されているだけである。十四世紀後半から十五世紀にかけての大村湾は、列島の日本海から東シナ海沿いに展開されていた海のネットワークからは外れていたと想定されるのだが、この大村湾と同じ外海との開口部をもつ佐世保湾内では確認されており、その分布状況の相違は両湾における当時の対照的な政治状況を示唆する点で興味深い(第一章第三節を参照)。

最後のグループである一三七二年から一三九二年までの第四グループ(今川了俊九州探題時代)では、日引石塔である対馬の内院五輪塔銘や諫早市小長井町の遠嶽宝篋印塔、東彼杵五輪塔、大村市内の石走五輪塔、三城五輪塔、長与町の寺屋敷五輪塔が、他の文書等同様に北朝年号を使用している。もちろん、この背景には今川了俊の九州下向と菊池攻略等があるわけだが、特に一三七〇年代半ば以降から一三九二年の南北朝合体までは北朝勢力の浸透が西肥前の北朝年号使用に色濃く表れているものと思われる。

以上のことからみて、少なくとも南北朝時代の銘をもった一四基の石塔類は、南朝と北朝がめまぐるしく変動した時代にあっても、他の文書等と同じく時代の変化に即応した紀年銘を刻んでいることから、その銘文内容は信頼できる正確な内容をもっていると考えられる。

なお、中央形式塔である日引石塔は南朝又は北朝のどちらか一方の勢力に限定されることなく両朝を通じて建塔されており一部の限られた勢力による建塔ではないことが分かるが、この十四世紀後半期、大村郡川周辺の中世寺院群は一時的な政治的社会的変動に見舞われて破却され、その混乱期を経て宗旨変化が起こった時代と考えられる(第六

章を参照)。この変動を伝える「紫雲山延命寺縁起」では寺院群火災を「貞治五年」(一二三六)として北朝年号を使用している。この一二三六六年は、先ほどの南朝・北朝年号の使い分けのグループでは南朝使用の第三グループに入り、「縁起」記載の北朝年号「貞治」は使用されていない。それに対し大上戸川河畔での大般若経六〇〇巻の写経は「正平十九年」(一二三四)として南朝年号を使用しており、第三グループの南朝年号使用に適合している。この相違、特に「縁起」での北朝年号記載をどう捉えるかは今後の課題であろう。

(大石久)

註

- (1) 公益財団法人 前田育徳会が維持管理する尊経閣文庫の所蔵。書名原題は『楠木合戦注文 正慶二年分』と記される。楠木正成を中心とする畿内軍と鎌倉幕府軍との合戦見聞録。この関係記事に続いて若干の空白を置いて後半には鎮西・長門両探題に對する九州・中国・四国在地勢力の動向が日記体で記される。この部分は「博多日記」と呼ばれ区分されるので、本稿でも「博多日記」の記録名を用いる。
- (2) 橋田栄澄「尊良親王配流地について―第二仮御所王野山御殿跡を中心に」(土佐史談会編『土佐史談』243号 土佐史談会 二〇一〇)
- (3) 東彼杵町教育委員会編『東彼杵町誌 水と緑と道』上巻 (東彼杵町教育委員会 二〇〇〇) 二五二頁
- (4) 前掲註(3) 二四九頁
- (5) 「付録 福田文書」彼杵一揆連判状断簡写」(外山幹夫『中世九州社会史の研究』 吉川弘文館 一九八六)
- (6) 太田 亮「姓氏家系大辞典」第一巻(角川書店 一九六三) 七九四頁
- (7) 東京大学史料編纂所編『大日本史料』第六編之一 元弘三年五月―建武元年十月 後醍醐天皇(東京大学出版会 一九六八)
- (8) 羽下徳彦「足利直義の立場―その一 軍勢催促状と感状を通じて」(日本古文書学会編『古文書研究』第6号 日本古文書学会 一九七三)
- (9) 外山幹夫『中世九州社会史の研究』(吉川弘文館 一九八六)
- (10) 大石久「対馬の中世・石造美術(その二)」(対馬の自然と文化を守る会編『対馬の自然と文化』第17集 対馬の自然と文化を

守る会 一九九〇)、大石一久「対馬の中世・石造美術(その二)」「対馬の自然と文化を守る会編『対馬の自然と文化』第18集 対馬の自然と文化を守る会 一九九〇)、大石一久「平戸の中世・石造美術」(平戸市史編さん委員会編『平戸市史』民俗編 平戸市 一九九八)、大石一久「日島の中世・石造美術」(若松町教育委員会編『日島曲古墳群発掘調査報告書』若松町教育委員会 一九九六)、大石一久「中世の海道・日本海ルート」(松浦党研究連合会編『松浦党研究』第二十一号 松浦党研究連合会 一九九八)、大石一久「県下に見られる関西形式宝篋印塔の分布について」(長崎県考古学会編『長崎県の考古学』中・近世研究特集 長崎県考古学会 一九九四)、大石一久「日引石塔に関する一考察」とくに長崎県下の分布状況から見た大量搬入の背景について」(石造物研究会編 石造物研究会誌 『日引』第1号 石造物研究会 二〇〇二)など

十三湊遺跡出土の五輪塔やその遺跡周辺の石塔類については、青森県教育委員会編『十三湊遺跡Ⅱ』青森県埋蔵文化財調査報告書第224集(青森県教育委員会 一九九六)で報告されている。また佐藤 仁「石に刻まれた記録 青森県の中世石造物文化財」(青森統計協会編『青森史研究』第2号 青森統計協会 一九九八)などでも紹介されている。ただし、上記報告書の中では、各石塔の制作地については具体的には言及されていない。現地調査した古川氏により日引石塔が搬入されていることがわかった。

今岡 稔「山陰の石塔二三について(一)」「(島根考古学会編『島根考古学雑誌』第16集 島根考古学会 一九九九)。今岡 稔「山陰の石塔二三について(8)」では隠岐島前の日引石塔について図面及び解説文が収められている。

参考文献

- 「宗像軍記」(角田文衛・五来 重編『史籍集覧 新訂増補/15』武家部戦記編3(臨川書店 一九六七))
- 福岡県立図書館郷土課所蔵「福岡県史編纂史料」2「神屋文書、来島文書、益田文書」
- 大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)101190「紫雲山延命寺縁起」複写
- 瀬野精一郎校訂『青方文書』第一(史料纂集 古文書編)(統群書類従完成会 一九七五)
- 「付録 福田文書」九九 彼岸一揆連判状断簡写(外山幹夫「中世九州社会史の研究」 吉川弘文館 一九八六)
- 「深堀家文書」(佐賀県史編纂委員会編『佐賀県史料集成』古文書編 第四卷 佐賀県史料集成刊行会 佐賀県立図書館 一九五九)
- 長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵 国指定重要文化財「小田家文書」

第二節 彼杵一揆と彼杵荘

一 南北朝の争乱

元弘三年（一二三三）に鎌倉幕府が滅亡し、新たに大覚寺統の後醍醐天皇による政権（建武政権）が樹立され、中央に最高機関としての「記録所」、鎌倉幕府の引付を受け継いだ「雑訴決断所」、主に京都の治安維持のための軍事警察機関の「武者所」という二つの機関を設置した。諸国には国司と守護を併置し、天皇親政の政治機構を整えた。後醍醐天皇は幕府も院政も摂政・関白も否定して、古代的天皇親政の理想を実現することにあつた（建武の新政）。

しかし、討幕に功績があつた足利尊氏と後醍醐天皇の皇子護良親王の対立が生じ、護良親王方の公家北畠顕家が天皇の皇子義良親王を奉じて東北二カ国（陸奥国・出羽国）を管轄する陸奥鎮守府を設置し、尊氏の弟直義も天皇の皇子成良親王を奉じて関東を管轄する鎌倉鎮守府を設置した。これらはいずれも幕府を小規模にした存在で、天皇の理想とは相容れないものであつた。

天皇は徹底した親政の実現を目指し、今後の土地所有権の変更等は天皇の綸旨による裁断を必要とするという法令を打ち出すなどとした。

これらは武家社会の慣習を無視したために多くの武士の不满と抵抗を引き起こし、政務の停滞による社会混乱を招いた。建武政権は公家と武士との連合政権であつて、両者はことごとくに対立し、天皇の非現実的な理想主義なども災いして十分な成果を上げ得ず、民心が離れた。

このような形勢の中で、密かに武家政権の樹立を目指した足利尊氏は、鎌倉幕府最後の得宗北条高時の子時行が関東で反乱（中先代の乱）を起こしたのを契機に、その討伐を名目として、建武二年（一二三五）八月に相模国鎌倉に下り、後醍醐天皇に反旗を翻した。天皇は尊氏追討軍を募り、鎮定を計ったが、かえって敗れ、尊氏は弟直義とともに京都に攻め込んだ。しかし翌三年（一二三六）正月には京都で天皇方（新田義貞・楠木正成軍）が勝ち、尊氏は丹波

国篠村（現京都府亀岡市篠町）に退き、次いで摂津国兵庫（現兵庫県神戸市）に逃れた。そして、西走して九州へ入ることとなる。足利尊氏にとって九州は何の所縁も直接の関わりもない。外山幹夫によると、尊氏が九州に期待したのは自らと同じ東国出身で鎌倉時代に九州に土着している西遷御家人の流れを組む筑前国の少弐氏や豊後国の大友氏ら守護の勢力であった。これら守護が九州の地に根を張ったその力こそが、自己の勢力挽回の大きな活力になるとの観測があったからにはかならないとしている¹⁾。

尊氏が兵庫を出航した際、尊氏に従った者は七〇〇〇余騎であったとされる。いささか誇張があるかとみられるが、これは徐々に減り、筑前国多々良浜に着いた時は、高・上杉・仁木・畠山・吉良氏など、僅か五〇〇人にも満たない有様であった。尊氏は宗像社大宮司（宗像氏）の館に入り、少弐貞経に助力を申し入れた。貞経は子の少弐頼尚に三〇〇騎を副えて尊氏のもとへ参向させた。やがて、三月二日に尊氏軍は少弐氏と宗像氏の助力を得て、多々良浜において後醍醐天皇方である肥後国の菊池武敏と阿蘇惟直（阿蘇社大宮司）の軍と対峙する。菊池・阿蘇勢はその数四、五万にも上るかと思われた。一方、尊氏軍は三〇〇余にも満たなかった。こうした状況の中、尊氏・直義以下、仁木義長・細川顕氏・高師重・上杉重能をはじめ、来付していた豊後大友氏や薩摩島津氏らの者二五〇騎をもって三万余騎の菊池軍に斬り込んだ。その鋭い攻撃に押されて、菊池軍は多々良浜を退いた。そのうち肥前松浦党の中に尊氏方に降参する者があり、菊池軍は大軍の押し寄せぬうちにと肥後へ引き返してしまい、尊氏軍の大勝に終わった。これが『太平記』の記す多々良浜合戦の模様である。この合戦によって尊氏は、九州を押さえて東上の基礎を築いた。

勢いを得た尊氏は、一色範氏・仁木義長を菊池氏本拠の攻撃に向かわせ、これを破った。菊池方の阿蘇惟直は多々良浜で重傷を負い、やがて自害した。同じく菊池方の筑前秋月氏も太宰府で討たれ、これ以後九州の者は尊氏に従うようになった。

こうして起死回生に成功した尊氏は、四月二十六日大宰府を発し、同二十八日九州を後にして上洛した。この際「九州をひたすら打捨ててはかなうまじ」（『太平記』）として九州を重視し、仁木義長・一色範氏らの者を九州に残留させ、

九州の武士団の統轄にあたらせようとした。これが九州探題の創設へと進むのである。

肥前国彼杵荘内で見ると福田氏の「福田文書」〔2〕に九州探題が福田氏へ宛てた軍勢催促状写あるいは軍忠状写が多数収載され、福田氏が九州探題Ⅱ北朝方として行動し、肥後菊池氏を中心とする南朝方と合戦に及んでいる。

足利尊氏は京都を制圧し、同年八月に持明院統の光明天皇を擁立し、後醍醐天皇に讓位をせまり、幕府を開く目的のもとに、政治の当面の方針を明らかにした建武式目を発布し、幕府の執事には足利家重臣の高師直を任じた。室町幕府の成立である。ここに建武の新政は、僅か三年足らずで崩壊した。

一方、後醍醐天皇は、大和国南部の吉野の山中に逃れ、皇位の正統が自分であることを主張した。この結果、吉野の朝廷（南朝）と京都の朝廷（北朝）が、それぞれ異なった年号を用いて約六〇年にわたり両立し、これをめぐって全国各地で激しい戦いが展開された。南北朝時代の幕開けである。

南朝側では、動乱の初めに摂津国湊川にて楠木正成が敗死し、東北地方から救援に駆け付けた公家の北畠顕家、更に新田義貞も敗れるなど形勢は不利であったが、顕家の父北畠親房らが中心となって、東北・関東・九州などに拠点築いて抗戦を続けた。北朝側では、暦応元年（一三三八）八月に足利尊氏が正式に征夷大將軍に任ぜられ、弟の直義と政務を分担し、幕府は順調な滑り出しを見せた。しかし、この兄弟の協調も長くは続かなかった。直義は幕府執事の高師直の権勢に危機感を募らせ、直義を支持する勢力と師直を中心とする勢力との利害が対立し、ついに観応元年（一三五〇）幕府は分裂し、全国のほとんどの武士団を巻き込んだ争乱に突入した（「観応の擾乱」）。尊氏は師直を支持し、「師直派」・「直義派」・「南朝勢力」の三つの勢力が離合集散を繰り返し、動乱は一層長期化した。

このように中央の権力が分裂し、動乱が全国化・長期化した背景には、地方武士団の血縁的結合から地縁的結合への転換、更にはその支配をゆるがす新しい農村の共同体の形成という大きな社会的変動があった。各地の武士は、中央権力の分裂を利用し、それぞれの地域で自分の立場が有利なることを求めて、互いに激しく争ったのである。

◆ 中世の一揆

「一揆」というと、中世の室町時代において、近畿地方の農民が荘園領主や守護大名に対して年貢・夫役の減免、酒屋・土倉など高利貸業者と結ぶ幕府に債権・債務の破棄「徳政」を求めた「土一揆」、同じく室町時代において、京都など畿内の都市周辺に住む町人が高利貸資本に対しての債権・債務の破棄「徳政」を求めた「徳政一揆」や戦国時代に一向宗門徒が起こした「一向一揆」が挙げられる。特に近世における農民が領主による過重な年貢賦課・村役人の不正・高利貸資本の圧迫などに対し、集団的に反抗した「百姓一揆」こそを多くの人々が最も「一揆」として連想するのではなからうか。また、近代に入って明治政府による徴兵令や学制・地租改正などに、農民が集団で反抗した「農民一揆」も挙げられる⁽³⁾。

しかし、本稿で扱う「一揆」とはこれらと異なり、中世における荘官や地頭などが地方に土着して領主層に成長した在地の有力武士「国人」やこれより一段下級クラスの「土豪」が自らの領主権を守るために結成した「国人一揆」である。「国人一揆」には、血縁的結合の党であるものと地縁的結合から結んだもの二つに大別され、「彼杵一揆」は後者（地縁的結合）に分類される⁽⁴⁾。

南北朝の動乱期に九州が九州探題方（幕府方）と宮方（南朝方・征西將軍宮方）及び佐^{すけ}殿^{どの}方（足利直冬方）に分裂して、互いに複雑な抗争を展開する中で、「彼杵一揆」は、肥前国彼杵地方の在地領主が互いに共同してこの事態に当たるため、一味同心し、一揆連判して自らの防衛に努めたものである。

延文五年（一三六〇）頃、彼杵荘の国人や土豪のうち、当初は、北朝方についていた大半の領主らによって、「彼杵一揆」という地域連合組織が結成された。南北両朝に分裂した全国的な動乱のさなか、中小の領主等が横に連合して、相互に依存しあいながら生きぬこうとする姿勢を示したものである⁽⁵⁾。

「彼杵一揆」は加盟者が彼杵荘の領主によるものであるが、当時の長崎県下では、ほかに「松浦一揆」（『青方文書』）、そして高来郡に「高来一揆」がある（『北肥戦誌』）。前者は当初の「彼杵一揆」と同じく北朝方の組織であるが、後者は

むしろ南朝方とされる⑥。

三 彼杵一揆と連判状

肥前国における国人一揆としては、従来「松浦一揆」が最もよく知られ、かつ多くの研究成果があげられてきた⑦。それとは対照的に史料が乏しく多くの研究者の注目を受けるに至っていない「高来一揆」の研究成果は少ない⑧。

それでは、「彼杵一揆」の先行研究について概観してみたい。

「彼杵一揆」の存在を初めて指摘したのは、藤野 保である。藤野は、『大村市史』上巻の中で近世大村藩の編纂史料「大村家記」巻之四所収「肥前国彼杵郡村々小地頭相知申覚書」から、南北朝の内乱期に、彼杵郡の「小地頭」が一揆を結び、連判状に署名した事実を確認し、一揆連判状の連署者を明示し、更に近世大村藩の編纂史料「新撰土系録」巻一〇の長崎氏系図から、長崎重純とその子重益が一揆に加盟していたことを明らかにした⑨。

次に外山幹夫が同時代史料「深堀家文書」によって、「彼杵一揆」の存在を明らかにして、「彼杵一揆」「彼杵郡内一揆」、「彼杵南方一揆」という呼称があったことを発表し、その編年を明示した⑩。

さらに福田豊彦は、全国的な視野で国人一揆を分析し、その中で「深堀家文書」他を用いて「彼杵一揆」が単に共同の戦闘行動に留まらず、構成員の所領問題の訴訟解決にも当たっている事実はこの一揆が多少なりとも恒常的な機能を持っていたことを示しているとして、評価した⑪。

そして、外山が「福田文書」を発掘し、その中に「彼杵一揆」に関する一揆連判状写が断簡であるが三通収載されることを明らかにした⑫ことによって、「彼杵一揆」の研究は格段に進歩した。正に「彼杵一揆」研究の画期といえるべきもので、以後、「彼杵一揆」の研究は外山の専論になった⑬。

本項ではこれら先行研究を参照しつつ、「福田文書」に収載される三通の「一揆連判状断簡写」について検討してみた⑭。

■ 一・正平十七年（一二三六） 北朝・貞治元年（彼杵一揆連判狀断簡写）

（前欠）

八幡大菩薩御罰、各可蒙（罷家方）罷候、仍連判契約狀如件、

正平十七年九月日

彼杵庄一揆連判着到名字任（ママ）

河棚源三郎源盛貞

同小三郎源永光

同河内弥五郎源盛重

同孫七永泰

同源六源盛益

同中山九郎左衛門源永俊

日宇彈正藏人藤原純清

同佐世保源三郎源清

波佐見修理亮橘泰平

同弥三郎橘近平

同江串孫三郎橘光平

同彦一九代四郎

同河棚中山女子代源次郎

針尾勘解由太夫藤原

中原六郎次郎藤原重有

早岐五郎藏人入道代子息伊豆守源義実

同掃部助源義尚

同源藏人源政尚

折宇瀬式部藏人入道代同次郎藏人源義親

同源内源幸政

宮村駿河守藤原通景

同勘解由太夫藤原通茂

同掃部助藤原通治

同彦五郎藤原通種

同江上彈正忠藤原通宣

河棚女子代四郎左衛門尉

橘薩摩御房十八源（マコ）
□

彼杵弥土与九代兵衛五郎（丸力）

同清水彦三郎紀清久

同岡五郎紀清種

同嶋田弥三郎紀清俊

中山七郎源盛高

右記の一揆連判状の冒頭部分を書き下すと（人名略）、

（前欠）

八幡大菩薩御罰、各罷り蒙るべく候、仍て連判契約状、件の如し

正平十七年九月日

波杵庄一揆連判着到名字、^(マ)任せ□□□□

となり、八幡大菩薩に誓う形で、各人が連名して一揆の契約を結んでおり、もしこの契約に背くことがあれば、各々、八幡大菩薩からの罰があたるとしている。この一揆連判状は南朝年号を用いていることから、連名した三一人は南朝方として行動したことが分かる。連名した領主は現在の佐世保市南部から東彼杵郡三町(川棚町・波佐見町・東彼杵町)に居住した領主で、範圍としては、現在の佐世保市日宇町、針尾島、江上町、早岐地区を除き、ほぼ江戸時代の肥前大村藩領であったことがいえる。

ここでは各加盟者について、分析を試みたい。

河棚源三郎源盛貞、同小三郎源永光、同河内弥五郎源盛重、同孫七永泰、同源六源盛益、河棚女子代四郎左衛門尉、とある河棚氏は、肥前国彼杵郡川棚村(現川棚町)を本貫とする氏族であり、源氏を姓としている。「東福寺文書」永仁七年(一二九九)六月二十六日の鎮西探題裁許状と「橘中村文書」正中二年(一三三五)八月二十九日の鎮西探題裁許状に河棚氏の者が記載され、共に鎮西探題の裁許を相触れることを命じられていることから、河棚氏は鎌倉御家人であった可能性が強いとされる⁽¹⁴⁾。「博多日記裏書」には、波杵荘莊官として河棚氏の者が記載されており、太田 亮は河棚氏を相当な勢力がある氏族としている⁽¹⁵⁾。

同中山九郎左衛門源永俊、同河棚中山女子代源次郎、中山七郎源盛高とある中山氏は、肥前国彼杵郡川棚村中山(現川棚町中山郷)と同波佐見村中山(現波佐見町中山郷)を本貫とする氏族であり、源氏を姓としている。「東福寺文書」元応二年(一一三二〇)□月二十七日の肥前国彼杵庄文書目録案には「同庄河棚浦一分領主中山四郎入道永心」と記載される⁽¹⁶⁾。「大村郷村記」第三卷「第二十一 波佐見村上」「舊来地頭之事」⁽¹⁷⁾には「下波佐見中山は、中山九郎左衛門源永俊・同源次郎、同七郎盛高の領地也。此中山往昔は川棚邑に屬す、何の代に波佐見に入しや不知」とあり、下波佐見村中山は、そもそも中山氏の領地で昔は川棚村に属していたが、いつの頃、波佐見村に入ったか分からないとし

ている。地図を見れば明らかだが、波佐見町中山郷と川棚町中山郷は互いに接しており、両町の境界に位置している。中山氏は御家人として確認できない。

日宇弾正藏人藤原純清とある日宇氏は、肥前国彼杵郡日宇村（現佐世保市日宇町）を本貫とする氏族であり、藤原氏を姓としている。詳細は、第一章第一節第三項二を参照されたい。

同佐世保源三郎源清とある佐世保氏は、肥前国彼杵郡佐世保村（現佐世保市）を本貫とする氏族であり、嵯峨源氏松浦党の一つで源氏を姓としている。この一揆連判状断簡写に見える佐世保源三郎源清は日宇を居所とする。佐世保氏と関係があると思われる差布氏さふしについては、「正慶乱離志裏文書」に差布源三郎とみえるのが唯一の所見であるが、「させほ氏」のことと推定されるので、その本拠は佐世保市と推定しておく¹⁸。太田は「松浦山代文書」の永徳四年（一二八四）二月に「させほのいまふく左京亮」と記載があるとし、「博多日記裏書」に差布氏があるとし、佐世保氏と差布氏は同一かと推測している¹⁹。

参考までに「新撰土系録」卷之四の松浦大村氏系譜²⁰によると、佐世保源三郎諫という人物が記載される。諫の子松浦丹後守政の記事に政自身が天文九年（一五四〇）に没していることから、年代的に見て一揆連判状に記す佐世保源三郎源清とは異なる。

波佐見修理亮橋泰平、同弥三郎橋近平とある波佐見氏は、肥前国彼杵郡波佐見村（現波佐見町）を本貫とする氏族であり、橋氏を姓としている。『青方文書』正安三年（一三〇一）六月十九日の鎮西探題御教書案に波佐見太郎左衛門太郎と記されるのを初見とする²¹。太田は波佐見氏を橋姓内海氏の族とする²²。「新撰土系録」卷之十四の内海氏系譜²³には、初代に内海修理亮橋泰平を記している。泰平の記事によると、代々尾州（尾張国）沼内海を領していたが、侵略によって同地を掠め取られ、大村波佐見に來住した。湯牟田村（現波佐見町湯無田郷）、野々川村（現波佐見町野々川郷）、境野村（不明）、折敷瀬村（現波佐見町折敷瀬郷）の以上四村（波佐見村の内）を賜い、食禄とした。城（内海城）を構え、佐賀勢を押さえたとある。『大村郷村記』第三卷「第二十一 波佐見村上」舊來地頭之事²⁴には世々尾州（尾

張国)野間の内海を領していたとあり、尾張国野間とは、現在の愛知県知多郡美浜町野間にあたり、内海とは近接の愛知県知多郡南知多町内海となるのでこの辺と考えられる。つまり、愛知県知多半島から波佐見へ移住した家系である。内海修理亮橘泰平がいつ、尾張国から波佐見へ下向したかは記載がない。前掲「新撰士系録」巻之十四によると、泰平の子は弥三郎、近平と記している。一揆連判状断簡写に記す波佐見修理亮橘泰平及び同弥三郎、橘近平は前掲「新撰士系録」巻之十四に記す内海修理亮橘泰平、弥三郎、近平親子と考えられる。「博多日記裏書」には波佐見氏が記され、太田は波佐見氏は南朝の忠臣江串氏の一族とする⁽²⁵⁾。瀬野精一郎は波佐見氏を地頭の家系とする⁽²⁶⁾。

同江串孫三郎橘光平、同彦一丸代四郎とある江串氏は、肥前国彼杵郡江串村(現東彼杵町里郷)を本貫とする氏族と考えられ、橘氏を姓とするが、「大村家記」巻之四「村々地頭之事」⁽²⁷⁾によれば、当該期の江串氏の居所は波佐見村とする。「正慶乱離志裏文書」正慶二年(一三三三)元弘三(三月十七日)条に江串三郎入道が後醍醐天皇の第一皇子、尊良親王を奉じて一族を率いて挙兵したことが分かる⁽²⁸⁾。後に江串入道は遠江守、子息の三郎は式部大夫に任ぜられた。太田は、一揆連判状断簡写に記される江串孫三郎橘光平は「博多日記裏書」に記される江串入道の子息で式部大夫に任ぜられた三郎と推測している⁽²⁹⁾。前掲「新撰士系録」巻之十四の内海氏系譜によると、弥三郎、近平の子が孫三郎、光平と記しており、一揆連判状断簡写に記す波佐見修理亮橘泰平、同弥三郎、近平、同江串孫三郎、光平はそれぞれ親、子孫の関係になるがこれをそのまま解釈できるか疑問が残る。

針尾勘解由太夫藤原⁽³⁰⁾とある針尾氏は、肥前国彼杵郡針尾村(現佐世保市針尾島)を本貫とする氏族であり、藤原氏を姓とした。「博多日記裏書」には、針尾兵衛太郎入道覺實の名を記し、江上(現佐世保市江上町)、小鯛(現佐世保市針尾島)、鈴田(現大村市鈴田地区)の領主とある⁽³⁰⁾。近世大村藩重臣となる針尾氏は「新撰士系録」巻之七の針尾氏系譜⁽³¹⁾によると、針尾島を本貫とする氏族としながらも、児玉姓としているため、一揆連判状断簡写に記す針尾勘解由太夫藤原⁽³⁰⁾と繋がるかは不明である。

中原六郎次郎藤原重有とある中原氏は、肥前国三根郡中原村(現佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀、旧三養基郡

中原町)を本貫とする氏族であり、藤原氏を姓とする。太田は、彼杵郡にも見える氏族で肥前国衙の在庁官人の代官として中原氏がおり、肥前国一宮である與止日女神社(河上神社)の建久四年の文書(河上神社文書)に目代中原氏と記され、中原氏は針尾氏と関係すると推測している³²。瀬野は肥前国中原氏を東国御家人とする³³。近世大村藩が編纂した「大村家記」巻之四「村々地頭之事」³⁴によると、中原六郎次郎藤原重有の居所を針尾としている。佐世保市南部には中原町という地名があり、早岐の隣に位置しているが中原氏と関係があるかは不明である。

早岐五郎藏人入道代子息伊豆守源義実、同掃部助源義尚、同源藏人源政尚とある早岐氏は、肥前国彼杵郡早岐村(現佐世保市早岐)を本貫とする氏族であり、源氏を姓とする。「松浦山代文書」弘安八年(一二八五)八月十九日の肥前国守護北条時定書下に早岐又三郎清氏、「東福寺文書」永仁七年(一二九九)六月二十六日の鎮西探題御教書案に使節遵行の使節として、早岐藏人広能を記す。「深堀家文書」元徳二年(一一三三〇)十一月十三日の鎮西探題御教書案に早岐五郎藏人入道と見える³⁵。「博多日記裏書」に彼杵莊荘官として早岐藏人入道と記し、また「後藤家事蹟」に早岐藏人入道慈運、また「深堀家文書」の建武元年(一一三四)十月にも早岐五郎藏人入道が見え、その後、『歴代鎮西要略』に暦応元年(一一三三八)十一月、武家方(北朝方)として早岐藏人入道が見える³⁶。

折宇瀬式部藏人入道代同次郎藏人源義親、同源内源幸政とある折敷瀬氏は、肥前国彼杵郡折敷瀬村(現波佐見町折敷瀬郷)を本貫とする氏族で、源氏を姓とする。同地は折宇瀬、或いは折尾瀬と称し、太田は折敷瀬氏を源姓早岐氏の系統とする³⁷。近世大村藩が編纂した「大村家記」巻之四「村々地頭之事」³⁸によると、折宇瀬式部藏人、同源内源幸政の居所を早岐としている。

宮村駿河守藤原通景、同勘解由太夫藤原通茂、同掃部助藤原通治、同彦五郎藤原通種とある宮村氏は、肥前国彼杵郡宮村(現佐世保市南風崎町・城間町・萩坂町・宮津町・奥山町・瀬道町・長畑町)を本貫とする氏族であり、藤原氏を姓とする。詳細は、第一章第一節第三項二を参照されたい。

同江上彈正忠藤原通宣とある江上氏は、肥前国彼杵郡江上(現佐世保市江上町)を本貫とする氏族で、太田は江上

氏を藤原姓宮村氏の系統とする³⁹⁾。

橘薩摩御房^(ママ)十八源^(ママ)□とある橘薩摩氏は橘氏を姓とする。「新撰士系録」卷之十五上の澁江氏系譜⁴⁰⁾によると、第三〇代敏達天皇を祖とし、その後胤、左大臣葛城王諸兄が天平八年(七三六)に聖武天皇から橘姓を賜り、橘諸兄と称し、橘氏の祖となった。橘右馬允公長が建久元年(一一九〇)に源頼朝が上洛した時に随兵として先陣を務め、公長の子右馬大夫公業が薩摩守に任官したことにより、以降、公業の系統は橘薩摩を称したことが考えられる。本領は伊予国宇和郡(現愛媛県西予市周辺)であり、公業は源頼朝による奥州藤原氏征伐に従い、軍功として出羽国秋田郡内(現秋田県秋田市及び男鹿半島を中心とする地域)の湯川・沢漆・楊田・豊巻・小鹿嶋・滝川・砥分・大嶋等を賜っている。また、公業は承久三年(一一二二)から貞応元年(一一二二)まで、長門国の守護職を務めている。公業の子薩摩守公義が嘉禎二年(一一三六)に本領の伊予国宇和郡を公家の西園寺家に譲り、肥前国杵嶋郡長島荘(現佐賀県武雄市)に下向し、この地を本領とした。ただし、彼杵郡に橘薩摩氏の所領があつたかは不明である。

彼杵弥土与^(九カ)九代兵衛五郎、同清水彦三郎紀清久、同岡五郎紀清種、同嶋田弥三郎紀清俊とある彼杵氏は、肥前国彼杵郡彼杵(現東彼杵町)を本貫とする氏族であり、紀氏を姓とする。彼杵郡という郡名及び彼杵荘という荘園名を名字とする。「東福寺文書」鎮西探題裁許状に彼杵次郎入道行連とあり、在地土豪と推定される⁴¹⁾。「博多日記裏書」に彼杵彌次郎、同彌三郎、同彌六、七郎、同四郎左衛門妻等が見える⁴²⁾。

以上、各氏を分析した結果を総合すると、表2-2のようになる。加盟三二人のうち、日宇村・針尾村・早岐村・未詳を除いた、近世大村藩領域にある人は二三人と考えられる。御家人の家系の可能性があるのは、河棚氏、日宇氏、中原氏、早岐氏、宮村氏の五氏で、地頭の家系は波佐見氏の一族と考えられる。残りは在地領主や土豪の家系と思われる。「新撰士系録」から確実に近世、大村藩の藩士の家系となるのは、波佐見氏(内海氏)の一族で、単純に名字から考えて藩士の家系又は関係にある家系の可能性を有するのは、日宇氏、針尾氏、宮村氏、橘薩摩氏(洪江氏等)の四氏と考えられる。

表2-2 正平17年(1362) 彼杵一揆連判状断簡写にみえる加盟者

村名	加盟者名	人数
川棚村	河棚源三郎源盛貞 同小三郎源永光 同河内弥五郎源盛重 同孫七永泰 同源六源盛益 河棚女子代四郎左衛門尉	6
川棚中山	同中山九郎左衛門源永俊 同河棚中山女子代源次郎 中山七郎源盛高	3
日宇村	日宇彈正藏人藤原純清 同佐世保源三郎源清	2
波佐見村	波佐見修理亮橘泰平 同弥三郎橘近平 同江串孫三郎橘光平※ 同彦一丸代四郎※	4
針尾村	針尾勘解由太夫藤原□ 中原六郎次郎藤原重有※	2
早岐村	早岐五郎藏人入道代子息伊豆守源義実 同掃部助源義尚 同源藏人源政尚 折宇瀨式部藏人入道代同次郎藏人源義視※ 同源内源幸政※	5
宮村	宮村駿河守藤原通景 同勘解由太夫藤原通茂 同掃部助藤原通治 同彦五郎藤原通種 同江上彈正忠藤原通宣※	5
未詳	橘薩摩御房十八源□ ^(マモ)	1
彼杵村	彼杵弥土与九代兵衛五郎 ^(カ、マ) 同清水彦三郎紀清久 同岡五郎紀清久 同嶋田弥三郎紀清俊	4
合計		32

※「大村家記」巻之四 所収「村々地頭之事」から村名を定めた。
【註】「正平17年(1362)9月日 彼杵一揆連判状断簡写」から作成
(外山幹夫『中世九州社会史の研究』(吉川弘文館 1986年)所収「付録 福田文書」九五)

■ 二、正平十八年(一二三三) 北朝・貞治二年(彼杵庄南方一揆連判状断簡写)

肥前国彼杵庄南方内一揆事

先日惣庄雖令一揆、猶以近所殊更就公私、成一味同心、世上落居事、六閣自由思、任多義捨僻事、可依道理、雖为重縁、

不可僻事方人、聊此一揆内不可有拙義、御敵寄来时者、一味同心、可致合戦忠節候、若此条偽申候者、八幡大菩

薩御罰出合可罷蒙候、仍一揆状如件、

正平十八年八月日

次第不同

〔長崎矢上ノ八郎〕

平重純

〔深堀ノ二郎〕

左衛門尉時勝
(門力)

〔同所〕

中務充時貞

〔同所〕

新藏人時久

〔高浜太郎左衛門〕

平広綱

〔野茂ノ五郎〕

平時治

〔同平次郎〕

平長能

〔同所平三郎〕

平清綱

〔福田ノ平次〕

平兼澄

〔戸町ノ弥五郎〕

丹治俊□

〔同所彦次郎〕

丹治俊平

〔同所〕

丹治松王丸

〔天浦ノ平次郎〕
(大カ)

丹治俊家

〔長与ノ〕

備前介通秀

〔同所ノ〕

長門守家泰

〔同所ノ〕

左京介家秀

〔同所ノ〕

藤原家能

〔同所ノ〕

藤原家俊

〔同所〕

掃部助通家

「同所」 藤原師家

「浦上ノ」 沙弥浄賢

「同所ノ六郎入道」 沙弥性西

「長野二郎」 藤原宗尚

橘公貞

橘兵部允公家

橘兵庫允公通

「時津六郎」 丹治重清

雪浦女子代幸重

「時津ノ弥五郎」 丹治重通

「同所ノ」 丹治龜石丸

「伊木力六郎」 左衛門尉義通

「同所ノ」 藤原通勝

「同所ノ」 藤原幸昌

「同所ノ」 藤原通重

「同所ノ」 藤原通久

長与女子代^{〔兵衛〕}兵衛次郎

〔兵衛次郎〕

(注)「」内の文字は異筆である。

右記の一揆連判状の冒頭部分を書き下すと(以下人名略)

肥前国彼杵庄南方内一揆の事

先日惣庄一揆せしむると雖も、猶もつて近所ことさら公私に就いて、一味同心を成し、世上落居の事、自由の思を聞き、多義に任せ、僻事ひがことを捨て、道理に依るべし、重縁たりと雖も、僻事ひがことの方人かたうとすべからず、聊いささかも此の一揆の内、義を抽ひんずること有るべからず、御敵寄せ来る時は、一味同心し、合戦の忠節を致すべく候、若しこの条、偽り申し候はば、八幡大菩薩御罰出合い、罷り蒙るべく候、仍て一揆状、件の如し、となる。

これを現代語訳すると以下のとおりである。

先日、惣庄（彼杵庄全体）で一揆を結んだといっても、猶、近接同士で殊更、公私に渡って一致団結して世上が平穩となるよう、各自が自由に行動することなく、義をもって、正しくないことは捨て道理に依ること。縁が強いと言っても、正しくないことをする者と共に行動しないように、少しも一揆を結んだ者として、自分一人が義を貫こうとはしないこと。敵が押し寄せてきた際は一致団結して合戦の忠節を致すこと。もしこのことに背き、偽りを言った場合、八幡大菩薩の罰があたる。

八幡大菩薩に誓う形で、各人が連名して一揆の契約を結んでおり、もしこの契約に背くことがあれば、各々、八幡大菩薩からの罰があたるとしている。この一揆連判状も南朝年号を用いていることから、連名した三六人は宮方（南朝方）として行動したことが分かる。連名した領主は現在の長崎市、西彼杵郡長与町、同郡時津町、諫早市多良見町伊木力地区の領主で、範圍としては、長崎市中心部（幕府領）、矢上、深堀、高浜、野母崎を除き、ほぼ江戸時代の肥前大村藩領であったことが言える。

外山によると、「各人の前にカッコ（「」）で記したものは異筆によるもので、これによって各人の名前が一層明らかとなり、但し、異筆によるものであるため、あくまで推定による部分が含まれる恐れもあり、今少し検討してみなければならぬ。」とする⁽⁴³⁾。

ここでは各加盟者について、分析を試みたい。

「長崎矢上ノ八郎」平重純とある長崎氏の詳細は、第一章第一節第三項一を参照されたい。「新撰土系録」卷之十の長崎氏家譜によると、長崎小太郎重綱の玄孫長崎源五重友の孫として、一揆連判状断簡写に記す、長崎矢上八郎平重純が記載され、「福田文書」を引用している。

「深堀ノ二郎」左衛門尉時勝（門カ）、「同所」中務充時貞、「同所」新藏人時貞とある深堀氏は、上総国印南莊深堀（現千葉県いすみ市深堀）を本貫とする氏族であり、桓武平氏三浦氏一族の上総国御家人である。そして、本貫地の地名深堀を名字とした。詳細は、第一章第一節第三項一を参照されたい。

「高浜太郎左衛門」平広綱とある高浜氏は、深堀氏の庶家一門で戸町浦に実際に下向したと考えられる深堀時光の子時仲の次男時綱を初代とする⁴⁴。鎌倉時代末期の元弘三年（一二三三）五月二十一日に鎌倉幕府得宗北条高時が自害して幕府は滅亡し、その四日後の五月二十五日に鎮西探題北条英時（赤橋北条氏）が討たれたが、その折に高浜時綱の子政綱が一役買っている⁴⁵。この一揆連判状断簡写に見える「高浜太郎左衛門」

平広綱は時綱の子である⁴⁶。
「野茂ノ五郎」平時治、「同平次郎」平長能、「同所平三郎」平清綱とある野茂氏は、

深堀氏の庶家一門と考えられるが、深堀氏系図には「野茂ノ五郎」平時治、「同平次郎」平長能は確認できず、「同所」平三郎清綱は高浜政綱の弟と考えられる⁴⁷。

「福田ノ平次」平兼澄とある福田氏は、「福田文書」によると、平安時代末期の治承四年（一一八〇）十一月二十八日に平包守（兼盛）が肥前国彼杵莊老手・手隈両村の定使職（莊官）に補任され、現在の長崎市福田本町及び手熊町に下向したことにより始まる家系である。包守（兼盛）の子平包貞が鎌倉幕府から、肥前国彼杵莊老手・手隈両村の地頭職に補任される。包貞には子がなく、弟の包信が鎌倉幕府から文治



写真2-7 長崎市福田本町

五年十二月八日、両村の地頭職に補任され、名字を福田に改めた。御家人の家系であり、以後福田氏は同地において領主制を展開し、蒙古襲来の文永・弘安の役においても筑前国姪浜に参陣して勲功があり、「福田文書」によると、蒙古襲来に際して、弘安七年（一二八四）三月十日には福田四郎兼重のほか、戸町小三郎俊基・時津原次郎重用の三名の御家人が協力して、長さ五尋（約七・五メートル）の兵船一艘、梶一本、碓三個、苦十帖をそれぞれ製造し、梶取・水主一五人を提供するよう幕府から命じられ、これを務めている。その後も異国警固番役を務めている。鎌倉時代末期の元弘三年（一一三三）五月二十一日に得宗北条高時が自害して幕府は滅亡し、その四日後の五月二十五日に北条英時が討たれたが、その折に福田三郎入道兼信も一役買っている。建武新政においても後醍醐天皇から褒賞され、勲功があったが、その後足利尊氏、九州探題側として行動している⁴⁸。「正慶乱離志裏文書」には、福田又五郎入道や同三郎が記される⁴⁹。この一揆連判状断簡写に見える「福田ノ平次」平兼澄とは、「新撰士系録」巻八之上の福田氏系譜⁵⁰によると、福田三郎入道兼信の子である。

「戸町ノ弥五郎」丹治俊□、「同所彦次郎」丹治俊平、「同所」丹治松王丸とある戸町氏は、多治比（丹治）を姓とした氏族であり、元来、現在の長崎市戸町地区近辺から、長崎（野母）半島西部一帯を領した。その後、戸町浦地頭職を改易され、深堀氏が新たに地頭職に補任される。やがて戸町氏は、杉浦を居所としたと考えられる。詳細は、第一章第一節第三項一を参照されたい。この一揆連判状断簡写に「戸町ノ弥五郎」丹治俊□、「同所彦次郎」丹治俊平、「同所」丹治松王丸が見えるが、『大村藩戸町村郷村記』の「戸町村由緒申傳之事」⁵¹には、「戸町本は杉の浦と云由地頭戸町尾張権守丹治俊顯同豊前守丹治俊平同丹治松王丸と正平十七八年應安五年一揆連判状に見ゆる」とあり、新たに戸町尾張権守丹治俊顯という人物もいたことが確認できる。依然戸町氏はこの地の領主として存続していたことが確認できる。しかし、『大村藩戸町村郷村記』の「戸町村由緒申傳之事」によると、この戸町氏がいつ頃、どういう訳で断絶したか言い伝えはないと記している。そして同地は戦国時代の天文年間（一五三二～一五五）頃に肥前国高来郡日野江城主有馬氏の支配となり、有馬氏が西の方巡見として、同地へ赴いた時に長崎領主長崎康純（有馬肥前守貴純の三男）に加恩

として賜ったことから長崎領となり、康純の二男馬之助という者が知行したとある。

〔天浦ノ平次郎〕^(大カ)丹治俊家とあるが、天浦とは大浦の誤記と考えられ⁵²、丹治姓を称していることから、大浦氏は戸町氏の庶家として考えられる。

〔長与ノ備前介通秀〕〔同所ノ長門守家泰〕〔同所ノ左京介家秀〕〔同所ノ藤原家能〕〔同所ノ掃部助通家〕〔同所ノ藤原師家、長与女子代兵衛次郎〕〔兵衛次郎〕とある長与氏は、肥前国彼杵郡長与村(現長与町)を本貫とする氏族である。詳細は、第一章第一節第三項二を参照されたい。長与氏の家系については、近世大村藩の編纂史料「新撰士系録」巻之二十六の長井氏系譜によると、同氏は齋藤實盛の子孫永井長門守平家泰を初代としているが、官途名と名前から、この一揆連判状断簡写に見える「同所ノ長門守家泰」と同一人物と考えられる。

〔浦上ノ沙弥浄賢〕〔同所ノ六郎入道〕沙弥性西とある浦上氏は、肥前国彼杵郡浦上村(現長崎市浦上地区)を本貫とする氏族である。詳細は、第一章第一節第三項一を参照されたい。

〔長野二郎〕藤原宗尚とあるが、長野氏の性格と同氏の本貫地は管見による限り不明である。ただし、近世大村藩の史料「慶長高帳」⁵³に「高七拾石式斗 此田畠八町五段 長野次郎左衛門 平む祢之内」とあり、同じく「御蔵地私領高目録 慶長四年(一五九九)四月廿八日」⁵⁴に「高七拾石式斗 此田畠八町五段 長野次郎左衛門 平宗之内」とある。平む祢及び平宗とは、大村藩領向地に属する滑石村の枝村で現在の長崎市滑石二丁目目の滑石平宗公園一帯の地である。長野次郎左衛門は大村藩士の外浦衆の一人である。一揆連判状断簡写に記載する順番から考えると、「長野二郎」藤原宗尚の前が「同所(浦上)ノ六郎入道」沙弥性西で、「長野二郎」藤原宗尚の後は橋公貞、橋兵部允公家、橋兵庫允公通と続き、「時津六郎」丹治重清が記載されていることから、「長野二郎」藤原宗尚の居所は浦上村と時津村の中間と推測できる。そうすれば、浦上村と時津村の中間にある滑石村の枝村平宗村が「長野二郎」藤原宗尚の居所に想定することができ、恐らく「長野二郎」藤原宗尚の後裔か関係する家系にある者が長野次郎左衛門ではないだろうか。なお、前掲の「慶長高帳」及び「御蔵地私領高目録 慶長四年四月廿八日」以後、長野氏及び長野次郎左衛門の子

孫は大村藩関係史料には記載されず、大村家臣団から姿を消している。ほかに肥前国高来郡伊佐早莊永野村(長野村。現諫早市長野町)と関係がある長野氏⁵⁵がいるが、彼杵莊の長野氏との関係は不明である。

橋公貞、橋兵部允公家、橋兵庫允公通とあるが橋氏を姓としている以外、当家系の性格と本貫地は管見による限り、不明である。

「時津六郎」丹治重清、「時津ノ弥五郎」丹治重通、「同所ノ」丹治亀石丸とある時津氏は、肥前国彼杵莊時津村(現時津町)を本貫とする氏族であり、丹治氏を姓とする。詳細は、第一章第一節第三項一を参照されたい。

雪浦女子代幸重については、雪浦という名乗りから、現在の西海市大瀬戸町雪浦を本貫とする者と思われるが、実態は不明である。又は同地を領した田川氏と関係があるかも知れない。

「伊木力六郎」左衛門尉義通、「同所ノ」藤原通勝、「同所ノ」藤原幸昌、「同所ノ」藤原通重、藤原通久とある伊木力氏は、肥前国彼杵莊伊木力村(現諫早市多良見町伊木力地区)を本貫とする氏族であり、藤原氏を姓とする。「正慶乱離



写真2-8 時津町子々川郷



写真2-9 諫早市多良見町舟津(伊木力地区)

志裏文書」には伊木力三郎入道了覚の名があり⁵⁶、「深堀家文書」にある貞和四年(正平三年一三四八)六月十日一色道猷書下に、伊木力兵衛二郎が登場する⁵⁷。

以上、各氏を分析した結果を総合すると、表2-3のようになる。加盟者三六人のうち、幕府領長崎、深堀村、高浜村、野母村、未詳を除いた、近世大村藩領域にある人は二四人と考えられる。加盟者の中で一番人数が多いのは、長与村の八人であり、次に伊木力村の五人と続

時津氏の六氏であり、残りは在地領主や土豪の家系と思われる。「新撰土系録」から確実に近世、大村藩の藩士の家系となるのは、長崎氏、福田氏、長与氏の三氏で、単純に名字から考えて藩士の家系又は関係にある家系の可能性を有するのは、長野氏の一族と考えられる。

最後にこの一揆連判状の問題点について再考を試みたい。外山幹夫は以前から、一揆連判状断簡写に記す「長崎矢上ノ八郎」平重純について疑問を持っており、『新長崎市史』第一卷「中世編」[58](#)には、

さて、ここに記した平重純について、「長崎矢上ノ八郎」と異筆にみえる矢上氏については、次の応安五年（二三七二）の一揆連判状断簡写に、「長崎矢上周防孫六」という者がみえる。これらによって、矢上氏が長崎氏の一族であることが分かる。したがって異筆の「長崎矢上八郎」とすること自体、十分信頼できるものと思われる。ただ既に述べたように（先史・古代編第五章第二節二項）、長崎氏は多治比姓の者であって平姓ではない。それが平姓をもつて記されている点にやや疑問が残る。

と記している。

まず、外山幹夫が矢上氏を長崎氏の一族としている点である。外山は長崎氏の一族として別に矢上氏がいたと解釈している。一揆連判状断簡写に「長崎矢上ノ八郎」平重純と記し、応安五年（二三七二）の一揆連判状断簡写に「長崎矢上周防孫六」と記していることから導き出した説ではあるが、単純に史料を解釈すると、長崎氏自体が本来の名字（長崎）の下に矢上という文字を付けて名乗ったに過ぎず、「長崎矢上ノ八郎」平重純も「長崎矢上周防孫六」も長崎氏の家系にある者とみるべきであろう。したがって、長崎氏の一族として別に矢上氏が存在したという外山の解釈は成立しない。近世の史料ではあるが、「新撰土系録」巻之十の長崎氏系譜 [59](#) によると、長崎矢上八郎重純とその子長崎周防権六重益が記される。共に一揆連判状断簡写に記す「長崎矢上ノ八郎」平重純、孫六と権六の違いがあるが「長崎矢上周防孫六」と見てよい。

それでは何故、当該期の長崎氏がわざわざ名字の下に矢上という文字を入れて「長崎矢上」と名乗ったのか。そも

そも長崎氏の本拠地は、現在の長崎市片淵二丁目、鳴滝二丁目、夫婦川町の三カ町にわたり展開する標高一二〇呎の地に位置する山城の鶴城（鶴の城・桜馬場城）、桜馬場二丁目にある長崎市立桜馬場中学校敷地にあったと推定される長崎氏館、長崎市片淵三丁目と鳴滝三丁目にまたがる標高一九一呎の地に位置する山城の焼山城といった戦国時代の遺構から、現在の長崎市桜馬場、夫婦川町、中川、片淵、鳴滝を中心とする地域と考えられ、大村純忠と関係のあった長崎甚左衛門純景前後の長崎氏の本拠地として考察されている。なお、前掲「新撰士系録」巻之十の長崎氏系譜によると、長崎周防権六重益の曾孫長崎左馬助純俊は稲佐（長崎市稲佐町を中心とする稲佐地区）に居住し、さらに純俊の曾孫で戦国時代の長崎甚左衛門純景が春徳寺山に居城したとある。純景が居城したとする春徳寺山とは、近世になって現在の長崎市夫婦川町に春徳寺という臨濟宗建仁寺派の禅寺が建立されることから同寺の背後の小高い山にあった鶴城のことと考えられるが、正確にいつから同地域が長崎氏の本拠地となったかは管見による限り不明である。そこで、一揆連判状断簡写に記す「長崎ノ矢上八郎」平重純と応安五年（一三七二）の一揆連判状断簡写に記す「長崎矢上周防孫六」の矢上という字を地名と解釈して、同氏の居所を矢上（現長崎市矢上町）と仮定することはできないであろうか。

外山によると、矢上の地名について、初見は鎌倉時代後期で、「大徳寺文書」の文永七年（一二七〇）七月十七日に記す肥前国矢神浦である。「嬉野文書」元徳二年（一三三〇）に肥前国伊佐早庄矢上村と見え、矢上の領主として、矢上孫次郎入道念戒の名が記される。矢上を本貫とする矢上氏の存在を確認できる。しかも、鎮西探題の下知を受けているところからして、矢上氏は矢上村の地頭職であり、肥前国御家人であったものと思われる。

この矢上氏は無論、長崎氏の血統とは全く関係のない矢上氏である。南北朝時代、「深堀家文書」建武五年（一三三八）二月九日の九州探題一色範氏入道道猷の下文に矢上空閑民部三郎入道妻跡、矢上孫次郎入道、同四郎、同小次郎跡と記している。この矢上空閑民部三郎入道は、時に矢上民部三郎入道とも称されていて、少なくとも四年後の暦応五年（一二四二）三月二十日まで健在であったことが分かっている。空閑氏は矢上氏の一族庶家であったことが分かる⁶⁰。

外山の分析結果からすれば、矢上空閑民部三郎入道(矢上民部三郎入道)の名は暦応五年(一三四二)三月二十日以降の文書には確認できないこととなり、史料上、矢上村を本貫とする矢上氏は矢上から確認できなくなる(忽然と姿を消す)。そして、暦応五年(一三四二)から二一年後、正平十八年(一三六三)の一揆連判状断簡写に矢上の名を付けた「長崎矢上ノ八郎」平重純が現れ、同じく正平十八年(一三六三)から九年後、応安五年(一三七二)の一揆連判状断簡写に「長崎矢上周防孫六」が現れる。

以上を考察すれば、暦応五年(一三四二)三月二十日から正平十八年(一三八三)八月までの間に矢上村の領主が同地を本貫とする矢上氏から長崎氏へと変化したのではないか。現在の長崎市矢上地区の田中町の標高約八五メートルの丘陵上に立地した山城として矢上城が存在した。矢上城の遺構は平成十一年(一九九九)から着手された東長崎ニュータウン造成工事により消滅した。この矢上城は寺田正剛によると、文献や出土遺物(中国産貿易陶磁器、国産陶磁器、土器、石鍋など)の年代から十四世紀中期(一三五〇年)頃から十五世紀中期(一四五〇年)頃に築城されたと推測している⁶¹。築城年代からすれば、正平十八年(一三六三)の一揆連判状断簡写に記す「長崎矢上ノ八郎」平重純と応安五年(一三七二)の一揆連判状断簡写に記す長崎矢上周防孫六が存在した時期と符合するので、両名の居所を矢上と仮定した場合、居所として矢上城の可能性も否定できないであろう。

ただし、根本的な問題として、先に記したように矢上村は、肥前国伊佐早荘に属し、郡名からすると高来郡である。「長崎矢上ノ八郎」平重純を記す、正平十八年(一三六三)の一揆連判状断簡写は、冒頭にもあるように肥前国彼杵庄南方内^(一三六三)一揆である。つまり、彼杵庄内の土地を有し、同地を居所とする者が加盟しており、伊佐早荘内の土地を有し、同地を居所とする者は加盟できない。率直にいうと「長崎ノ矢上八郎」平重純が、もし矢上村を有し、同地を居所としていたら、この一揆には加盟すること自体不可能である。したがって、矢上村は高来郡(伊佐早荘)内になり、彼杵郡(彼杵荘)の境界に接してはいるが、即、「長崎ノ矢上八郎」平重純の居所を矢上とすることはできない。しかし、彼杵庄内に所領を有したまま、伊佐早荘内の矢上也領し、同地を居所としたとすると彼杵一揆には加盟できるとい

仮説も成立しそうであるが、現時点では問題提起に留めたい。なお、「深堀家文書」には暦応五年（一三四二）三月二十日の藤原直幸召文として二通が収載される⁽⁶²⁾。一通は長崎四郎宛、もう一通は矢上民部三郎入道宛であり、長崎四郎と矢上民部三郎入道が共に深堀三郎五郎時廣の所領、戸町浦を放火狼藉したことにより、その所業を糺明するため、両名を藤原直幸が召喚するという文書である。長崎四郎は前掲「新撰土系録」巻之十の長崎氏系譜には見当たらず、長崎氏の中で位置付けは不明だが、長崎氏と矢上を本貫とする矢上氏が共に行動していることは気になるところである。いずれにしても、長崎氏と矢上についての問題は後考を待たなければならない。

次に外山は、前掲『新長崎市史』第一巻「中世編」⁽⁶³⁾に「長崎氏は多治比姓の者であつて平姓ではない。それが平姓をもつて記されている点にやや疑問が残る。」と記している。外山は「深堀家文書」に記す永崎本主四郎俊信を後の長崎氏の祖と考え、永崎本主四郎俊信が俊の字を使用していることから、同じく俊の字を通字とする戸町氏が姓を丹治比姓としているので、長崎氏も丹治比姓と考えての説ではあるが、単純に史料を解釈すると、「長崎矢上ノ八郎」平重純と記しているのも、この場合、平姓と率直に解釈しても良いのではないか。武士社会において姓は時の状況で変化するのが世の常である。

外山⁽⁶⁴⁾によると、

次に平兼澄を「福田ノ平次」とするのはよいとして、この後の丹治俊家について、「天浦」が「大浦」の誤記であるとする、大浦氏が平姓福田氏の一族であるとすればこれまでの主張と相容れず、問題を残している。

とある。単純に史料から解釈すると「天浦」を「大浦」の誤記と考えても、丹治俊家は存在しており、無理に大浦氏が平姓福田氏の一族であるとの説をもつて先入観で捉えることは不可能ではないか。

平姓福田氏の中から福田大浦と名乗る者と丹治姓の中から大浦と名乗る者がいたと理解すべきである。

そもそも問題として、従来の長崎県の地名に関する書籍において、中世文書に記載される肥前国彼杵郡彼杵荘内の大浦という地名を現在の長崎市大浦町を中心とする大浦地区と解釈するものと長崎市福田地区に入る長崎市大浜町

の前身地名大浦郷と解釈するものが混在しており、それぞれの「大浦」について、現在のどこにあたるのか正確に比定してこなかったところにある。大浜町の前身地名の大浦は、西彼杵半島の基部に位置し、東・北・南の三方を稲佐山系・岩屋山系の山地に囲まれ、西は角力灘に面し、大浦川が流入する。大浜町は元来、大浦郷という地名であった。いつから大浦郷という地名があったが不明であるが、昭和三十二年（一九五七）まで行政区名として使用された。明治二十二年（一八八九）福田村、昭和三十年（一九五五）から長崎市に入り、昭和二十五年（一九五〇）一部が長崎市小瀬戸町となり、同三十一年（一九五六）一月一日に新町名設置により、行政区名が廃止され、大浜町となったとする⁶⁵。日本歴史地名大系第四三卷『長崎県の地名』⁶⁶の長崎市「大浦」には、

中世にみえる浦で、彼杵庄戸町浦のうち、福田の大浦に比定される。文保二年（一三一八）五月二十九日の戸町西俊・同俊光連署和与状（深堀文書）に「大浦山」「大浦」とみえ、深堀時仲嫡孫孫房丸らと戸町俊基の子西俊（俊能）らとの相論が和与となり、当地は戸町氏側の知行とされた。

として、福田大浦平四郎や「天浦ノ平次郎」「大浦ノ平次郎」こと丹治俊家もこの福田の大浦を領していたとする。

丹治俊家や福田大浦平四郎がともに福田の大浦を領したとする解釈には無理があり、前掲『長崎県の地名』にある文保二年（一三一八）五月二十九日の戸町西俊・同俊光連署和与状にみえる「大浦山」「大浦」とは、福田の大浦ではなく、むしろ戸町の大浦即ち、現在の長崎市大浦町を中心とする大浦地区に比定すべきである。深堀時仲嫡孫孫房丸らと戸町俊基の子西俊（俊能）らとの相論が和与となり、当地は戸町氏側の知行とされた経緯と地理的な位置、そして、戸町氏が丹治（多治比）姓であることと戸町と大浦の関係から、この一揆連判状断簡写に記す「大浦ノ平次郎」丹治俊家は戸町氏の庶家の者と考えて良く、戸町の大浦は近世大村藩領からすると、戸町村に属した大浦郷というべき位置付けであったことから明らかである。また、「大村家記」巻之四「村々地頭之事」⁶⁷には大浦村に丹治俊家を記し、大浦村の記載順は「(前略)浦上村↓浦上北村↓大浦村↓戸町村↓福田村↓権村(後略)」となっておりことから、戸町の大浦と解釈できる。

したがって、丹治俊家は戸町の大浦を居所として領し、福田大浦平四郎は福田の大浦を居所として領していたと考えるのが自然ではないか。なお、「福田文書」暦応二年（一三三九）十一月七日の沙弥某一色範氏カ軍勢催促状写⁶⁸の宛名にあるのは福田大浦平四郎であり、福田氏の者で福田大浦を名乗る初見である。福田大浦平四郎兼益は「新撰土系録」卷之八上の福田氏系譜⁶⁹によると、初代平包守の玄孫で福田氏惣領の福田又四郎兼光の子福田平八兼能の三男であり、同氏の庶子である。「福田文書」康永元年（一三四二）十月五日と康永二年（一三四三）四月十九日の沙弥某一色範氏カ軍勢催促状写⁷⁰にも福田大浦平四郎と記している。そして、「福田文書」正平二十四年（一三六九）九月三日の平某所領安堵状写⁷¹によって福田及び浦上本知行分を含む大浦の地が、福田大浦平四郎兼益の甥で惣領の福田兵庫助兼澄の所領として安堵されている。

■三、応安五年（一三三七）南朝・文中元年（彼杵）一揆連判状断簡写

応安五年一揆連判状断簡写

（前欠）

福田兵庫助

同女子代平次郎

同檜若校^{（狭）}守代

日宇兵庫助

今富掃部助

同勘解由左衛門尉

同八郎

戸町弥五郎代九郎左衛門

同孫七代彦八

長崎矢上周防孫六

同□□

同田河□□

早岐伊豆守

同左衛門藏人

同兵衛藏人

同式部藏人

同隼人尉

同彈正忠

同□衛門藏人

同源藏人

中津岡女子代兵衛五郎

早岐折宇瀨太郎藏人

同木工助

同左近將監

同太郎左衛門尉

宮村春□丸代次郎左衛門

同駿河守代兵衛三郎

同修理亮

河棚女子代伊藤五

日宇源藏人代東彦七

同出羽権守代河内彦五郎

同西田源次郎

佐瀬保源三郎

波佐見三郎代河内六郎

同横大路彦七

同松熊丸代浦弥次郎

同

波佐見掃部助

波佐見折敷瀬弥三郎

波佐見井瀬木新左衛門

島瀬九郎三郎

同若露丸代山下又次郎

已上七十五人

若此条偽申候者、八幡大菩薩御罰可罷蒙之候、

応安五年九月廿六日

右記の一揆連判状の末尾部分を書き下すと(人名略)

已上七十五人

若しこの条、偽り申し候はば、八幡大菩薩御罰、これ罷り蒙るべく候、

応安五年九月廿六日

となり、八幡大菩薩に誓う形で、各領主が連名して一揆の契約を結んでおり、もしこの契約に背くことがあれば、八幡大菩薩からの罰があたるとしている。この一揆連判状は北朝年号を用いているので加盟した領主は北朝方として行動したことが分かる。七五人が加盟しているとうたっているが、ここに記されたのは断簡であるためか、半数の四二人の領主が記されているに過ぎない。連名した各領主は佐世保市南部から東彼杵郡二町（川棚町・波佐見町）、長崎市南部の各領主で、範圍としては、現在の佐世保市日宇町、早岐地区、長崎市中心部を除き、ほぼ江戸時代の肥前前村藩領であったことが言える。

ここでも各加盟者について、分析を試みたい。

福田兵庫助、同女子代平次郎とある福田氏は前掲のとおりである。福田兵庫助は「新撰土系録」卷之八上の福田氏系譜²⁾によると、初代平包守の玄孫で福田氏惣領の福田又四郎兼光の孫、福田兵庫助(孫平次)兼澄である。

同檣若校守代(狭)とある檣(檣)氏は、肥前国彼杵郡檣(式見)村(現長崎市式見町周辺)を本貫とする氏族である。志幾見氏とも記す。姉崎正義氏所蔵元弘三年(正慶二年 一三三三)七日の檣禪性軍忠状案に肥前国彼杵莊福田郷檣平次入道禪性とあり、「深堀家文書」暦応五年(興国三年 一三四二)四月日深堀時広訴状に放火狼藉の与力人として檣平次入道、檣七郎平次入道子息、同又三郎、同平五の名が見える³⁾。「大村家記」卷之四「村々地頭之事」檣村⁴⁾には、志幾見若狭守兼綱を記し、「正平十七八應安五年一揆連判状二有り」と記している。一揆連判状断簡写に記す檣若校守代(狭)と関係があると見てよい。現在の長崎市式見町周辺に居住した在地領主と考えられる。

日宇兵庫助、日宇源藏人代東彦七、同出羽権守代河内彦五郎、同西田源次郎とある日宇氏は前掲のとおりで、詳細は、第一章第一節第三項二を参照されたい。

今富掃部助、同勘解由左衛門尉、同八郎とある今富氏は、肥前国彼杵郡今富(現大村市今富町)を本貫とする氏族であり、大江氏を姓とする。詳細は、第一章第一節第三項一を参照されたい。「新撰土系録」卷之三十三の今富氏系譜⁵⁾によると、一揆連判状断簡写にある今富掃部助、同勘解由左衛門尉、同八郎はそれぞれ、親、子、孫に相当する。

戸町弥五郎代九郎左衛門、同孫七代彦八とある戸町氏は前掲のとおりで、詳細は、第一章第一節第三項一を参照されたい。

長崎矢上周防孫六、同□□□、同田河□□□とある長崎氏は前掲のとおりで、詳細は、第一章第一節第三項一を参照されたい。長崎矢上周防孫六は、「新撰土系録」巻之十の長崎氏系譜⑤によると、長崎矢上八郎重純の子として記す長崎矢上周防權六重益と同一人物と考えられる。

早岐伊豆守、同左衛門藏人、同兵衛藏人、同式部藏人、同隼人尉、同彈正忠、同□衛門藏人、同源藏人、早岐折宇瀨太郎藏人、同木工助、同左近將監、同太郎左衛門尉とある早岐氏は、前掲のとおりである。
(左又ハ右也)

中津岡女子代兵衛五郎とある中津岡氏は不明である。

宮村春□丸代次郎左衛門、同駿河守代兵衛三郎、同修理亮とある宮村氏は前掲のとおりで、詳細は、第一章第一節第三項二を参照されたい。

河棚女子代伊藤五とある河棚氏は前掲のとおりである。

佐瀬保源三郎とある佐世保氏は前掲のとおりである。

波佐見三郎代河内六郎、波佐見掃部助とある波佐見氏は前掲のとおりである。

波佐見折敷瀬弥三郎とある折敷瀬氏は前掲のとおりである。

波佐見井瀬木新左衛門とあるが、波佐見氏(内海氏)と同じ橋姓の肥前国杵島郡の潮見城(現武雄市)主の洪江氏は、近世においては大村藩士の家系となり、この洪江氏一門に井石氏があり、この井石氏も後世大村藩士に列した家系である。一揆連判状断簡写に波佐見井瀬木新左衛門とあるので、井瀬木を井石と解釈した場合、「新撰土系録」巻之十五中の洪江氏及び井石氏系譜⑦を確認できる。「新撰土系録」によると、洪江氏家系の中村氏から土橋氏が出て、土橋甲斐守公房が武雄から波佐見村井石(現波佐見町井石郷)に來住したと記し、初代大村藩主大村喜前から三代藩主大村純信までに仕えた土橋作左衛門の代に名字を井石氏に改めたとの記載があった。故にこの一揆連判状が作成された

時期には井石氏が成立していなかったことが判明した。以上のことから、波佐見井瀬木新左衛門は、単に現在の波佐見町井石郷を居所とした人物と思われる。

島瀬九郎三郎、同若露丸代山下又次郎とある島瀬氏は不明である。

同横大路彦七、同松熊丸代浦弥次郎、同□□□とある横大路氏は、瀬野は現在の佐賀県の御家人とし、「河上神社文書」元亨三年（一三三三）五月の文書に使節遵行の使節として横大路次郎入道西迎とある⁷⁸。詳細は、第一章第一節第三項二を参照されたい。

以上、各氏を分析した結果を総合すると、表2-4のようになる。加盟者は全七五人、実際に記載のある四二人のうち、日宇村、幕府領長崎、早岐村、佐世保村、未詳を除いた、近世大村藩領域にある人は一九人と考えられる。加盟者の中で一番人数が多いのは、早岐村の二人であり、次に波佐見村の七人と続いている。正平十七年（一三六二）第一回の一揆連判状には川棚村及び川棚中山から合計九人の加盟者が認められた（表2-2参照）が、当加盟者が一人となっている。今回初めて大村の「地方」から今富氏三人が加盟しているのは特記すべきことである。しかし、肝心の大村氏からの加盟が認められない。また、深堀氏の加盟者がいない。加盟者の把握を困難にするのは、当一揆連判状が一部欠損しているためと考えられる。御家人の家系にあるのは、福田氏、今富氏、戸町氏、長崎氏の四氏であり、地頭の家系は波佐見氏の一氏と考えられる。御家人の家系の可能性があるのは、河棚氏、日宇氏、早岐氏、宮村氏の四氏である。残りは在地領主や土豪の家系と思われる。「新撰土系録」から確実に近世、大村藩の藩士の家系となるのは、福田氏、今富氏、長崎氏の三氏で、単純に名字から考えて藩士の家系または関係にある家系の可能性を有するのは、宮村氏、日宇氏、波佐見氏（内海氏）三氏と考えられる。

「福田文書」に収載される前掲、正平十七年（一三六二）彼杵一揆連判状断簡写には冒頭部分に「八幡大菩薩御罰、各罷蒙るべく候、」（原漢文）、正平十八年（一三六三）彼杵庄南方一揆連判状断簡写にも冒頭部分に「八幡大菩薩御罰出合い、罷り蒙るべく候、」（原漢文）、応安五年（一三七二）彼杵一揆連判状断簡写には末尾部分に「八幡大菩薩御罰、これ

罷り蒙るべく候」(原漢文)と記載されており、三回の連判状とも、一揆の契約をなした際にもし違背した場合は八幡大菩薩の罰を受けることを八幡大菩薩にかけて誓約している。八幡大菩薩は、八幡神として平安時代の鎮守府將軍源義家(八幡太郎)を始め、清和源氏一族が氏神として崇拝したために、戦の神(武神)的な性格を帯び諸国の武士が信仰した神である。鎌倉幕府の政庁が置かれた鎌倉の鎮守として鶴岡八幡宮が広く信仰されたことは有名である。国内における八幡宮として、大分県の宇佐神宮(宇佐八幡宮)、京都府の石清水八幡宮(男山八幡宮)、神奈川県の鶴岡八幡宮、福岡県のの箱崎八幡宮(箱崎八幡宮)の四宮が大社として著名で、全国津々浦々に八幡宮(八幡神社)が祭られている。

表2-4 応安5年(1372)彼杵一揆連判状断簡写にみえる加盟者

村名	加盟者名	人数
福田村	福田兵庫助 同女子代平次郎	2
檣村	同檣若校守代	1
日宇村	日宇兵庫助 日宇源藏人代東彦七 同出羽権守代河内彦五郎 同西田源次郎	4
大村 (今富)	今富掃部助 同勘解由左衛門尉 同八郎	3
戸町村	戸町弥五郎代九郎左衛門 同孫七代彦八	2
長崎村	長崎矢上周防孫六 同□□□□ 同田河□□□□	3
早岐村	早岐伊豆守 同左衛門藏人 同兵衛藏人 同式部藏人 同隼人尉 同弾正忠 同□□衛門藏人 同源藏人 早岐折敷瀬太郎藏人 同木工助 同左近将監 同太郎左衛門尉	12
宮村	宮村春□丸代次郎左衛門 同駿河守代兵衛次郎 同修理亮	3
川棚村	河棚女子代伊藤五	1
佐世保村	佐瀬保源三郎	1
波佐見村	波佐見三郎代河内六郎 同横大路彦七 同松熊丸代浦弥次郎 同□□□□ 波佐見掃部助 波佐見折敷瀬弥三郎 波佐見井瀬木新左衛門	7
未詳	中津岡女子代兵衛五郎 島瀬九郎三郎 同若露丸代山下又次郎	3
合計		42

【註】「応安5年(1372)9月26日 彼杵一揆連判状断簡写」から作成
(外山幹夫『中世九州社会史の研究』(吉川弘文館 1986年)所収「付録 福田文書」九九)

それでは、三回にわたる彼杵一揆連判状に加盟した武士が誓約した八幡大菩薩とは、彼杵荘内のどこの神なのであろうか。彼杵荘は彼杵郡を元にしており、肥前国に属す。肥前国の一宮は佐賀県に鎮座する與止日女神社と千栗八幡宮の二社である。そして、彼杵郡の神(郡社、郡の鎮守)としての性格を有するのが大村市内に鎮座する幸天大明神(現在の昊天宮)であることは、鎌倉時代後期の「福田文書」元徳四年(一一三三)八月十三日の某平家勝カ書下写⁷⁹に「肥前国彼杵庄鎮守幸天大明神」と記しているので明らかである。文書の内容は幸天大明神の例大祭に際して、流鏑馬などの神役を務めるよう、老手・手隈両村の地頭職、福田兼信に命じたものである。幸天大明神は彼杵荘の武士が尊崇したことは容易に感得できる。それでは、彼杵荘内に荘の鎮守ともいふべき八幡宮が存在するか考えた場合、大村市内に鎮座する松原八幡神社を挙げることができる。

松原八幡神社は、鎌倉時代に鎌倉の鶴岡八幡宮から御神体を分霊したという由緒を持つ神社である。「正慶乱離志裏文書」⁸⁰には南北朝時代の正慶二年(一一三三)三月十七日条に、彼杵荘江串村の江串三郎入道が後醍醐天皇の第一皇子尊良親王を奉じて、江串村で挙兵した際に、援軍を集めるために、江串三郎入道の甥、砥上四郎が松原八幡神社の錦の戸張(幕)を旗にして、今富(郡地方)から大村にかけて駆け回ったとある。史料には松原八幡神社を「本庄ノ八幡宮」と記載しており、彼杵荘の中心である彼杵本荘の神社として、松原八幡神社を位置付けていたことが分かる。このような点から、三回に渡る彼杵一揆連判状に加盟した武士が誓約した八幡大菩薩とは松原八幡神社の可能性があり、当該期における彼杵荘の鎮守神の一つと考えられる。

最後に、三回にわたる連判状断簡写には、各人の「花押」もなければ「花押」を示す「在判」もない。本来は正文と案文(あんもん)に加盟者の「花押」と「在判」があったと思われる。「花押」と「在判」の有無は加盟者の一揆に対する思いの強弱を察することができる。外山によると、「第二回の一揆連判状写の加盟者に先立って、わざわざ「次第不同」と記されている。それは自らの名を先に書いて、他より優位の位置を示そうとする者がいることによる。」とする⁸¹。

表2-5 『大村家記』巻之四 所収「村々地頭之事」のみにみえる彼杵一揆の加盟者

村名	加盟者名	人数
川棚村	同(川棚) 羅旺丸平盛勝	1
川棚中山	同(中山) 源二郎	1
波佐見村	同(波佐見) 鳥海九郎三郎	1
時津村	同(時津) 山城入道士尚 同(時津) 周防權守澄重 同(時津) 式部兼重武 同(時津) 勘解由佐衛門重方	4
浦上村	同(浦上) 兵部兼泰家 同(浦上) 小次郎俊長 中野次郎大夫入道覺心 家野因幡權守公平 同(家野) 六郎入道正西 同(家野) 源次郎入道西光 淵主計允	7
戸町村	戸町尾張權守丹治俊顕	1
雪浦村	雪浦田河左近将監 同(雪浦) 掃部介	2
深江村 (深堀村)	同(深堀) 式部允時宣 同(深堀) 大膳介時長	2
長崎村	同(長崎) 周防權守入道	1
合計		20

【註】『大村家記』巻之四 所収「村々地頭之事」から作成

※()は筆者が補う

後考を待たなければならぬ。なお、外山幹夫をはじめとする彼杵一揆の先行研究者から「大村家記」巻之四の「村々地頭之事」の冒頭部分の文章(序文)の内容とこの永和年間の一揆連判状について、管見による限りこれまで紹介もなく問題提起されたことはない。

ここでは各加盟者について、分析を試みたいが、重複を避けるために前掲で挙げた氏族については記載しない。ただし、説明が必要な氏族は適宜補うこととする。

浦上村に、中野次郎大夫入道覺心とある中野氏は、肥前国彼杵郡浦上村中野郷(現長崎市上野町・岡町・高尾町・橋口町・松山町)を本貫とした氏族と考えられ、太田は浦上氏との関係

を示唆している(83)。

同、浦上村に、家野因幡權守公平、同六郎入道正西、同源次郎入道西光とある家野氏は、肥前国彼杵郡浦上村家野郷(現長崎市家野町・大橋町)を本貫とした氏族と考えられ、太田は浦上氏との関係を

示唆している(84)。同、浦上村に、淵主計允とある淵(淵)氏は、肥前国彼杵郡浦上村淵(淵)(現長崎市淵町)を本貫とする氏族と考えられる。

雪浦村に、雪浦田河左近将監、同掃部介とある田河氏(田川氏)は、「東福寺文書」元応二年(一三二〇)□月二十七

日肥前国彼杵庄文書目録案に「同庄雪浦□□□三嶋一方領主田河彦太郎」と記し、「正慶乱離志裏文書」には「田河彦太郎雪浦并馬手嶋領主」と記しており、雪浦（現西海市大瀬戸町雪浦）と馬手嶋（現西海市大瀬戸町松島か）の領主である⁸⁵。

「新撰土系録」卷之十九の田川氏系譜⁸⁶によると、元々、豊前国田川（現福岡県田川市）を本貫とし、藤原氏を姓とする氏族である。初代田川庄司隆輔は豊前国田川の庄司（荘官）であったが何時の時代の人物か不明とする。この田川隆輔の子孫が豊前国田川から肥前国彼杵郡に移住し、雪浦鳥越（現西海市大瀬戸町雪浦）に築城し、城（鳥越城、通称・別称は雪浦城、雪浦古城）に居住した。初代隆輔から、次代の隆興までの間の当主の記録はなく、子孫は雪浦を領し、元弘年間（一二三二～一二三四）以来、大村氏に附属し南朝方として働いたと記している。

前掲「新撰土系録」卷之十九の田川氏系譜には、田川庄司隆輔の次代に「左近将監隆興」と記し、「雪浦を領す」とある。官途名の左近将監から、この「大村家記」卷之四の「村々地頭之事」に記す、雪浦田河左近将監と同一人物と見て良い。「新



写真2-10 西海市大瀬戸町松島（松島内郷 釜浦港）



写真2-11 鳥越城跡（西海市大瀬戸町雪浦）

撰土系録」卷之十九の田川氏系譜の田川庄司隆輔の項には「隆興は永和康暦時代の人なり」（書き下し）と記している。つまり、田川左近将監隆興（こと「大村家記」卷之四に記す雪浦田河左近将監は永和年間（北朝年号、一三七五～一三七九）から康暦年間（北朝年号、一三七九～一三八一）に生きていた人物ということになる。「大村家記」卷之四に記す雪浦田河左近将監は、「福田文書」に収載される前掲、正平十七年（一三六二）彼杵一揆連判状断簡写、正平十八年（一三六三）彼杵庄南方

一揆連判状断簡写、応安五年（一三七二）彼杵一揆連判状断簡写には記載されない人物であることは表2-15によって明らかである。そうであるならば「大村家記」卷之四の「村々地頭之事」の冒頭部分に記し、今は伝存していない永和年間の一揆連判状に雪浦田河左近将監が記されていた可能性が高いと考えたいが、「大村家記」卷之四「村々地頭之事」の雪浦村には、雪浦田河左近将監を「正平十七八應安五一揆連判状ニ有リ」と記していることから、矛盾が生じる。

「新撰土系録」卷之十九の田川氏系譜によると、左近将監隆興の子は隼人尉隆治と記し、その子は掃部介隆世と記す。官途名の掃部介から、この「大村家記」卷之四の「村々地頭之事」に記す、同掃部介と同一人物と見てよい。「新撰土系録」によると、田川氏はその後、近世大村藩士として続き、田川氏本家は四代大村藩主大村純長時代に名字を安田に変えている。

長崎村に、同周防權守入道とあるが、官途名の周防權守から「福田文書」に収載される前掲、正平十八年（一三六三）彼杵庄南方一揆連判状断簡写に記す長崎矢上周防孫六と同一人物の可能性が高い。また、「新撰土系録」卷之十の長崎氏系譜⁸⁷によると、長崎矢上八郎重純の子として長崎矢上周防權六重益が記され、同周防權守入道と同一人物と考えられる。したがって、同周防權守入道、長崎矢上周防孫六、長崎矢上周防權六重益は共に同一と見るべきである。

以上、各氏を分析した結果を総合すると、「大村家記」卷之四「村々地頭之事」のみにみえる加盟者二〇人のうち、深江村（深堀村）のこと、幕府領長崎村を除いた、近世大村藩領域にある人は一七人と考えられる。加盟者の中で一番人数が多いのは、浦上村の七人である。御家人の家系にあるのは、時津氏、浦上氏、戸町氏、深堀氏、長崎氏の五氏であり、地頭の家系は波佐見氏の一族と考えられる。御家人の家系の可能性があるのは、河棚氏の一族である。残り是在地領主や土豪の家系と思われる。「新撰土系録」から確実に近世大村藩の藩士の家系となるのは、田河氏（田川氏↓安田氏・有田氏）、長崎氏の二氏で、単純に名字から考えて藩士の家系または関係にある家系の可能性を有するのは、波佐見氏（内海氏）一族と考えられる。

◆ 四 彼杵一揆の展開

本項は、外山幹夫等の研究成果⁸⁸に依拠するかたちで論を展開したい。

鎌倉幕府が九州統制のためにいた鎮西探題に代わる役職として、室町幕府は九州探題を設置した。延元元年（二三三六）九州に敗走した足利尊氏が再挙上洛に際して、一色範氏を留めて、九州経営のために探題に任じたのが起源である。九州探題の呼称が一般化するのには、永和年間（二三七五〜七九）以降のことで、これ以前は鎮西管領・鎮西探題・鎮西大將軍などと称した。貞和二年（二三四六）に一色範氏の子直氏が下向してこれに加わり、父子ともに文和四年（二三五五）まで実質その任にあり、同年範氏が離任した後、子直氏が在任して以後延文三年（二三五八）に及んだ。仁木義長は尊氏上洛三ヵ月後まで、軍事指揮のみに関わっている。これ以後範氏が軍事権も掌握し、九州探題として存在した。室町幕府による九州支配は鎌倉幕府の執権北条氏が一門を鎮西探題に任じたと同じく、足利氏が一門を九州探題に任じるという行為そのものであった。

少弐氏・大友氏・島津氏は北条氏の専制体制に失望し、討幕勢力となつて、建武政権を経て室町幕府に期待した。しかし、九州探題の成立は、北条氏下の鎮西探題の変形したものに過ぎず、探題の統轄下に置かれる仕組みとなつた。少弐・大友・島津の三氏は北朝足利氏方でありながら、その共通の敵南朝を前にして九州探題との関係は微妙であった。一色範氏は九州経営に際して三氏の協力を得ようとしたが、得られず、幕府へ辞職を願い出たが、認められることはなかった。

南朝方は、建武三年（二三三六）に後醍醐天皇の皇子懐良親王^{かねよし}を征西大將軍（征西將軍官）に任じ、四国を経て九州に渡り足利方と交戦した。懐良親王には、公家で勘解由次官^{かねよし}の地位にあつた五条頼元が従つた。肥後国の菊池氏・阿蘇氏らに支持され、正平十六・康安元年（一三六一）から応安五年（一三七二）までの一二年間太宰府に「征西府」を置き、この地を中心に活躍したが、九州探題今川貞世（了俊）に圧迫され、筑後国矢部の奥地に隠退した。

九州探題に対する反発が最も強かつたのは少弐頼尚であった。頼尚は古代の律令制の官職である大宰少弐の地位に

あり、また、筑前国守護職であったことから格式が高く、九州探題に対抗心を抱く立場にあった。頼尚は、先の観応の擾乱によって貞和五年（一三四九）肥後国に落ちてきた足利尊氏の庶長子で叔父足利直義の養子となっていた長門探題の足利直冬の招きに応じ、その軍門に加わった。そのうえ直冬を聲こゑにして館に迎え入れた。直冬は尊氏の命を受けて九州に下向してきたと偽り、盛んに近隣の領主に所領を給与することをにおわせて、来付を呼びかけた。こうして南北双方から部下が集まった。直冬は少弐頼尚を背後にひかえて派手な行動を始めた。直冬の官途名が兵衛佐ひょうゑのすけの地位にあったところから、直冬の勢力を佐殿方と称した。

こうして九州は、以後、九州探題方（幕府方）、足利直冬の佐殿方、宮方（南朝方・征西將軍宮方）の三勢力が形成され、三つ巴となって、中央の情勢の動きと絡みながら、離合集散を反復して抗争を繰り返す複雑な局面が展開される。

肥前国彼杵荘においては惣領の深堀時明が一族の深堀時広や高浜政綱とともに足利直冬（佐殿方）、時によっては少弐頼尚の陣に馳せ参じている。深堀氏に限らず、彼杵荘内の武士たちは、少弐氏のもとに参加することが多かったとされる。

足利尊氏は九州探題一色範氏父子に命じて観応三年（一三五二）五月に宮方と和睦させて足利直冬の佐殿方の追討をはかった。一時は、佐殿方が九州探題方を破ったが、中央に大きな後ろ盾を有しない佐殿方は次第に不利になり、少弐頼尚の守る太宰府が陥落すると、北部九州は、九州探題方・宮方に席卷された。直冬は終に九州を脱して長門国に逃れた。文和元年（一三五二）十一月、三勢力の一角がここに崩れ去った。

直冬が九州を去った後も頼尚は九州探題への対抗心を持ち、このため宮方と提携したりして、文和二年（一三五三）三月、太宰府南方の針摺原で頼尚と宮方の連合軍が九州探題方と合戦に及び、探題方を敗走させた（針摺原はりすばらの戦い）。これを機に豊後大友氏などが宮方となった。征西將軍宮懐良親王は文和三年（一三五四）十月には博多を勢力下に置いた。

九州における支持勢力を喪失した探題一色範氏・直氏父子は九州には留まらず、延文三年（一三五八）までのうち

に九州を去った。足利直冬にしても一色範氏にしても九州の守護や国人領主の協力と支持によって立場が左右されるということが露呈した。

延文四年（一二五九）七月、少貳頼尚は大友氏時と連合して、官方を攻撃するため、筑後国三井郡の大保原で肥後の菊池武光を主力とする懐良親王軍と合戦に及んだ。少貳・大友連合軍六万に対し、官方四万の軍勢であったが、八月十六日激戦を交え、官方が勝利を収めた（大保原の戦い・筑後川の戦い）。これにより、南朝方へ転じる武士が多くなり、少貳氏の肥前国内に対する影響力が急速に低下した。

肥後国隈府に本拠を置く菊池武光が肥前国に権力を介入させてくる。菊池武光は康安元年（一二六一）九月当時、既に肥前国守護職の地位にあった。当時、深堀氏惣領の深堀五郎時勝は延文五年（一二六〇）には筑後川の戦いの軍忠状を少貳頼尚に提出している。ところが、翌康安元年（一二六一）六月、後に彼杵一揆（正平十八年八月）の加盟者の一人である深堀五郎時勝は南朝方へ馳せ参じ、各地を転戦して、これを感じさせた。この時、時勝は、一族と共に南朝方に転じたのではなく、単独で転向したようである。「深堀家文書」では、他の一族の名前は見付かかっていない。

彼杵荘の武士たちは、南朝方へ移ったと考えられる。彼杵一揆の第一回連判状ともいうべく、正平十七年（一二六二、北朝・貞治元年）の一揆連判状は、こうした状況下で作成されたものである。一揆連判状に「彼杵庄一揆連判着到名^{ママ}字任」との記述から、彼杵荘全体の武士たちが南朝方となったことが考えられる。更なる結束力の強化を願ったのか、翌正平十八年（一二六三）には、彼杵荘南方だけで一揆することになる（正平十八年の一揆連判状）。第一回連判状（正平十七年）には契諾状の文言を欠いているが、第二回の連判状の文言を読むと大一揆、つまり惣荘一揆では心許ないので、南方で一揆を結び、団結して敵である北朝方と戦うことを宣言している。

彼杵一揆は、松浦党の一揆とは性格が異なり、軍事的な色合いが強く、外的要因から結ばれており、結束は弱いものであった。第一回、第二回の彼杵一揆の連判状は後醍醐天皇の皇子懐良親王を中心とする南朝方の勢力が最盛期に結ばれたものとなる。

一方、一色氏後の九州探題には、足利氏一門の斯波氏経が延文五年（一三六〇）に任ぜられた。氏経は博多を避け、大友氏時を頼って豊後府内に下向した。康安二年（一三六二）、斯波氏経は宮方が征西府を置いた太宰府で少弐軍とともに襲おうとしたが、菊池勢が筑後国長者原で探題軍を敗走させた（長者原の戦い）。この戦いの失敗後、氏経は大した勢威を持ち得ず、九州の南朝軍平定の夢も空しく、貞治三年（一三六四）九州を離れた。次いで渋川義行が翌年八月探題に任ぜられたが、義行は備後国まで下向してきただけで、結局、九州に上陸することさえなく引き返してしまった。官方勢力の最盛期であった。

幕府はこの九州の状況を挽回するため、応安三年（一三七〇）六月、新探題に足利氏一門の今川貞世（了俊）を任命した。貞世は応安四年（一三七二）二月京都から九州への首途に着き、嫡子義範を豊後に、そして弟仲秋を肥前松浦という北朝勢力の拠点に送り込み、この双方から南朝勢力を二分させ、時期を見計らって自らが中央部から乗り込んで決戦を挑み、懐良親王・菊池武光らの守る太宰府を一挙に落とそうとするものであった。同年七月、貞世は嫡子義範を豊後高崎城に送り込み、肥後の菊池勢がここに襲来したが、義範は辛くも守り抜き仲秋はややおくれて肥前呼子に入って活動を始めた。

貞世は赤間関を経て、応安四年（一三七二）十二月門司に到着し、九州への第一歩を印した。貞世は九州の在地領主に書状を送り、来付を促した。そして翌応安五年（一三七二）二月筑前に入り、征西將軍宮の本拠地太宰府を三方から攻撃を加え、同八月にこれを陥落させた。一二年にわたる征西府の栄光は潰えた。懐良親王は菊池氏のほか、五条氏・阿蘇氏・名和氏・黒木氏などに擁せられ、筑後国高良山に籠もり、防戦に努めたが、菊池氏当主が亡くなり、中心を失った宮方勢は力を落とす、菊池氏一族は高良山を棄て、親王を奉じて肥後菊池氏の本拠隈府に帰った。

北朝方の優位が強まると、彼杵一揆は北朝方となった。応安五年（一三七二）の第三回彼杵一揆連判状は、この段階で作成されたものであることが分かる。

深堀時勝は、一旦北朝方につきながらも、独り南朝方につき、九州探題今川貞世の出陣催促に応じなかった。一方、

深堀一族の深堀時広は今川貞世の催促に応じ、各地で参戦している。惣領の時勝は、応安六年(一三七三)十二月になつても参戦せず、今川貞世の弟、今川仲秋の怒りを招き、同九月十日に仲秋は彼杵一揆に対して、時勝の所領を改易(没収)することを伝えた。

時勝は、翌応安七年(一三七四)に今川貞世のもとへ参陣し南朝方への総攻撃に参加した。

◆五 彼杵一揆の変容と終焉

本項も前項に引き続き、外山幹夫等の研究成果(89)に依拠しつつ、論を展開したい。

深堀氏の惣領で、彼杵一揆の頭領的な地位でもあつた深堀時勝は、単独行動することが多かつたとされる。応安五年(一三七二)の第三回彼杵一揆連判状が結ばれた翌年三月に、今川貞世から、彼杵一揆に対し、彼杵莊年貢の半濟分(兵糧米)を預置くという預置状案が出された。彼杵一揆を懐柔しようとする今川貞世の政略であつたと思われる。

「深堀家文書」応安六年(一三七三)三月九日の沙弥某書下案(90)には、

肥前国彼杵郡知行分内、順家年貢事、於半濟分者、爲兵糧料所、先所預置也、殘至半分者、爲湖見城用脚之上、無懈怠可被致沙汰之状如件、

應安六年三月九日

沙弥 在判

彼杵一揆中

正文者有長与殿方

とある。文書中の「順家年貢事」とあるのは「領家年貢事」と考えられるが、今川貞世は、彼杵一揆に対し、彼杵莊年貢の半濟分(兵糧米)を預置き、残り半分は湖見城へ運ぶように指示している。ところが、宛先は「彼杵一揆中」で、「正文は長与殿方に有り」(筆者書き下し)としている。つまり、この今川貞世の正式文書(清書)は長与氏が所持していると深堀氏自身が記しているのである。したがって、この「深堀家文書」に収載される今川貞世の文書は案文であるこ

とがいえる。このことから、北朝方に馳せ参じない深堀時勝を外して、長与氏が少なくとも実質的には一揆頭の地位を占めていたと考えられる。なお、第一章第一節第三項二を参照されたいが、南北朝時代の暦応四年（一三四一）及び翌年に長与氏の者が使節遵行の使節を務めていることから、長与氏は当該期の彼杵郡内において有力な在地領主であったことが言える。

ところで、今川貞世は菊池氏を本拠に討つべく永和元年（一三七五）三月、自ら肥後山鹿に入り、菊池氏と対峙し、七月に菊池城の門口近くの水島に陣取った。貞世はこの勝敗を、今後の九州における南北の勢力のあり方を考える上で重視し、少貳冬資・大友親世・島津氏久の三氏に來援を求めた。親世・氏久の両人は來陣したが、冬資は容易に來なかつた。貞世は島津氏久に少貳冬資に來陣するよう誘わせ、氏久からの頼みとあつて、冬資もやむなく來陣したが貞世によつて謀殺された。貞世は宮方追討後の九州の情勢を見越して、九州探題の命に容易に従わぬ少貳氏の芽を摘んでおこうとしたからであつた。

北朝勢力の内紛によつて、菊池氏が中心の宮方勢力は勢力を盛り返し、氣力を喪失した貞世を肥前塚崎に退けた。九州入部以來五年にわたつて着々と築き上げた貞世の戦略は、ここに崩れ去つた。しかし懷良親王も、その後宮方の不振のため、永和元年（一三七五）六月から十月頃に征西大將軍職を後村上天皇の皇子で、甥にあたる良成親王（よしなり）に譲つて隠退した。これを後征西將軍宮という。

島津氏久はさきの貞世の態度を怒つて、宮方に投じ、薩摩の国人領主もこれに従つた。永和四年（一三七八）九月、貞世は菊池氏に打撃を与えるため、周防国の大内義弘・盛見兄弟をはじめ、大友・少貳両氏と島津氏に従わぬ薩摩の国人領主を従えて菊池城に向かい、菊池氏ら宮方は良成親王を奉じ、詫磨原にて大軍を迎えた。菊池軍はよく奮戦し、大勢力を擁する北朝軍（九州探題方）を敗退させた（詫磨原の戦い）。しかし、大勢は既に決し、宮方の衰退は明らかとなつていた。

その後、菊池氏を中心とする宮方勢力の衰退は著しく、この間懷良親王もまた失意のうちに永徳三年（一三八三）、

筑後矢部の地で薨去した。同年菊池城も陥落し、菊池氏はその本拠を失うに至った。その後、良成親王は、南朝の衰退から八代城の陥落を機に筑後矢部に移り、南北朝合一後もしばらくは南朝を称し、明德二年（一三九一）に北朝方と講和した。そして明德三年（一三九二）、室町幕府三代將軍足利義満は南朝側に和平を呼びかけ、南北朝の合体を実現して、約六〇年の長期にわたる内乱に終止符を打つことに成功した。良成親王は、応永二年（一三九五）十月以降間もなくの頃、懷良親王の後を追って薨去した。

この時期の彼杵一揆の頭領は、深堀時勝の嫡子時清であり、恐らく応永元年（一三九四）のことであると考えられている。

今川貞世は九州経営の完成を目前にしてなお緊張を弛めていなかったが、応永二年（一三九五）閏七月に突然、九州探題を解任され、京都帰還を命じられた。

しかし、九州の南朝方はまだ抵抗しており、応永元年（一三九四）にもまだ南朝の年号「元中」を使用していた。この頃、深堀時清に菊池氏から味方になるよう誘いの書状が来ており、十月には、時清は彼杵一揆を率いて南朝方につくが、深堀一族は、惣領時清に従わなかったとされる。

正平十八年（一三六三、北朝・貞治二年）の第二回の一揆連判状断簡写では、加盟者の連署の冒頭に、「次第不同」として平等を建前としながら、特定の一揆頭を設けない方針であったらしい状況が、後にこの態度に変更を加え、一揆頭を置くことに変化し、この一揆頭も深堀氏から、長与氏に転じる有様で、そこに混乱した実態が表に現れる。外山幹夫⁹⁾によると、「このことは、取りも直さず彼杵一揆の加盟者が完結した結果を持つことができなかったことを示している。」とする。

当初の正平十七年（一三六二、北朝・貞治元年）の第一回の一揆連判状の加盟者は前掲のとおり、彼杵荘の主として、北西部（現佐世保市南部から東彼杵郡三町）の出身者であった。彼杵荘の惣荘一揆という性格のものであったと考えられることは、正平十八年（一三六三、北朝・貞治二年）の第二回の一揆連判状に、「先日雖惣庄令一揆」（先日惣庄一

揆せしむると雖も」という文言があることから容易に感得できる。

しかしながら、この一揆も完全に固い結束を保つことができなく、この頃、新たな連判状を作成して、長崎をはじめとする彼杵莊南方内の者を中心とする従来からの大規模な一揆（大一揆）に対し、中規模な一揆（中一揆）の結成を成立させた。そして、南朝方を標榜する第一回、第二回の一揆に対し、これから北朝方に転じた者で結成された応安五年（一三三二、南朝・文中元年）の第三回の一揆においては、加盟者は前掲のとおり、彼杵莊南方の福田氏、戸町氏、長崎氏の各氏が認められるとともに、同莊北方の早岐氏、日宇氏、宮村氏の各氏を含み、第一回の一揆と同様に彼杵莊惣莊一揆の様相を提示している。

こうした状況の中に小一揆の成立が認められる。「福田文書」康応元年（一三八九）十月十三日の散位某今川貞臣カ書下写⁽⁹²⁾には、

浦上中野美作与福田大和守合戦事、就問状、如一揆申者、依仲入沙汰、本人和睦之処、両方与力等令碎犯、不慮合戦、互以雖無遺恨、奉恐公方、及注進云々、所詮、一揆一族等、重可廻和睦計略由申入之条、神妙也、公方御大事時分、停止私弓箭、可專在陣宿直之旨、可相触一揆一揆中之状如件、

康応元年十月十三日

（今川貞臣カ）
散位 在判

彼杵一揆人々中

浦上一揆等中

時津一族等中

とある。これを書き下すと

浦上中野美作^(守脱カ)と福田大和守合戦の事、問状に就いて一揆申す如くんば、仲入^(人カ)の沙汰に依り、本人和睦のところ、

両方の与力等碎犯せしめ、不慮に合戦す、互いに遺恨なしと雖も、公方を恐れ奉り、注進に及ぶと云々、所詮一

揆一族等、重ねて和睦の計略を廻らすべき由、申し入るるの条、神妙なり、公方御大事の時分、私の弓箭を停止

し、在陣し宿直を専らにすべきの旨、一揆一揆中(族カ)に相触るべきの状件の如し、

康応元年十月十三日

(今川貞臣カ)
散位 在判

彼杵一揆人々中

浦上一揆等中

時津一族等中

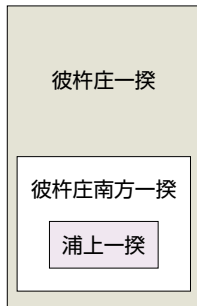
となる。

浦上中野美作守と福田大和守とが合戦したことについて、その理由を質問したことに対する一揆側の回答によると、仲介者の周旋によって彼らは一度和睦したものの、双方の与力人等が和睦を破談させたことから再び合戦となっている。この文書は今川貞臣(今川貞世の子息)が発信し、宛先は彼杵一揆人々中、浦上一揆等中、時津一族等中となっている。前掲のとおり、第一回、第三回の一揆を大一揆、第二回の一揆を中一揆とした場合、この浦上一揆とは小一揆とすることができる(図2-3参照)。

浦上一揆等とは、恐らくは浦上村を本貫とする浦上氏一族を中心とする者の間において、彼杵一揆とは別に結成されたものとみられる。

末尾の宛先には時津一族等中とあり、時津村を本貫とする時津氏は、一揆という形では称されていない。浦上一揆は彼杵一揆から分離して成立した。時津氏は、既に一揆を解消し、単なる時津氏一族に還元したと考えられ、彼杵一揆は崩壊を来した。

外山93によると、「松浦党の一揆は多数の加盟者から成立する一揆と少数の加盟者から成立する一揆によって構成される二つの性格のものがあり、これを大一揆、小一揆と便宜上称している。そこに



【註】外山幹夫「中世九州社会史の研究」(吉川弘文館 1986年)所収【第二部 國人一揆と領国制 第四章 彼杵一揆とその性格 第一節 彼杵一揆の加盟者 四 大・中・小各一揆の名称】166頁から転載。

図2-3 彼杵一揆の内部構造

は軍事的性格のものと日常生活と密接な関連を持つものの異質な二つのものが認められる。ところが彼杵一揆は、惣莊一揆といふべき大一揆と、南方一揆にみる中一揆、そして浦上一揆にみる小一揆は、すべて軍事的性格に限られ、異質なものは存在しない。」と解釈している。

彼杵一揆と大村氏との関係についてだが、大村氏は後に戦国大名として、東西両彼杵郡の在地領主と土豪のほとんどを配下に従え、戦国期の長崎（現在の長崎市中部）を領国下に収める。ところが、彼杵一揆の合計三回に及ぶ連判状には、加盟者として大村氏が加わっていないし、近世大村藩で編纂された「郷村記」や「大村家記」にも大村氏の名が記されていない。

最後に大村氏の加盟が記されていない理由として考えられる点を示しておきたい。第一の理由は史料の完全性に関するものである。三回に及ぶ一揆連判状がいずれも断簡写であり、はたして加盟者全員と言えるかどうかである。第二に三回の一揆に際して、大村氏がそれぞれ逆の立場に立った可能性である。つまり大村氏が正平十七年（一三六〇）と翌十八年（一三六三）は北朝方、応安五年（一三七二）は南朝方にあったとの仮定である。これは当該期、既に大村氏が現在の大村市域を本拠地及び居所としていたことを前提とする。但し、正平十八年の一揆については彼杵莊南方の武士だけで一揆しているので、地理的に考えてそもそも大村氏の加盟は考え難い。第三の理由は、逆に大村氏が未だ現在の大村市域を本拠地及び居所としていなかった場合である。または同地に所領を有していても本拠地・居所ではないなど何らかの理由から加盟しなかったとする考え方である。しかしながら、第一章第一節第三項一において、鎌倉時代の嘉禎三年（一二三七）には肥前国彼杵莊御家人大村七郎太郎が、京都大番役を勤仕する立場にあったことを紹介している。また、第一章第一節第三項二において、南北朝時代の建武元年（一三三四）には彼杵大村太郎が、使節遵行に携わったことを紹介している。七郎太郎、太郎を名乗る大村氏が既に大村市域に存在したと考えられるから、一揆が結ばれた時期に大村氏が全く大村市域にいなかったとも言えない。いずれにしても可能性の域を出ず、当問題の解決に足る史料は、管見による限り、見当たらず判然としない。大村氏の本拠地及び居所については第二章

- ⑦ 瀬野精一郎「松浦党の一揆契諾について―未組織軍事力の組織化工作―」（九州大学国史研究会編『九州史学』第一〇号 九州大学国史学研究会 一九五八）、瀬野精一郎「第三章 鎮西北西部武士団の研究 第二節 松浦党の変質（瀬野精一郎）鎮西御家人の研究」日本史学研究会叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷）、網野善彦「青方氏と下松浦一揆」（網野善彦『悪党と海賊―日本中世の社会と政治―』法政大学出版局 一九九五）、瀬野精一郎「松浦党研究とその軌跡」（青史出版 二〇一〇）、外山幹夫「第一部 肥前国松浦郡 第一章 松浦党の一揆契諾状と押書・契約状」（外山幹夫『中世長崎の基礎的研究』 思文閣出版 二〇一〇）があり、最新の研究成果としては、吳座勇一「松浦一揆をめぐる―国人一揆論の新段階へ―」（東京大学大学院人文社会学系研究科・文学部日本史学研究室編『東京大学日本史学研究室紀要』第十四号 東京大学大学院人文社会学系研究科・文学部日本史学研究室 二〇一〇）がある。
- ⑧ 山口隼正「佐々木文書―中世肥前関係史料拾遺―」（九州史学研究会編『九州史学』第一二五号 九州史学研究会 二〇〇〇）、外山幹夫「第二部 肥前国高来郡 第一章 肥前国高来東郷・高来西郷と高来一揆」（外山幹夫『中世長崎の基礎的研究』 思文閣出版 二〇一〇）
- ⑨ 藤野 保「第一章 大村氏の入部と発展 第二節 鎌倉・室町期の大村氏」（大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻 大村市役所 一九六二）
- ⑩ 外山幹夫「肥前国深堀氏の領主制」（佐世保工業高等専門学校編『佐世保工業高等専門学校研究紀要』第2号 佐世保工業高等専門学校 一九六五）
- ⑪ 福田豊彦「国人一揆の側面―その上部権力との関係を中心として―」（東京大学文学部内史学会編『史学雑誌』第76編第1号 山川出版社 一九六七）
- ⑫ 外山幹夫「第二部 国人一揆と領国制 第四章 彼杵一揆の構造とその性格」付録 福田文書「九五、九六、九九（外山幹夫『中世九州社会史の研究』 吉川弘文館 一九八六）
- ⑬ 外山幹夫「第三部 肥前国彼杵郡 第二章 南北朝・室町期の長崎 第四節 彼杵一揆と長崎」（外山幹夫『中世長崎の基礎的研究』 思文閣出版 二〇一〇）、外山幹夫「中世編 第2章 南北朝・室町時代の長崎 第2節 彼杵一揆と長崎」（長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第一巻「自然編、先史・古代編、中世編」長崎市 二〇一三）等、外山の他に「彼杵一揆」を紹介したものは、中村太一「肥前国彼杵庄惣地頭職についての一試論」（熊本大学文学部国史学研究室編『史燈』第8号 熊本大学文学部（法文学部）国史学科創設40周年記念 熊本大学文学部国史学研究室 一九八九）、満井録郎「第二編 歴史 第四章 室町時代 第一節 南北朝時代 四、彼杵一揆」（東彼杵町教育委員会編『東彼杵町誌 水と緑と道』上巻 東彼杵町

一九九九)等がある。

- ⑭ 瀬野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第一節 東・西彼杵郡の在地武士 河棚氏」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)
- ⑮ 太田 亮「川棚(太田 亮)姓氏家系大辞典」第一卷(アー力) 角川書店 一九七六 6刷)
- ⑯ 瀬野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第一節 東・西彼杵郡の在地武士 中山氏」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)
- ⑰ 藤野 保編『大村郷村記』第三卷(国書刊行会 一九八二)
- ⑱ 瀬野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第二節 東・西彼杵郡の在地武士 差布氏」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)
- ⑲ 太田 亮「佐世保」(太田 亮)姓氏家系大辞典」第二卷(キート) 角川書店 一九七六 6刷)
- ⑳ 大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二一九「新撰士系録」巻之四 複写
- ㉑ 瀬野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第二節 東・西彼杵郡の在地武士 波佐見氏」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)
- ㉒ 太田 亮「波佐見」(太田 亮)姓氏家系大辞典」第三卷(チーワ) 角川書店 一九七六 6刷)
- ㉓ 大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二二三「新撰士系録」巻之十四 複写
- ㉔ 前掲註(17)
- ㉕ 前掲註(22)
- ㉖ 瀬野精一郎「第三章 鎮西御家人の研究 第一節 肥前国における鎌倉御家人 (一) 肥前国御家人の抽出」(瀬野精一郎『鎮西御家人の研究』日本史学研究叢書 吉川弘文館 一九八五 第二刷)
- ㉗ 大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二二二「大村家記」三 四 複写
- ㉘ 瀬野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第一節 東・西彼杵郡の在地武士 江串氏」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)
- ㉙ 太田 亮「江串」(太田 亮)姓氏家系大辞典」第一卷(アー力) 角川書店 一九七六 6刷)
- ㉚ 瀬野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第二節 東・西彼杵郡の在地武士 針尾氏」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)

- 31 大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二―一三「新撰土系録」卷之七 複写
 32 太田 亮「中原」(太田 亮「姓氏家系大辞典」第三卷(ナーワ) 角川書店 一九七六 6刷)
 33 前掲註(26)
 34 前掲註(27)
 35 瀬野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第一節 東・西彼杵郡の在地武士 早岐氏」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)
 36 太田 亮「早岐」(太田 亮「姓氏家系大辞典」第三卷(ナーワ) 角川書店 一九七六 6刷)
 37 太田 亮「折敷瀬」(太田 亮「姓氏家系大辞典」第一卷(アーカ) 角川書店 一九七六 6刷)
 38 前掲註(27)
 39 太田 亮「江上」(太田 亮「姓氏家系大辞典」第一卷(アーカ) 角川書店 一九七六 6刷)
 40 大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二―一三「新撰土系録」卷之十五上 複写
 41 瀬野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第一節 東・西彼杵郡の在地武士 彼杵氏」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)
 42 太田 亮「彼杵」(太田 亮「姓氏家系大辞典」第二卷(キート) 角川書店 一九七六 6刷)
 43 外山幹夫「中世編 第2章 南北朝・室町時代の長崎 第2節 彼杵一揆と長崎」(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第一卷「自然編」・先史・古代編「中世編」 長崎市 二〇一三)
 44 外山幹夫「中世編 第一章 鎌倉時代の長崎 第2節 上総国御家人深堀氏 4 深堀氏の領主制」(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第一卷「自然編」・先史・古代編「中世編」 長崎市 二〇一三)
 45 外山幹夫「中世の長崎 動乱期の在地領主たち 南北両朝のあいだで」(加藤 章・外山幹夫編『わが町の歴史・長崎』文一総合出版 一九八四)
 46 前掲註(44)
 47 前掲註(44)
 48 外山幹夫「中世の長崎 深堀氏の進出 元寇と福田氏」(加藤 章・外山幹夫編『わが町の歴史・長崎』文一総合出版 一九八四)、「付録 福田文書」(外山幹夫「中世九州社会史の研究」 吉川弘文館 一九八六)、「外山幹夫」第三部 肥前国彼杵郡 第二章 南北朝・室町期の長崎 第一節 動乱の勃発と福田氏の活動」(外山幹夫「中世長崎の基礎的研究」 思文閣出版

二〇一一)

- ④9 瀬野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第一節 東・西彼杵郡の在地武士 福田氏」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)
- ⑤0 大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二一一四「新撰士系録」卷之八之上 複写
- ⑤1 大村史談会編『大村藩戸町村郷村記』(大村史談会 二〇一〇)
- ⑤2 外山幹夫「第三部 肥前国彼杵郡 第二章 南北朝・室町期の長崎 第四節 彼杵一揆と長崎」(外山幹夫「中世長崎の基礎的研究」 思文閣出版 二〇一一)、外山幹夫「中世編 第二章 南北朝・室町時代の長崎 第二節 彼杵一揆と長崎」(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第一卷「自然編、先史・古代編、中世編」長崎市 二〇一三)
- ⑤3 大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇六一八「慶長高帳」 複写
- ⑤4 大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇六一三「御蔵地私領高目録 慶長四年四月二十八日」 複写
- ⑤5 瀬野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第二節 南・北高来郡の在地武士 長野氏」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)
- ⑤6 瀬野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第一節 東・西彼杵郡の在地武士 伊木力氏」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)
- ⑤7 太田 亮「志岐刀(力)」、「伊木刀(伊木刀)」、「太田 亮」(姓氏家系大辞典)第一卷(アー力) 角川書店 一九七六 6刷)
- ⑤8 外山幹夫「中世編 第二章 南北朝・室町時代の長崎 第二節 彼杵一揆と長崎 1 彼杵一揆の成立」(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第一卷「自然編、先史・古代編、中世編」長崎市 二〇一三)
- ⑤9 大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二一一八「新撰士系録」卷之十 複写
- ⑥0 外山幹夫「第三部 肥前国彼杵郡 第一章 平安末・鎌倉期の長崎 第一節 荘園公領制の成立とその推移 (5) 矢上氏の存在」(第二章 南北朝・室町期の長崎 第四節 彼杵一揆と長崎)(外山幹夫「中世長崎の基礎的研究」 思文閣出版 二〇一一)、外山幹夫「先史・古代編 第五章 飛鳥・奈良・平安時代の長崎 第二節 律令制の瓦解と長崎 2 武士の登場 ウ 矢上氏」(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第一卷「自然編、先史・古代編、中世編」長崎市 二〇一三)、前掲註(58)
- ⑥1 寺田正剛「中世編 第三章 戦国時代の長崎 第一節 長崎の城塞と城主 2 城塞と城主 (5) その他の城塞 ⑧ 矢上城」(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第一卷「自然編、先史・古代編、中世編」長崎市 二〇一三)
- ⑥2 「深堀家文書」二四四、二四五(佐賀県史編集委員会編『佐賀県史料集成』古文書編 第四卷 佐賀県史料集成刊行会 佐賀県立

- 〔85〕 瀬野精一郎「中世編 一 第三章 鎌倉時代の在地武士 第一節 東・西彼杵郡の在地武士 田河氏」(長崎県史編集委員会編『長崎県史』古代・中世編 長崎県 吉川弘文館 一九八〇)
- 〔86〕 大崎市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二―一三〇「新撰士系録」卷之十九 複写
前掲註(59)
- 〔87〕 前掲註(1)、(12)、(13)
- 〔88〕 前掲註(88)
- 〔89〕 「深堀家文書」三三七(佐賀県史編集委員会編『佐賀縣史料集成』古文書編 第四卷 佐賀県史料集成刊行会 佐賀県立図書館 一九五九)
- 〔91〕 外山幹夫「中世編 第2章 南北朝・室町時代の長崎 第2節 彼杵一揆と長崎 3 彼杵一揆の推移」(長崎市史編さん委員会編『新長崎市史』第一卷「自然編、先史・古代編、中世編」長崎市 二〇一三)
- 〔92〕 「付録 福田文書」一〇三(外山幹夫「中世九州社会史の研究」吉川弘文館 一九八六)
- 〔93〕 前掲註(91)

第三節 大村氏の出自

一 従来の説とその信憑性

大村地方を領した大村氏の出自については、江戸時代の初めに幕府によって編纂された「寛永諸家系図伝」をはじめ大村藩で編纂された「大村家譜」等でも、揃ってその先祖を藤原直澄に求めている。「大村家譜」はその概要を次のように記す。

藤原直澄は伊予国の大洲の人物である。父親の長門介諸純は藤原純友の二男に当たる。純友は天慶二年(九三九)に謀反を起こしたが、諸純もこの乱に参戦し伊予国の風早で天慶五年(九四二)六月に戦死した。純友もまた同六年四月、安房国鳴門で入水自殺した。この時直澄は三、四歳の幼さであった。家臣達は直澄を擁して四十年余

の間、山中に潜伏したが、世の人は諸純の子供と知ることはなかった。

朝廷は永延二年（九八八）に純友の霊を祀る神社を建立した。と同時に詔を以て純友の罪を問われる一族の者を赦すこととした。この詔により赦された直澄は従五位に叙され、遠江権守に任じられ肥前国の藤津・彼杵・高来の三郡を賜った。

直澄は正暦五年（九九四）に伊予大洲を離れ、彼杵郡大村に下向した。その際には家臣の朝長・富永・久門・河野・小船串・馬場・堀池の各氏が直澄に陪従した。大村に下向途中に彼杵郡大串浦の母衣崎はろきという所に停泊した。この時、大串村の里長である椎野氏を初めとする隣郷の民達が集まって、直澄の着郡を祝った。その後、大串村里長は直澄一行を導いて、同年十月八日に大村久原の寺島に上陸した。早速、久原村の乙名の真崎・喜多・梶屋・畠中・石丸等五人が寺島に迎え、直澄に拝謁をとげた。その後、直澄は岸を上って畠中家に入ったが、更に地下人及び尾上・草場・田平・六田・松山の五ヶ所の乙名達が前後して拝謁のためにやってきた。そこで直澄は酒宴を張ってこれを勞ねぎらい、即日久原城に入った。これ以後、直澄は大村氏を名乗り、子孫は歴代に亘わたり大村館に住み、争乱の時には久原城に立て籠もった。

「大村家譜」に記されるこの大村氏の出自が、近世大村藩での編纂物では終始一貫して説かれている。記述内容は藤原純友の孫に当たる直澄の系譜と純友の乱後の処遇、そしてその後の直澄の行動との二つから構成されている。後半の彼杵郡大村に下向してからの行動は、時代が正暦年間（九九〇～九九五）と中世を更に遡る古代の話であり、それを傍証する史料はまず期待できず、それが事実であったか否かを判断するのはまず困難であろう。

しかし、前段の直澄の系譜及び処遇については、検証する史料が僅かに残る。

まずその系譜を藤原純友―諸純―直澄とする。その祖とする藤原純友の存在は、東国の平将門と時期を同じくして西国に叛乱した人物として、歴史上にその名を残す。その詳細は『群書類従』合戦部に「純友追討記」として収められている。

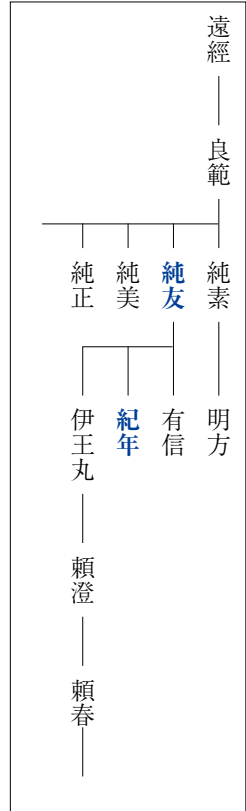


図2-4 『尊卑分脈』藤原純友系図

藤原純友及びその子孫の系譜を『尊卑分脈』(1)によって確認すると、図2-4のようになる。純友の後継には「大村家譜」等が記すような諸純・直澄という人物は登場しない。直澄の父・諸純は純友の二男とするが、『尊卑分脈』では純友の二男は紀年であり、この紀年が諸純に当たるのか確証はない。

「大村家譜」などが藤原純友の後継として伝える諸純・直澄は、先の『尊卑分脈』との考証によってその存在は極めて疑わしい。

更に大村氏の祖とされてきた藤原直澄は、「大村家譜」によると祖父・純友の罪が赦されて遠江権守に任じられ、肥前国の藤津・彼杵・高来の三郡を賜ったと伝えられる。当時、こういった事情があり得るのか。藤原純友の追討に功績があった伊予国警固使の橘遠保は、その功績により伊予国宇和郡小立間を与えられている(2)。追討の功績者に郡内の一地域が与えられたという実情と、反乱者の末裔に肥前国内の三郡をも与えたという記録は、あまりにかけ離れ現実的ではない。

こういった藤原純友の系譜に大村地方に伝えられてきた人物の存在が確認されないこと、加えて反乱者末裔に当時としては考えがたい破格の所領を与えたとする「大村家譜」の記録は俄に信じがたい。

大村氏の出自とその後の系譜は改めて考えてみる必要があるろう。

二 大村氏系譜の編纂過程

大村氏の系譜に早くから疑問をもったのは太田 亮であった。『姓氏家系大辞典』③で太田は次のように述べる。
純治以前は其の歴代の名稱すら、史籍、古文書に徴證なく、純前以前も事蹟、年代、共に正史に一致せざるなり。
而して正確なる史籍古文書に見ゆる此の氏の人は一も見るを得ず。其の偽作なるや明白ならん。

従来言われてきた大村氏系譜と、先の『尊卑分脈』の藤原純友系譜との比較をもつてしても、太田のこのような批判は当然であろう。

藤原純友を祖とする大村氏系図は、いつの頃にどのようなようにして作られたのか、まずこの点から明らかにしていきたい。
大村藩内部に伝わった「大村家譜」などに対して、江戸幕府が編纂した諸大名の系譜がある。勿論、この系図集は諸大名から提出したものを基に編纂したものであるが、その早い時期のものが「寛永諸家系図伝」である、それによると大村氏の系譜は、**図2-5**のように始まる。

寛永二十年（一六四三）に完成した「寛永諸家系図伝」には、大村氏は伊予の藤原純友の後裔としながらも、その祖は藤原直澄とせず純御という人物から系譜を始めている。勝田直子は大村家史料の中に、寛永十九年（一六四二）八月十八日付で幕府の系図奉行大田備中守に出した系譜控が残ることを明らかにし、その内容が「寛永諸家系図伝」と

大村

藤原氏長良流

家傳にいはいはく、長良四代伊豫掾純友が後裔なり。

(藤原)

純御 — 徳純 — 純治 — 純伊 — 純前 — 純忠(りせん)
—— 喜前 — 純頼 — 純信 (注) ふりがなは原本のまま

図2-5 「寛永諸家系図伝」大村氏系図

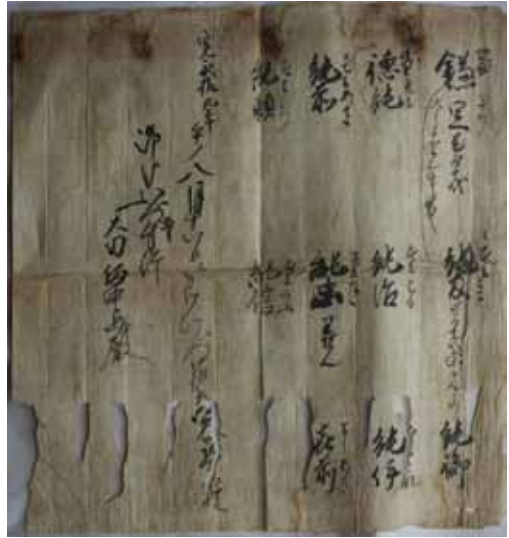


写真2-12 寛永十九年幕府へ提出の大村氏系図控

(大村明子(勝田直子)所蔵)

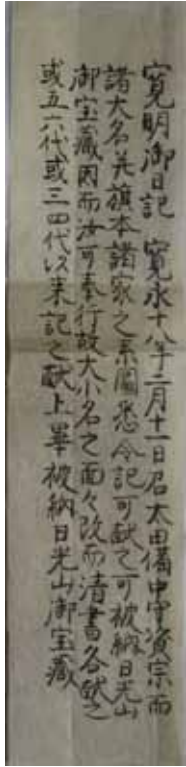


写真2-13 寛永十八年提出系図の付け札

(大村明子(勝田直子)所蔵)

全く同じことを指摘した(4)。ということは、大村藩には寛永十九年の時点では藤原純友の後裔としながらも、更に絞って氏祖を藤原直澄とする意識はまだなかったのである。

更に貞享元年(一六八四)記銘の奥書をもち『史籍雜纂』所収の「大村記」の冒頭は、「大村先祖代々純友公より八代孫純澄」とあり、この純澄は文治二年(一一八六)は藤津彼杵庄地頭職として大村に居住したと記す。大村家所蔵史料の「元禄年中御調草稿」とした幕府提出の記録にも、純友を記した後に「是ヨリ純御造十代余紛失」と記し純御へとつないでいる

大村藩が遠祖を藤原純友とするのは「寛永諸家系図伝」には見えるので、この時期

にはその思考はあった。しかし少なくとも貞享・元禄にも未だ氏祖を藤原直澄とする考えはなかった。貞享期の「大村記」にも元禄の系図草稿にも、直澄の名は見えないからである。

それならば大村氏系図の編纂過程で、いつの頃から直澄が登場するのか。勝田の先の詳細な研究を参考にしながらその時期を探ってみたい。まず「寛永諸家系図伝」から一七〇年後の文化九年(一八〇三)に完成した「寛政重修諸家譜」

の次の記事は注目すべきである。

(大村) 純鎮が呈譜に、純友が二男を播磨介諸澄とし、讃岐國琴弾にをいて戦死す。その男を直澄とし、はじめ河野七郎という。父諸純戦死のとき生まれて二、三歳。伊豫国大洲山中に潜居する事四十餘年。世人諸純が子たるをしろものなし。永延二年朝廷純友の霊場祇りて神社と崇められ、或説にこれを上御靈社に併祇す。且詔してその族の罪を赦さる。ここにをいて直澄從五位下遠江権守に叙任し、肥前国藤津・彼杵・高木三郡を賜ふ。正暦五年十月十八日より同國大村の久原城にうつり住す。是より大村をもつて称号とすといふ。

ここには大村氏の祖として藤原直澄が初めて登場する。冒頭にその根拠を藩主大村純鎮が幕府に提出した系図に従ったと記す。この純鎮の時代に幕府への系図提出について、藩政日記『九葉実録』には次の三例がある(※)は筆者が補った)。

寛政二年(一七九〇)十二月五日 顯了公(純長)以降今ニ至ルマデノ六世ノ系牒ヲ大目付桑原伊豫守ニ録上ス

寛政四年(一七九二)八月四日 幕命ニ仍リ常照公(純信)以后今ノ公ニ至ル七世ノ系牒ヲ大目付桑原伊豫守ニ呈ス

享和元年(一八〇二)六月一日 寛政十一年幕府ニ呈スル系牒書式ヲ改正シ大目付井上美濃守ニ呈ス

以上の経緯から勘案すると、恐らくこの三度の系譜提出の際に藤原直澄を祖とする新系譜が幕府に報告されたのであろう。それを受けて「寛政重修諸家譜」では藤原直澄を祖とする大村氏系図ができあがったと考えられる。

それならば大村氏の氏祖を藤原直澄とする系譜はいつできあがったのか。その確実な史料として、勝田は大村家所蔵の元禄十六年(一七〇三)の編纂銘をもつ「大村世譜」を挙げる(5)。次のような内容である。

大村家之由来

夫、大村家ト云フハ大織冠鎌足十代ノ後胤從五位下伊豫介藤原純友之ニ男長門介諸純其子從五位下遠江権守直澄ト云フ、人皇六十六代一條院御宇官吏ニ補セラレ、伊豫国大洲ヨリ立テ肇メテ肥前國彼杵郡大村久原城ニ移ル、維昔正暦五年甲子十月八日也、累代居之故ニ大村ヲ以テ氏トス、其遠祖ハ天兒屋根之命ノ裔ニ十二世之孫(中略)

純友子諸純、諸純子直澄也、直澄ヨリ今純長ニ至テ大村ニ刺吏タルコト二十二代云々

これに従うと元禄年間には、直澄を祖とする大村氏系譜ができあがっていた。その系図が大村純鎮の時代に幕府に報告され、「寛政重修諸家譜」に反映されたのであろう。

更に「寛政重修諸家譜」には「寛永諸家系図伝」には見られなかった五代にわたる領主が新たに追加されている。「大村家譜」などがいう七代から十一代に相当する忠澄―親澄―澄宗―澄遠―純興の五名である。恐らくこの五領主名も先の三度の系図提出の際に報告され、新たに追加されたものと思われる。

このような経過を見ると、「大村家譜」等の藩政記録に伝えられてきた大村氏系図は、江戸時代を通じて幾度かの變遷追加を経て編まれた系図であった。

大村氏はなぜ遠祖を藤原純友とし氏祖を藤原直澄としたのか、この疑問が残る。

大村氏と同様に藤原純友からの家系を説くのは、島原半島を領した有馬氏である。既に江戸初期の「寛永諸家系図伝」には、[図2-6](#)のようにその家系を説いている。

この有馬氏系図には、藤原純友の家系に直澄・諸澄が登場する。ただ大村氏系図では諸澄―直澄となりこの代が逆転している。更に大村藩主家が所蔵する有馬氏系図では、純友から六代後の幸澄には長男の経澄と二男の忠澄があり、この忠澄が有馬家から分家して大村氏となったと次のように記す。

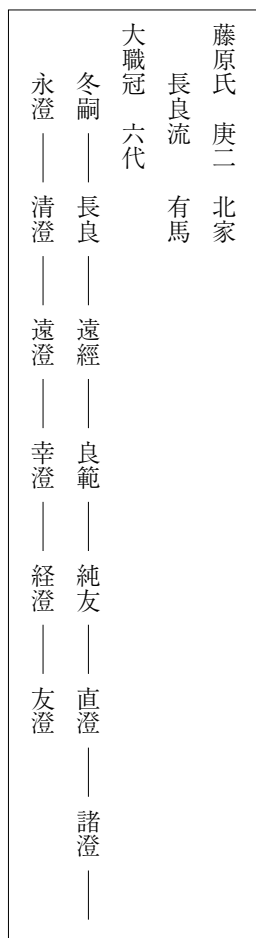


図2-6 「寛永諸家系図伝」有馬氏系図

忠澄 幼名新八 後丹後守 居肥前國彼杵郡大村稱大村氏系別記

この有馬氏系図が大村藩主家に伝わることから、恐らく有馬氏家系譜が基となって、藤原直澄を氏祖とする大村氏系図ができあがったものと思われる。

その結果、整理された大村氏系譜は図2-7のようになる。江戸期以降の藩主は疑問の余地はないために中世末期の大村純忠までを挙げた。

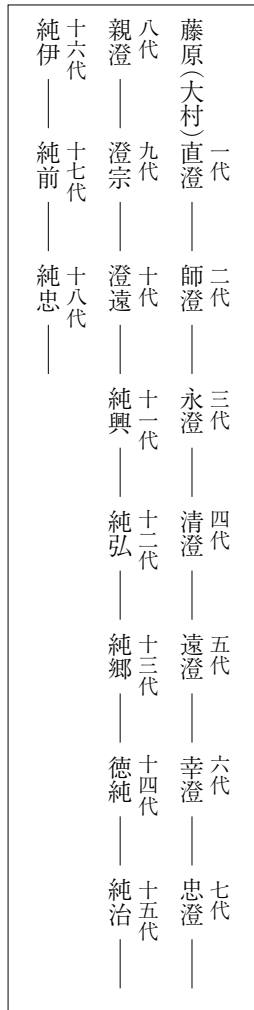


図2-7 整理された大村氏系図

三 大村氏系譜はどこまで史実か

前項で従来の大村氏祖には疑問があること、またその系譜がどういう経緯で編まれてきたのかを検討した。先に示した大村氏の一代から一八代に至る人物のうち、一五代の大村純治以降は、同時代史料に存在が確認されるので疑う余地はない①。

それ以前の大村氏歴代について、確実な存在はどこまで遡ることができるのであろうか。七代の忠澄から一一代の純興は、「寛永諸家系図伝」には見られず、「寛政重修諸家譜」に至って初めて登場する人物である。恐らくこの五名は江戸期の大村氏系譜編纂の際に新たに創作された人物と思われる。江戸初期の『寛永諸家系図伝』では純御―徳純―純治と大村氏の系譜が始まっていた。歴代からいえば一三代・一四代・一五代に相当する。

江戸初期の時点でのこの三名については、大村藩にかなり確実な記録が存在し、それを幕府に報告し反映されたのが「寛永諸家系図伝」の系譜であろう。

ただ一三代については、「寛永諸家系図伝」では「純御」となっているが、「大村家譜」などでは「純郷」となり、その名に「御」と「郷」の相違が見られる。人名に「御」の用例は考えがたく②、「純郷」が正字であろう。御・郷と字の作りが類似しているために生じた異同と思われる。

「寛永諸家系図伝」が伝える大村純郷から始まる系譜を補強するものとして、大村氏本家から分家した大村氏庶家の系図がある（「新撰士系録」所収）。

まず大村純忠の時代から一九歳で初陣を切り、大村藩草創期の四代の藩主に家老として仕えたのは大村彦右衛門であった。大村氏の庶家であり、[図2-8](#)のとおりである。

これに従うと大村彦右衛門の出自は、大村徳純の三男・大村純方を祖とし、それより純次、純辰を経て彦右衛門純勝に至っている。

同じく大村徳純を祖とする家系に折敷瀬氏（後の村瀬氏）がいる。[図2-9](#)のとおりである。

このように両氏は大村徳純の二男・三男から分かれた家系であった。

大村氏系図では大村徳純は一四代とされるが、その前代の純郷から出た家系が今道氏である。「新撰士系録」は[図2-10](#)のように伝える。

江戸時代に大村藩主家の大村氏の分家として、「新撰士系録」は先の三家を収録する。大村藩主家の分家であるのならば、その始祖を藤原直澄から説き起こすところであろうが、今道氏は大村純郷から、大村彦右衛門家と折敷瀬氏は大村徳純から書き起こしている。

奇しくも三分家創設の時代は、先に江戸期の大村氏系図の編纂過程を述べるなかで、江戸期に追加粉飾された部分を取り去って浮かび上がってきた時代、すなわち大村純郷・徳純の治世と一致することは注目すべきであろう。

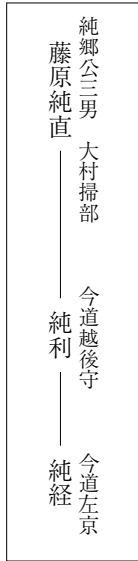


図2-10 庶家・今道氏系図

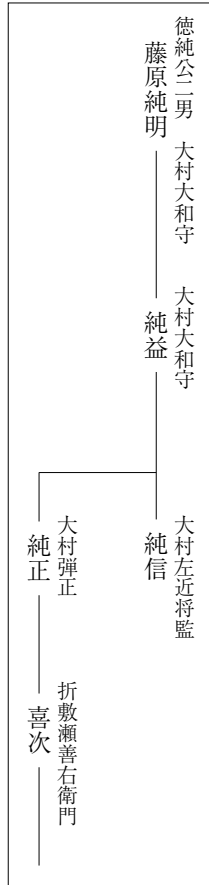


図2-9 庶家・村瀬氏系図

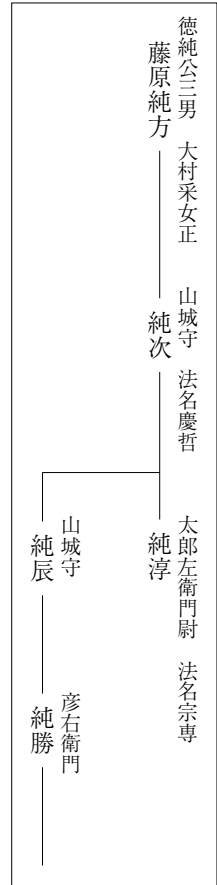


図2-8 庶家・大村彦右衛門家系図

大村氏本家の家系は、江戸期に入り幕府による「寛永諸家系図伝」や「寛政重修諸家譜」の編纂に伴い、随時家系の追加粉飾が重ねられていった。しかし分家の家系はその必要はなく、本来の大村氏家系の祖型・原型を伝えていると思われるのである。そう考えれば前記三家の祖とする大村純郷・大村徳純あたりから、大村氏の家系として信憑性があるものと思われる。

さてそうなれば、大村純郷・徳純をどの時代に設定できるかという問題である。徳純に続く時代は大村純治である。幸いにこの純治が生きた時代は、新史料であ

る佐賀市の富泉院に残る大般若経奥書によって判明してきた。詳細は第三章第一節に述べているが、大村純治は延徳四年（一四九二）に松原八幡宮（松原八幡神社）に大般若経を寄進している。この時点では生存した人物である。

更に寄進時の大村純治の年齢は、息子純伊の没年との関係から晩年と推測した。それから一代遡る徳純、更に一代前の純郷の時代は、通常の一〇〇年三代という概念からすると、純郷・徳純・純治の三代は、一四〇〇年代の一〇〇年間を時代を追って生存した人物と推測されよう。とすれば最初の純郷は一四〇〇年代の初頭ないし前半期の人物であったと思われる。

今のところ存在が信頼できる大村領主の治世は、一四〇〇年代の初頭の頃、この時期から大村氏による大村地方の統治が始まったとすることができよう。

四 大村氏の出自

■ 一・藤津・彼杵に分布する大村氏

従来いわれてきた大村氏の系譜は、江戸期の系図編纂過程で整理されたものであった。その際には直澄をはじめ幾多の追加粉飾された跡がうかがわれ、その粉飾を取り除いた結果、従来の大村氏系図では一三代とされる大村純郷あたりから信頼を置いてよいとの推測をした。

それならばそれ以前の大村氏の系譜はどうか、それを明らかにしなければならないだろう。中世の文書・記録に登場する大村を名乗る人物を時系列に抽出して、その一端を解明したい。

管見の限り大村を名乗る人物として最初に登場するのは、次の「福田文書」の弘安六年（二二八三）十二月付「関東裁許状」に引用された嘉禎三年（二二三七）十二月二十九日の関東御教書案に登場する大村七郎太郎である⑧。

肥前國彼杵庄御家人等者、自故大將家時、令勤仕京都大番以下所役了、而今富次郎、子息三郎、同四郎、大村七郎太郎、先富次郎、戸町藤次、千綿太郎、時津四郎、長崎小太郎、浦上小大夫等以新偽以致之、節経申之、事実

者甚無道也

嘉禎三年（一二三七）の関東御教書案に、関東御家人に義務づけられていた京都大番役を果たした彼杵庄の小領主の顔ぶれが並ぶ。大村七郎太郎は彼杵庄御家人して現在の太田地方に住んでいた。その立場は不明ながら今富次郎をはじめとする今富一族が、同等の立場で登場するから、太田地方全体を治める領主という地位は未だ築いていなかった。次に登場するのは大村家信である。蒙古襲来の弘安の役後に恩賞地を預かった人物として、「東妙寺文書」に記される⁹⁾。

弘安四年蒙古合戦勲功賞 肥前国神埼庄配分事

一人 肥前国藤津庄大村又二郎家信

太田三町

西郷

贄田里

九坪一町二段二丈内八段二丈西表

十坪三段一丈

十一坪五段四丈

十五坪二段一丈

十六坪一町一段

屋敷

（以下欠）

この大村又二郎家信は藤津庄に住み、蒙古合戦の奮戦により神埼庄内の贄田^{ひえだ}に太田三町と屋敷の配分を受けている。現在の神崎市千代太田町^{ちよだ}仁戸田^{にほ}に当たる。弘安四年（一二八一）の時点では藤津庄にこの大村家信の存在が確認できる。

更に「東妙寺文書」には大村太郎家直が次のように登場する⑩。

肥前國神崎庄櫛田宮造管用途事、當庄一分領主蟪河三郎太朗胤恒、就申子細、以大村太郎家直、中津隈六郎判官代入道寂妙、被見知當社造管次第之處、如注進狀者、社家無緩怠之儀歟、所詮任先下知狀之旨、徵納庄家未進、可終其功之由、可相觸修理別當理善之狀如件

文保二年七月二日

遠江守(花押)

守護代

肥前國神崎庄の櫛田宮造管に際して周辺の領主達に造管料の提出を命じたが、抵抗する者がおり未進者がいた。そのため鎮西探題は大村太郎家直と中津隈六郎判官の代人である道寂の両名に、その実情を調べ注進すべきことを命じている。その注進役に拔擢された大村太郎家直は、鎮西探題の信を得ていた人物であろう。文保二年(一一三一八)での存在が確認される。

この一二年前の嘉元四年(一一三〇六)四月十六日付の『青方文書』に、青方四郎高家が放火狼藉したために、肥前守護代の命を受けた平家直が青方四郎に対して陳状を提出するよう伝えた文書が存在する⑪。ここに登場する平家直について、外山幹夫は大村氏は平姓を名乗っていたとして大村家直とする⑫。とすれば大村家直はここでも肥前守護代に代わって役目を果たしている。

更に大村家直は、嘉暦三年(一一三二八)四月十一日付の「河上神社文書」では、河上宮免田神用米のことについて問題を起こした伊古二郎入道について子細を調べ注進する役⑬、また建武元年(一一三三四)十月十七日付の「深堀家文書」では、彼杵庄戸八浦地頭の深堀氏が犯した放火刃傷事件の鎮静役を、鎮西探題と肥前守護職名代からそれぞれ命じられている⑭。

断片的に登場する大村家直の行動を追えば、鎮西探題また肥前守護代からその力量が認められて、各地での紛争の收拾役を勤めている。またそうであったから諸文書にその名がたびたび登場するのであろう。

この大村家直の居所については、深堀氏事件の鎮静役を務めた建武元年の「深堀家文書」では「彼杵大村太郎」と記されることから、彼杵郡大村に住していた。ただ当初から彼杵大村に住したかは不明である。文保二年の櫛田宮造営費用の未進者調べ役を命じられた時には、未進者は神埼庄内の者達であり、もう一人の調べ役中津隈六郎は神埼庄に比較的近い三根郡の中津隈の小領主であった。大村家直は彼杵大村に居住しながら、その役を果たし得たであろうか。家直は蒙古合戦の恩賞地を神埼に貰った大村家信の子息との見方が強く¹⁵、そうすればこの時点では、家信の本貫地藤津庄に住していた可能性が高い。

以上のように鎌倉中・末期の記録では、嘉禎三年の時点では彼杵庄の関東御家人として大村七郎太郎がおり、弘安四年には藤津庄に大村又二郎家信なる人物が確認できた。更には嘉元四年から建武元年にかけては大村家直の存在があり、家直の後年には彼杵居住が確認されるものの、初期の時代には藤津に居た可能性もある。

大村家直が存在した時分の大村地方の状況を示す史料として、「東福寺文書」の「彼杵庄文書等」とした中に「肥前国彼杵庄雑掌所給鎮西御下知事」がある。鎮西探題からの下知状が元応二年(一三二九)に彼杵庄内の小領主に触れ回された際の記録である¹⁶。

彼杵庄内の二一名にその下知状が回っているが、その内に「大村一分領主」として登場するのは、大村十郎入道、大村孫九郎盛純、日宇小次郎入道、武松七郎入道、秋月九郎吉純の五名であり、ここにも大村を名乗る二名が存在した。こうして見ていけば、大村氏は藤津・彼杵と広範囲に存在した。恐らく惣領家と庶家とが分かれてこの一帯に分布していたものと思われる。

大村家直の次の時代に登場するのは大村四郎である。大村市立史料館寄託の大村家史料のなかに、建武三年(一二三六)三月十二日付で大村四郎に宛てた足利尊氏の軍勢催促状がある。当時、新田義貞に追われて九州落ちしていた尊氏が、菊池氏との多々良浜合戦を目前にして、大村四郎に対して新田義貞とその一党の追討を命じている。外山幹夫は大村四郎を大村家直の庶子と推測している¹⁷。

こういった大村氏の本来の発生地がどこであったのか、それを示す史料が「橘中村文書」に次のように記される¹⁸。

(端裏書)

「大村宛案文」

大草野北方事、雖御本領候、依此方も由緒候、別而申承、被属申候上者、公私可為一味同心候、殊出陣時、自身指合事候者、名代可進候、惣而大小之事、無二可申談候、若無沙汰候者、可有御沙汰候、其時聊不可申一儀候、欲背此条候者

永享十一年己未八月廿五日



写真2-14 現在の大村方風景(鹿島市古枝大村方)

永享十一年(一四三九)に中村某から大村氏に宛てた、一味同心をもつて出陣時等には行動を共にすることを約束した契り状である。その

冒頭に大草野北方を大村氏の「御本領」と記す。その大草野北方とはどこに当たるのか。同じく「橘中村文書」中の大村胤明外二名連署所領宛行状に「肥前国藤津郡能古見庄大草野村北方」と見えるから、藤津郡内の能古見庄内にあった。したがって藤津郡能古見庄内の村を大村氏の本領といっていることは、大村氏は藤津郡能古見庄を本貫地とした豪族であったことをうかがわせる。そうすれば弘安四年に蒙古合戦の恩賞地を貰った大村家信も「藤津庄大村又二郎家信」とあった。この二例から推測すれば、大村氏は藤津郡を本貫地として発生した



図2-11 「大村方」位置図



写真2-15 バス停にある「大村方」地名（鹿島市古枝大村方）

豪族であったことに間違いない。

藤津郡の中でも大村氏発祥の地として、太田 亮が特に注目したのは藤津郡大村方である。同所は『風土記』に見える能美郷に当たり、藤津国造の治所として歴史性に富む地であったことを太田は力説する¹⁹。『鹿島市史』では大村館が大村方に変化したと、やはりその関係を説く²⁰。何よりも本貫地としての藤津郡内に「大村」の地名が残ることは、大村氏の発祥地として最有力である。本拠地の大村方では背後の山丘に松岡城を築き、麓に位置する松岡神社は大村氏の建立になるとも伝えられる²¹。

この大村方について想起されるのは、平安時代に基聖と称えられた寛蓮法師、俗名橋良利がこの藤津大村を出身地としたことである。橋良利は国衛の三等官である肥前掾じょうという地方官を務めながら、後に出家し宇多天皇の殿上²²。この当時、藤津庄は仁和寺領となっていたが、こういった人物を輩出したことから見ても、庄内でも早くから開けた地域であったと思われる。

「橋中村文書」に登場する大村家徳、大村家親の二人も、大村氏本領の能古見庄大草野村北方に関わる人物として注目される。両名とも大村氏本領のこの地を中村氏に預け置くことを文書で伝えている²³。この両名はやや時代が下がり、大村家徳は『歴代鎮西志』の文正元年（一四六七）の条に「肥前国大村家徳築在尾城」とあり、藤津郡西方の在尾山（蟻尾山）に城を構えたが、『北肥戦誌』によれば三年後の文明二年（一四七〇）には、有馬貴純に破れ北松浦の草野に逃れた後にそこで没している。大村家親は『歴代鎮西要略』によると、文明八年（一四七六）に千葉胤朝の攻撃を藤津郡に受けて、藤津の在尾城（蟻尾城）を脱出して同郡内の内田城に難を逃れた。いずれも戦国時代初期の活動の

場は藤津郡であった。

同じく「橘中村文書」には大村胤明が登場する。讃岐守胤明の名で兵部太輔職明、右馬頭公直の連署で中村弥次郎に対して大草野村北方の知行を宛あてがっている(24)。文書包紙上書に「大村讃岐守胤明」と記されるから、胤明は大村氏であることに間違いない。

「橘中村文書」に登場する家徳・家親・胤明のいずれも、大村氏の本領と深く関わる立場にあることから、同じ系譜の中に収まる人物であったと思われる。

■二、大村氏の系譜を辿る

前項で列挙した文書・記録に散見される大村氏は十名を数える。その氏名・存在時期・居所・出典などを改めて整理し一覧すると、次の表2-6のとおりである。

諸文献に散見されるこの大村氏十名が、一つの系譜としてつながっていくのであろうか。

その際に特に注目されるのは、天正遣欧使節の一人原マルチノの父親・原中務太輔が登場するとして注目された「藤原姓原氏系譜」である(25)。図2-12のとおりである。

この原家系図中に「東妙寺文書」に見えた家信、家直が登場し、時代的にも家信は弘安四年の蒙古合戦の恩賞に預かったこと、家直も正安三年(二三〇一)での存在が確認され、「東妙寺文書」が記す時期と一致し、信憑度の高い系図と推測する。そして家直の事跡に「子孫代々大村之領主」とあるのは看過し難い記録である。

原家初代として登場する原讃岐守家一は、肥前国能古見荘金剛勝院建立の時に勅使として下向し、そのまま当地に居着いたと記す。初代から九代後の原一普軒三雪は金剛勝院の学頭を務めた人物であるが、系図の中に天正十九年付で自家が肥前国に来るに至った経緯を次のように記している。

肥前国藤津郡能古見荘金剛勝院御建立之時、本願人者仁和寺寛助僧正之代成就院之任持負藏入寺ト云シ僧綱也、是即勅使讃岐守家一之伯父也、本堂者年中之建立ト也

表2-6 諸文献に登場する大村氏

氏名	存在時期	居所	出典等	
大村七郎太郎	嘉禎3	1237	彼杵庄	福田文書
大村又二郎家信	弘安4	1281	藤津庄	東妙寺文書
大村太郎家直	嘉元元～建武元	1306～34	彼杵	東妙寺文書
大村十郎入道	元応2	1319	彼杵庄大村一分領主	楠木合戦注文裏書
大村孫九郎盛純	元応2	1319	彼杵庄大村一分領主	楠木合戦注文裏書
大村四郎	建武3	1336		尊氏軍勢催促状
大村某	永享11	1439	藤津庄か	橋中村家文書
大村家徳	文正元～文明2	1467～70	藤津庄か	橋中村家文書等
大村家親	文明8	1476	藤津庄か	橋中村家文書等
大村胤明	文明15	1483	藤津郡能古見	橋中村家文書等

金剛勝院は仁和寺の寛助僧正の時に、成就院の住持・負藏が代わって肥前に下向して建立した。その負藏は原家系譜の初代に記される家一の伯父に当たるという。

その時代は仁和寺寛助の時とあって、寛助は天喜五年（一一〇五七）から天治二年（一一二五）に生存した人物であるから、この時期に初代の原家一は肥前下向したことになるであろう。

一方、『鹿島市史』では金剛勝院の創建時期を、かつて存在した同寺の棟札銘、跡地からの出土遺物、末寺の蓮巖院に伝わる重要文化財の三尊仏などから考定して、後白河天皇の時代（一一五五～五八）と推定する²⁶。この説をとるにしても、原家一の肥前下向は遅くとも一一五〇年代であったと推測される。

この原家系図に従うと、大村氏は肥前能古見荘に金剛勝院という仁和寺末寺を創建する命を帯びて下向した原讃岐守家一の家系に始まることになる。その四代後の家直の時代から大村領主になったというのである。

この原家系図の中に大村氏の出自に関わる記録が登場するのをどう考えればよいのか。系図編纂によくありがちな粉飾は、この場合は主体である原家系跡にはそのことも考えねばならないが、その傍系となる大村氏については何ら粉飾する必要もない。またこの系図が伝蔵されてきたのも大村家ではなく、鹿島市の原介夫家であったこと²⁷などを勘案すると、客観的な史料として評価できる。

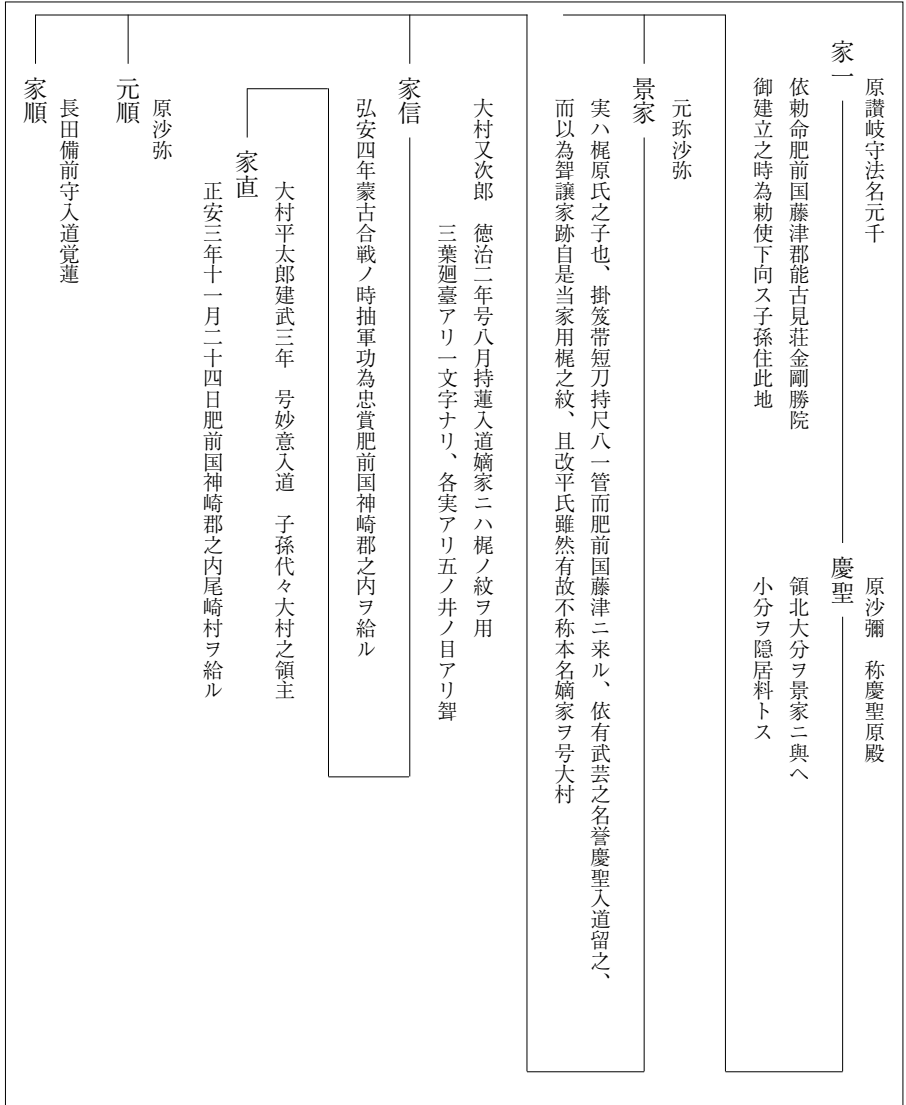


図2-12 「藤原姓原氏系譜(抄)」

大村氏を家信・家直に始めるとする点で一致するのは、河野忠博によって紹介された鍋島家記録中の大村氏系図であった²⁸⁾。図2-13のとおりである。

この系図では大村家信・家直に始まる系譜が、中世の大村領主として認知されている大村純治・純前・純忠につながっており、原家系図が家直の項で云う「子孫代々大村之領主」となっている点で一致している。

図2-12・図2-13に登場する大村家信の記述に注目すると、図2-12では弘安四年に蒙古合戦に奮戦したと記すが、その年代を図2-13では弘安二年として事実と異なる。しかし法名を共に「持蓮入道」とし、この法名を徳治二年（一三〇七）から号したとする点では一致している。

家直の記述については共に神埼郡内の尾崎村を賜ったとするが、その年が図2-12では正安三年とし、図2-13では正安元年とする。



写真2-16 金剛勝院末寺の蓮厳院(鹿島市山浦甲)



写真2-17 蓮厳院周辺の中世墓石(鹿島市)

このように両系図に登場する家信・家直は、事跡の年代に若干の異同は見られるものの、それはどちらかの誤記と思われる極めて類似した記録内容である。全く別の経路で伝蔵されてきた二つの系図に、近世大村氏に繋がる人物が登場するのは見逃せない。

恐らく大村氏の系譜は、図2-12の原氏系図によって家信・家直から始まることはほぼ間違いない。その後の系譜は図2-13によって補うことが可能であり、「橋中村文

書」等に登場した大村家徳・家親・胤明も、[図2-13](#)との照合により戦国期の人物として大村氏系譜に組み入れてよいであろう。

■三、彼杵大村の統治

藤津・彼杵に分布する大村諸氏を一つの系譜としてつないでみた。結果として本拠地を藤津郡に置く大村家信の家系が、やがて彼杵大村地方を統治するに至る姿が浮き上がってきた。その時期を明らかにしなければならぬであろう。瀬野精一郎は、[表2-6](#)にも示したように大村家信は藤津に在り、次の家直は彼杵に住したとの記録を以て、鎌倉末期には藤津大村氏が彼杵大村に移動したとの説をとる(29)。これに対して外山幹夫は「福田文書」に大村家信以前に、

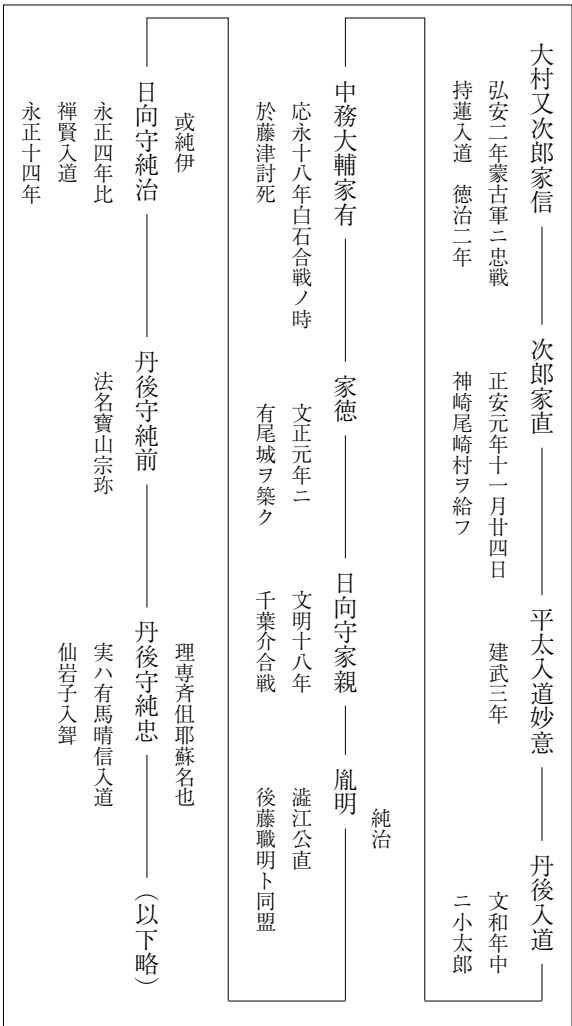


図2-13 【鍋島家記録 大村氏系図】

大村七郎太郎という人物が既に嘉禎三(一二三七)には彼杵庄に住んでいたことをもって、瀬野説は成り立たないとした上で、彼杵大村氏を次のように位置付ける³⁰⁾。

藤津郡に惣領家があり、彼杵郡にも一族諸氏が広く割拠していた。しかし戦国期に入ると藤津郡の大半が有馬氏的手中に落ち、大村氏の勢力は撤退を余儀なくされ、大村純治の永正年間(一五〇四〜二一)には、領主間の競合が比較的少ない彼杵大村に存在する機会が増えた。大村純忠の治世に入り、天正年間(一五七三〜九二)初期に藤津郡が完全に龍造寺隆信の勢力下となると、純忠は完全に藤津郡を放棄するに至ったと、彼杵大村への撤退は十六世紀となり時代が下った時期に想定している。

本稿第三項でも触れたが、大村純治は延徳四年(一四九二)に松原八幡宮(松原八幡神社)に大般若経を寄進していた。この行為からすれば、純治は外山の言うように永正の頃から彼杵大村に存在する機会が増えたというより、もう既に延徳年間(一四八九〜九二)には大村の好武城を居城とし、近くの松原八幡神社に信仰を抱き大般若経の寄進に至ったと考えるのが妥当であろう。

先に従来の大村氏系図の編纂過程を検証し、大村領主として信頼が置けるのは純治の時代から一代及び二代遡った純郷・徳純の時代からではないかと推測した。そして純郷・徳純・純治の三代が生存した時代を、純治の実年代を土台に一四〇〇年代との説も立てた。

この時期には大村氏は彼杵郡大村を本拠地としていたと思われる、大村進出に関わる記録として「紫雲山延命寺縁起」³¹⁾中の記述は注目される。この縁起書は今まで江戸期の写本としてあまり注目されることもなかったが、記録内容は平安末期から中世に及ぶ。その序文には延命寺の興亡を次のように記す。

貞治五年歳在丙午春三月係栢梁之災傷哉、齋摩尼寶殿方丈僧坊殫委煨燼、唯今但有等身之像耳、乃大檀那藤原純弘公惻然而慷慨時經乎、艸堂奉安置於金容復十二之僧坊稍建立、其三所衆徒過半散在于他郷、嗚呼常住佛法亦有荒廢乎哉、盖靈山狐狼之棲

(後略)

皆至徳二年季乙丑三月日

紫雲山月海書

至徳二年(一二八五)に紫雲山延命寺住持の月海の手になる。いわゆる縁起書であるから、延命寺の創建について行基を登場させて開基を説き、また当寺への信仰を発揚させるような誇大粉飾、加えて近世の追記など、検討を要する記述も含まれる。しかし久寿二年(一一五五)に唐泉寺住持の春輝が主催した近隣諸寺院僧との宗論の内容は詳細を極め、この記録によつて初めて知れる六寺院も登場するなど、既存の記録にあまり左右されない執筆態度から、信頼に足る内容も含まれ精査すべき史料である。

その記録の序文によると、貞治五年(一二三六)の春三月に寺院内に火災が発生し、寺の宝殿から、方丈、僧坊に至るまで焼失した。ただ仏像は残つたので藤原純弘が大檀那となり艸(草)堂を設け仏像を安置し、一二の僧坊が復興された。一二坊の再建は成つたものの、やがて三坊は住持不在となり仏法が途絶え、今や無住となつた坊は狐・狼の棲すまとなつていと嘆いている。

貞治五年に起こつた火災は、延命寺を焼いたのに留まらず周辺の寺院にも及んだ。後に一二僧坊を復すとあるから、延命寺周辺にこの数くらの寺院があり、その寺院群も同時に焼失したために元のように一二坊を復興したのである。この寺院群に生じた火災は何であつたのか。大石久は郡地方への進出を企てた大村氏が、寺院領確保のために行つた寺院焼打ち事件と推測する³²。先に推測した大村純郷の治世が一四〇〇年代の初頭から大村地方で始まるとすると、それ以前にこの地域での大村氏による進出行為があつたと見るべきである。純郷の時代に先立つ三、四〇年前の寺院群被災を大村氏による領土拡張行為の一つとみれば、大石の見解も納得できる。

一二程の寺院が一斉に焼失するというのは尋常ではない。この約二〇〇年後の天正二年(一五七四)にも領内の社寺が総て焼失するという事件が起こる。キリシタンによる社寺焼打ちである。これと同様に貞治五年の火災も人為的・

政治的な臭いがする。

それまで藤津郡に本貫地を置いていた大村氏が、彼杵大村を本拠地とする際に社寺勢力の一掃を狙ったのがこの寺院焼打ちではなかったのか。

先の序文中に焼失した僧坊を再建した大檀那を藤原純弘と記す。従来の大村氏系図でいう一二代の大村純弘のことと思われる。至徳二年の序文に大村純弘の名が見えるのは、この記録が近世の写本とはいえ中世の記録中に登場するという点で見逃せない。

また藤原直澄の当寺への土地寄進状を挙げた後に、直澄から幸澄に至る領主六代の没年と戒名を記す。そして従来の大村氏系図に登場する五代の領主を省略して、次のように大村純弘と延命寺との縁を記す。

建寺大檀那法光寺殿幽岳龍光大禪定門。

純弘公、明徳四年十月八日逝去納當山、貞治五年春當寺不殘焼失、公建立之、故諡法光寺殿者也

藤原直澄寄進状や初代から六代の没年・戒名は、大村藩の歴代領主遠忌供養年と一致するので近世の書き込みと思われる。しかし純弘の記録は五代の領主を飛ばして詳細に記録されている点から、この部分は延命寺に伝わる独自の記録にもとづいているように思われる。純弘の没年を明徳四年（一三九三）十月八日とするのは信憑性が高い。

大村純弘の没年をこの縁起書のとおり明徳四年とした場合、歴代大村氏の中で信頼に足りるとしてきた大村純郷―徳純―純治の三領主の治世を、ほぼ一四〇〇年代から始まるとした推測と整合性が出てくるのである。すなわち純弘は一三九三年に没し、純郷はその後、一四〇〇年に近い時期に後継になった。推測のとおりである。

純弘と純郷との時代的な繋がり、また純弘が至徳二年の序文をもつ「紫雲山延命寺縁起」に登場することから、今まで存在が確実と考えてきた大村純郷からもう一代遡って大村純弘まで、大村氏の家系として信用をおいてよいのではないか。

こういった事情を勘案すると、大村氏は貞治五年頃を機に藤津郡からしだいに彼杵大村に本拠地を移していった。

その時の領主が従来の大村氏系図でいう大村純弘に当たるものと思われる。

ただ大村統治のために延命寺及び周辺の寺院を焼いた大村純弘が、再び延命寺を再興するというのも不可解である。この点について大石一久は、大村北部の郡地方のほとんどの寺院が、一定の時期に宗旨の転換をしていることを指摘する³³。現に延命寺も法相宗から禪宗に宗旨替えが見られる。その宗旨転換こそが大村氏による新しい統治を意味し、新しい治世に合わせて各寺院では宗旨転換が行われたのであろう。

大村氏が彼杵大村に進出し始めた貞治五年当時は、彼杵庄の小領主間では彼杵一揆の盟約が結ばれていた時代でもあった。「大村家記」等に貞治元年（一二六二）・貞治二年・応安五年（一二七二）の一揆連判状が記されている。

一揆連判状は断簡ながら貞治元年は三二人、貞治二年が三六人、応安五年には七五人の諸氏が一味同心をもって行動を共にすることを誓っている。ところがこの一揆の顔ぶれに大村氏が一度として登場せず盟約に加わっていない。なぜなのか。この貞治・応安年間といえば、大村氏にとって本拠地を藤津から彼杵大村に移す行動を起こしたばかりの時期であり、大村地方領主として未だ彼杵一揆に加わる立場になかったのであろう。

さて貞治五年に大村氏による支配行為が行われた大村地方では、今後の行方を案じて人々の間には極度の社会不安が生じたであろう。その社会不安と関係して想起されるのは、ほぼこの時期に大村地方の二カ所で大般若経の写経が行われていることである。一つは正平十九年（一三六四）から同二十五年の間に大上戸川端の寺院で、もう一つは郡地方黒丸の本來寺で康暦元年（一二七九）から永徳二年（一三八二）の間に行われた。なぜ、郡地域と大上戸川周辺という大村地方では早くから開けた地域で、時を同じくして六〇〇巻という膨大な仏典の写経が行われたのか。

病気の蔓延や社会の大きな転換等によって生じる社会不安に際して、中世には大般若経の写経によって世情の平穏を祈ることがよく行われた³⁴。一二六〇年代から一三八〇年代にかけて、大村地方の二カ所で六年間また三年間をかけて写経事業が行われたことは、それをなすべき何か社会的な背景があったからであろう。この写経が始まった頃から大村氏による寺院焼打ちなどの大村統治策が始まっていく。そうすると大村地方には極度の緊張と不安がよどん



写真2-18 松岡神社と松岡城（鹿島市浜町）

でいたであろう。

こういった事情を背景に行われたのが、先の二つの大般若経の写経ではなかったのか。大村氏の当地方定着を貞治五年頃を起点として考えれば、大村氏の彼杵一揆への不盟約が納得できる。加えて二カ所で行われた写経の意図も説明できるのである。

五 大村氏系譜をまとめる

検討してきた大村氏の系譜を改めてまとめてみたい。

藤原純友の孫・大村直澄を氏祖とする大村氏の系譜は、江戸幕府による諸大名系図の編纂に際して、大村藩からの系譜の追加・粉飾の報告が反映され、加えて島原の有馬氏系図の影響も受けて成り立った系図であった。したがって大村直澄を初代とし、その後のキリシタン大名の大村純忠を一八代、大村藩祖の大村喜前を一九代と数えてきた従来の系図は、再検討を迫られる結果となった。

大村氏の始祖を客観的立場で書き伝えるのは原家系図と思われる。そこに登場し弘安四年（二二八一）の蒙古合戦に出陣した大村又次郎家信が、後の大村氏の系譜につながる最も早い時期の人物と考えられる。更にその子の家直を「子孫代々大村之領主」と記し、原氏という思わぬ家系から大村氏の出自が浮かび上がってきた。

この大村家信は「東妙寺文書」によっても存在が確認され、藤津庄に住み弘安四年の蒙古合戦恩賞として神埼郡に田地三町を得ていた。その子の家直は、鎮西探題などの信頼厚く、年貢未進者の調べ方や紛争の鎮静役などを務め、一三〇〇年代の初頭から一三三〇年代にかけて存在が確認された。その在所は彼杵大村と記されるが、初期の段階では父家信と同様に藤津庄の可能性も考えられる。

原氏系図に輪を掛けて大村家信・家直を大村氏の祖と記すのは、鍋島家記録に所蔵される大村氏系図であった。同系図での家信・家直の事跡記事には年号の誤記が見られるものの、原氏系図と同様の事跡を記し、別系統で伝わった二系図がほぼ一致することにより、大村氏の系譜が家信・家直から始まることはほぼ間違いないものと思われる。

太田 亮の指摘のとおり大村氏は藤津庄内の大村方を本貫地とし、ここの惣領家を中心として藤津・彼岸の両地域に庶家が分布する状態にあった。

大村方に関して気に掛かるのは、その近くに鎮座する松岡神社の存在である。『鹿島市史』は寛弘年間（一〇〇四～一二）に大村直澄の創建と伝え、応仁年間（二四六七～六九）に浜から現在地に遷ったとしながらも、創建者の大村直澄の史上での存在には疑問を呈している³⁵。

ただ藤津郡で直澄を名乗る人物として注目されるのは、「長秋記」元永二年（一一一九）十二月二十七日条³⁶に登場する平直澄の存在である。

平直澄の父清澄は、藤津庄官にありながら、何らかの理由で罷免され京都に拘束された。その代わりに僧範譽が庄官として下向した。直澄は京都の父に米を送ろうとするが、途中で範譽から差し押さえられること三、四度に及んだ。怒った直澄は範譽とその妻、従者を島に押し込めて食事も与えず、従者五、六人の首を切った。そのために追討の宣旨を受けた平正盛に討たれ、その首は京都に送られ晒された。

外山幹夫は嘉元四年（一三〇六）四月十六日付の『青方文書』で、大村家直が「平家直」を名乗り、また大村純伊の墓石に「平朝臣」とあることをもって、大村氏は平姓であったとし、平直澄を大村氏の祖と推測している³⁷。そうすれば松岡神社創建から一〇〇年ほど下った時代に平（大村）直澄は存在した。松岡神社の創建者とはこの人物のことを指しているのか。

補註の史料にも示したように、この事件は仁和寺の寛助僧正の時に起こっている。奇しくも原家系図にはこの寛助の金剛勝院建立の命を受けて原家一が藤津庄に下向し、その末裔が大村氏と説く。この時期の藤津庄には仁和寺とい

う大きな権門権力に包まれながら、平直澄・原家一・金剛勝院・松岡神社という大村氏の出自を説く事項が集中している。それらがどう絡み合せて大村氏の出自を明らかにしていくかは未だ不明ながら、新しい史料の発見が待たれるところである。

本拠地を藤津大村から彼杵大村に移した系統の家系が、近世大名となる大村氏の家系である。その彼杵大村を根拠地とした時期については、鎌倉末期とする瀬野説、十六世紀を説く外山説があるものの、本稿では「紫雲山延命寺縁起」序文に記される貞治五年の郡地方の寺院焼失に注目した。これは大村氏が彼杵大村に本拠地を移すに当たり行つた、寺院勢力一掃の行為であり、この頃から大村氏の本拠地は次第に彼杵大村に移っていったと思われる。

ちようどその頃、彼杵庄の小領主達は彼杵一揆の盟約を結び行動を共にしていた。彼杵大村に本拠地を置いたばかりの未成熟な大村氏にとって、この彼杵一揆に加わるのは未だ困難であつたと思われ、そのことが連判状に大村氏の名前を見出し得ない理由であろう。

正平年間とその約一〇年後の康暦年間に、大村地方のニカ所で六〇〇巻の太般若経を写経するという大事業が行われていた。これは大村氏による寺院焼打ちなどの領土拡張行為から生じた社会不安を鎮めようとする、当地住民による地域の静謐を祈つての写経であつた。

さて江戸時代に整理された大村氏系譜の中でも、従来一二代に数えられた大村純弘からはその存在を認めてもよいと考える。延命寺縁起の純弘に関する記録は信憑度が高く、没年は明徳四年（一三九三）と思われる。したがって大村純弘の治世は十四世紀の後半期であつた。延命寺が焼失した貞治五年は純弘の治世期に入り、この時代から彼杵大村を本拠地としたものと思われる。その後、純郷―徳純―純治―純伊―純前―純忠を経て、初代大村藩主・喜前へと続いて行く。

ただ純治以降の領主名は大村氏系図以外の記録にも登場するものの、それ以前の純弘を除いて、純郷・徳純の名前は大村氏系図の中に見られるのみで、他の史料には見出し出せずこの点ではやや疑問が残る。大村氏の始祖と推測した



写真2-19 荘殿院跡の地藏堂（鹿島市） 圃場整備により、井手西分から井手三分に遷る。

家信・家直に続く人物として、鍋島家記録の大村氏系図や「橋中村文書」では丹後入道―中務大輔家有―家徳―家親―胤明という人物が登場していた。恐らく近世の大村氏系図編纂にあたって、丹後入道から胤明の間の人物に「純」の字を附けて純弘・純郷・徳純と改め、系図上の体裁を整えたものと思われる。残念ながらどの人物を純弘以下の領主名に想定したかは推測困難である。

原家系図によると大村氏は、藤津庄能古見の金剛勝院建立に際して勅使として下向した原讃岐守原家一を祖とする。金剛勝院の建立は京都仁和寺の寛助の発願によるが、原家一の勅使役について、地方寺院の建立に果たして勅使下向があるのか、この点は疑わしい。

原家一の肥前藤津庄への下向時期は前述のごとく、平安末期の十二世紀の前半期と思われる、この系統が大村氏となると、中央官人の血統を引くことになる。この史料のみで大村氏の出を断定するのはやや不安が残る、今後の傍証史料の出現が望まれる。

鹿島の荘殿院では大村純前の武運長久を祈って、大永年間（二五二―二八）から天文六、七年（一五三七、八）に大般若経の欠巻分六一巻が写経されている³⁸。当時、領主として大村に居た大村純前の武運長久を祈って、なぜ鹿島の地で大般若経を写経したのか。同様に外山が指摘したように、永禄十二年（一五六八）に大村純忠が家臣の岩永和泉守に藤津郡長野村（現鹿島市能古見字長野）を給与している³⁹。このように大村純前も純忠も大村に本拠地を置いた領主でありながら、鹿島の地とも深く関わっていた。

貞治五年（一二三六）以降に庶家の一氏である純弘が鹿島から大村に本拠地を移した後も、大村氏の所領・居城は依然として鹿島にもあった。大村家徳と大村家親の二人は、大村氏本領の能古見庄大草野村北方を中村氏に預け置く

ことを文書で伝えていた。一方惣領家の家徳・家親の時代は十五世紀の後半期であり、この時期まで明らかに大村氏本領は能古見に存在した。

しかし戦国時代初期から千葉氏・有馬氏の領域拡大、更に佐賀の龍造寺隆信の登場によって鹿島に残った所領も完全に失い、彼杵郡を主所領とする戦国大名に変容していった。それが大村純忠の時代であった。

(久田松和則)

註

- (1) 十四巻からなる。洞院公定によって企画され、満季・家熙ら洞院家の人々によって継続編纂された源・平・橘・藤原、その他主要な諸氏系図の集大成。室町時代を通して増補・改訂・転写が行われた。系図の内でも信頼度が高い。「尊卑分脈」第一篇(黒板勝美編)「新訂増補国史大系」第五十九巻 吉川弘文館 一九六四)
- (2) 「小鹿島文書」「寛喜三年三月二十七日頼經家政所下文案(九州史料刊行会編)九州史料叢書」第一一 九州史料刊行会 一九五七)、「吾妻鏡」嘉禎二年二月二日条(「吾妻鏡」前編(黒板勝美編)「新訂増補国史大系」第三十二巻 (吉川弘文館 二〇〇〇)、同後編(黒板勝美編)「新訂増補国史大系」第三十三巻 吉川弘文館 二〇〇〇)には、橘遠保は「伊予国宇和郡」を賜ったと記される。
- (3) 太田 亮「姓氏家系大辞典」第一巻(角川書店 一九七四) 一三七頁
- (4) 勝田直子「太祖直澄考」(大村史談会編)「大村史談」第五十七号 大村史談会 二〇〇六)
- (5) 前掲註(4)
- (6) 佐賀市の富泉院所蔵の「大般若経」六〇〇巻の奥書に次のようにある。
肥前州彼杵郡松原村八幡宮
奉寄進大般若経一部
于時延徳二年壬子三月一五日 大村民部大輔藤原純治
この奥書によって大村純治は延徳四年(四九二)には生存し、松原八幡宮に大般若経を寄進していた。
- (7) 「御」の歴史的用例として、天皇・將軍・藩主といった為政者の行為等に敬いの意味をもって、頭に「御」を付けるのが慣習であった。人名の用例は考えがたい。

- 〔付録 福田文書〕一二「関東裁許状写」弘安六年十二月一日(外山幹夫「中世九州社会史の研究」吉川弘文館 一九八六)
- 〔9〕佐賀県史編纂委員会編「佐賀県史料集成」古文書編 第五卷(佐賀県史料集成刊行会 一九六〇)
前掲註(9)
- 〔10〕「青方文書」嘉元四年四月十六日 平家直書下案(瀨野精一郎校訂「青方文書」第一(史料纂集 古文書編)(続群書類従完成会 一九七五)
- 〔12〕外山幹夫「中世九州社会史の研究」(吉川弘文館 一九八六) 二〇頁
- 〔13〕「河上神社文書」嘉暦二年四月十一日 鎮西御教書(佐賀県史編纂委員会編「佐賀県史料集成」古文書編 一卷 佐賀県史料集成刊行会 一九五五)
- 〔14〕「深堀家文書」建武元年十月十七日 大友貞載書下案(佐賀県史編纂委員会編「佐賀県史料集成」古文書編 一卷 佐賀県史料集成刊行会 一九五九)
- 〔15〕前掲註(12) 二一～二二頁
- 〔16〕公益財団法人 前田育徳会(尊経閣文庫)所蔵「楠木合戦注文」裏書文書。その詳細と画像は、本編第一章第一節第三項第三参照。
- 〔17〕前掲註(12) 二七頁
- 〔18〕佐賀県史編纂委員会編「佐賀県史料集成」古文書編 第十八卷(佐賀県史料集成刊行会 一九七七)
- 〔19〕前掲註(3) 一五一～一六頁
- 〔20〕鹿島市史編纂委員会編「鹿島市史」上巻(鹿島市 一九七四) 四〇九頁
前掲註(20)
- 〔21〕大村市史編さん委員会編「新編 大村市史」第一巻「自然・原始・古代編」(大村市 二〇一三) 第二章第四節第二項
- 〔22〕「橋中村家文書」九〇号・九一号文書(佐賀県史編纂委員会編「佐賀県史料集成」古文書編 第十八巻 佐賀県史料集成刊行会 一九七七)
- 〔23〕九〇 大村家徳書状
(包紙上書)

中村殿 大村家徳

憑候て被越候間、大草野北方事、先差置候、自今已後、一味同心候者可然候、若又御等閑候者、如本可知行仕候、恐
謹言

十二月十七日 家徳(花押)

中村殿

九一 大村家親書状

(包紙上書)

中村殿 大村家親

此間、平井方より承子細候之間、申談候之處、御懇通承候、本望候、於自今以後、無二可申承候、雖然任先例儀、大草野北方村事、置進候、於後日、相違不可有候

九月八日 家親(花押)

中村殿

〔橋中村家文書〕九二号文書(佐賀県史編纂委員会編「佐賀県史料集成」古文書編 第十八卷 佐賀県史料集成刊行会

一九七七)

九二 大村胤明外二名連署所領宛行状

肥前国藤津郡能古見庄大草野村北方事、令勤仕諸公事、可有知行状如件

五月廿二日 讀岐守胤明 (花押)

兵部太輔職明

右馬頭公直

中村弥次郎殿

(包紙上書)

中村弥次郎殿 大村讀岐守胤明

鹿島市在住原介夫所藏。天正遣欧少年使節の一人である原マルチノの父親・原中務太輔の名前が登場する系図としても注目される。

前掲註(20) 二七九頁

橋口佐渡司「遣欧少年使節の再現と松田毅一博士」(松田毅一先生を偲ぶ会編「南蛮学の発見」松田毅一先生の追悼と足跡」思

文閣出版 一九九七)

河野忠博「鍋島文書による大村氏新家系図」(大村史談会編「大村史談」第十三号 大村史談会 一九七七)河野氏は前掲論文の

28

27 26

25

24

文意から、昭和五十二年に佐賀県立図書館でこの新家系図を閲覧したように解釈される。しかし同図書館所蔵史料には確認できず、今後この家系図の所在確認が望まれる。

②⑨ 長崎県史編纂委員会編『長崎県史』古代・中世編（長崎県 吉川弘文館 一九八〇） 三三八頁
前掲註(12) 三三三頁

大村市福重町・妙宣寺所蔵。巻末に伝蔵の経緯が次のように記される。それには「妙宣寺第十一代住職日衛は前代の住職日迨が所蔵していたこの縁起書を、三十五、六年前に見る機会があった。そのうちに今山権現の宮守の今平からこの縁起書を書き写してもらえないかと頼まれながら、今平は十九年前になくなってしまった。しかし、今平の息子とその母親が度々頼むので、写してやった」という。現在、妙宣寺に伝わるこの縁起書もこの日衛が書写したものとと思われる。日衛は文化七年（一八一〇）没

③② 大石一久「弥勒寺郷線刻石仏の造立年代について——とくに宗旨変化について——」（大村史談会編『大村史談』第二十三号 大村史談会 一九八二）

③③ 前掲註(32)
第五章第二節参照

③④ 前掲註(20) 四八七頁

③⑤ 「長秋記」元永二年（一一一九）十二月二十七日条（安田元久他編『史料による日本の歩み』古代編 吉川弘文館 一九八九）

今日仁和寺寛助僧正藤津庄司平清澄男直澄首人洛云々、仍蜜々於七條坊門河原見物、申刻首渡、村岸付赤比禮 其名云平直澄 降人三人、源常弘五井一男坊丸、件二人被縛、但騎馬、一人字紀權守直澄妻 父云々、於常弘父子者住所隱居直澄故云々、隨兵百人、多是西海南海名士也、於四條河原檢非違使等請取首云々

直澄父清澄、去年冬依僧正勘當、被召上京都遣、監庄司遣僧範譽可下向、後禍事奇責直澄云々、隨主人命敢無抗、然間爲父粮料米少々運上、而於道押留三四度、因之結怨心、擲件範譽并妻及徒類、放海嶋、不授食、又捕同郎從五六人切首云々、依之正盛蒙追捕宣旨、遣郎從擲得云々、

③⑥ 前掲註(12) 一一〇〜一三頁
第五章第二節参照

③⑦ 岩永家文書（個人所蔵）に次のようにある。

長野村事預置候、以彼地、其方同心衆配分候而、弥可抽忠節事肝要候、恐々謹言

永祿十二年正月十八日

岩永和泉守殿

純忠(花押)

参考文献

- 大村市立史料館寄託 大村家史料「大村家譜」
齋木一馬・林 亮勝・橋本政宣校訂『寛永諸家系図伝』第九(統群書類従完成会 一九八六)
高柳光寿・岡山泰四・齋木一馬編『新訂 寛政重修諸家譜』第十二(統群書類従完成会 一九六五)
「純友追討記」(塙 保己一編『群書類従』第20輯 訂正3版 合戦部 統群書類従完成会 一九七七)
「大村記」(国書刊行会編『史籍雜纂』第一 統群書類従完成会 一九七四)
大村史談会編『九葉夷録』第二冊(大村史談会 一九九五)
大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二一六「新撰士系録」卷之一 複写
大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇二一七「新撰士系録」卷之一 複写
馬渡俊継著 高野和人編『北肥戦誌(九州治乱記)』(青潮社 一九九五)
大塚盛純著 高野和人編『歴代鎮西志』上巻(青潮社 一九九二 復刻版)、同下巻(青潮社 一九九三 復刻版)
「歴代鎮西要略」(近藤瓶城編『改定 史籍集覽』第十八冊 △新加通記類第十V 臨川書店 一九八四復刻)
大村市立史料館所蔵 史料館史料(請求番号)一〇一一九〇「紫雲山延命寺縁起」複写
大村市立史料館寄託 大村家史料「大村家記」